

IV 協定

IV-1	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定-----	5
IV-2	豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定----	21
IV-3	豊島区と秩父市との非常災害時等における相互応援に関する協定----	23
IV-4	豊島区と猪苗代町との非常災害時等における相互応援に関する協定----	25
IV-5	豊島区と三芳町との非常災害時等における相互応援に関する協定----	27
IV-6	豊島区と一関市との非常災害時等における相互応援に関する協定----	29
IV-7	豊島区と関市との非常災害時等における相互応援に関する協定----	31
IV-8	豊島区と神流町との非常災害時等における相互応援に関する協定----	33
IV-9	豊島区と魚沼市との非常災害時等における相互応援に関する協定----	35
IV-10	豊島区と箕輪町との非常災害時等における相互応援に関する協定---	37
IV-11	豊島区と常陸大宮市との非常災害時等における相互応援に関する協定---	39
IV-12	豊島区と那須烏山市との非常災害時等における相互応援に関する協定---	41
IV-13	豊島区と村山市との災害時相互応援協定書-----	43
IV-14	豊島区と能代市との災害時相互応援協定書-----	45
IV-15	豊島区と内子町との非常災害時における相互応援に関する協定---	47
IV-16	豊島区と湯河原町との非常災害時における相互応援に関する協定---	49
IV-17	豊島区と秩父市との災害時におけるパッケージ支援に関する協定---	51
IV-18	豊島区と神流町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定---	54
IV-19	豊島区と那須烏山市との災害時におけるパッケージ支援に関する協定---	57
IV-20	豊島区と内子町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定---	60
IV-21	震災時におけるり災証明発行に関する協定書（豊島消防署・池袋消防署）---	63
IV-22	避難行動要支援者名簿に関する協定（豊島消防署・池袋消防署）---	65
IV-23	り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（東京都総務局・主税局）---	68
IV-24	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書・実施細目 （東京都水道局）----	74
IV-25	災害時における豊島区、豊島郵便局の協力に関する覚書（豊島郵便局）---	76
IV-26	障害者を対象とする避難所施設利用に関する協定書（都立大塚ろう学校）---	78
IV-27	避難所施設利用に関する協定書（都立文京高等学校）-----	82
IV-28	避難所施設利用に関する協定書（都立豊島高等学校）-----	85
IV-29	避難所施設利用に関する協定書（都立千早高等学校）-----	88
IV-30	災害時における相互協力に関する協定（川村学園）-----	91
IV-31	災害時における相互協力に関する協定（十文字学園）-----	93
IV-32	災害時における相互協力に関する協定（学習院）-----	95
IV-33	災害時のヘリコプター発着場としての敷地利用に関する協定 （学習院）----	97

IV-34	災害時における相互協力に関する協定（東京音楽大学）	-----	99
IV-35	災害時における相互協力に関する協定（後藤学園）	-----	101
IV-36	災害時における相互協力に関する協定（立教学院）	-----	103
IV-37	災害時における相互協力に関する協定（大正大学）	-----	105
IV-38	災害時における相互協力に関する協定書（帝京平成大学）	---	107
IV-39	非常災害時における乳幼児救護用特殊調整粉乳の保管に関する協定書 （豊島区薬剤師会）	---	109
IV-40	災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定書 （豊島区薬剤師会）	---	111
IV-41	災害時の医療救護活動に関する協定書 （東京都柔道接骨師会豊島支部 ※現：東京都柔道整復師会豊島支部）	--	113
IV-42	災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目 （豊島区医師会）	---	115
IV-43	災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目 （豊島区歯科医師会）	---	118
IV-44	災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目 （豊島区薬剤師会）	---	121
IV-45	災害時における動物救護活動についての協定・協定細目 （東京都獣医師会 豊島支部）	-	124
IV-46	防災対策の協力に関する協定書（豊島区民社会福祉協議会）	--	127
IV-47	救援センター施設利用に関する協定（豊島区体育協会）	-----	129
IV-48	救援センター施設利用に関する協定 （アシックス・ハリマ・日本水泳振興会共同事業体）	---	131
IV-49	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定 （フロンティア）	---	134
IV-50	災害時における福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関する協定 （フロンティア）	---	138
IV-51	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定 （敬心福祉会）	---	141
IV-52	災害時における福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関する協定 （敬心福祉会）	---	144
IV-53	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定 （恩賜財団東京都同胞援護会）	---	147
IV-54	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定 （七日会）	---	150
IV-55	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定 （清栄会）	---	153
IV-56	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定 （桑の実園福祉会）	---	156
IV-57	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定 （豊島区社会福祉事業団）	---	159

IV-58	補助救援センター施設利用に関する協定（としま未来文化財団）	-- 162
IV-59	補助救援センター施設利用に関する協定（東京ドームグループ）	-- 164
IV-60	水害時における応急対策に関する協定書 （豊島道路建設協力会 ※現:豊島土木防災協会）	-- 166
IV-61	災害時における応急対策に関する協定書 （豊島道路建設協力会 ※現:豊島土木防災協会）	-- 167
IV-62	災害時における応急対策に関する協定書（豊島建設業協会）	-- 168
IV-63	災害時における応急対策に関する協定（豊島電友会）	----- 169
IV-64	災害時における応急対策協力に関する協定 （豊島設備防災協力会）	--- 171
IV-65	災害時における応急対策協力に関する協定 （東京土建一般労働組合 豊島支部）	- 173
IV-66	災害時における応急対策に関する協定（巣鴨建設組合）	----- 175
IV-67	災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書 （赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城北支部）	- 178
IV-68	災害時における応急対策用貨物自動車の供給並びに救援物資等の 仕分け業務の協力に関する協定（東京都トラック協会 豊島支部）	-- 180
IV-69	災害時における緊急輸送協力に関する協定（東京ハイヤー・タクシー協会）	-- 182
IV-70	災害時における応急食品（麺類等）の供給に関する協定書 （東京都麺類協同組合）	--- 184
IV-71	災害時における「飲料水等」の優先供給に関する協定書（秩父源流水）	-- 186
IV-72	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書 （生活協同組合コープとうきょう ※現:生活協同組合コープみらい）	-- 187
IV-73	災害時における応急食料供給の協力等に関する協定書 （豊島・長崎食品衛生協会 ※現:豊島池袋食品衛生協会）	--- 189
IV-74	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書 （東京都米穀小売商業組合豊島支部）	--- 191
IV-75	災害時における飲料水等の供給に関する協定（サントリーフーズ）	-- 193
IV-76	災害時における飲料水等の供給に関する協定（ジャパンビバレッジ）	-- 199
IV-77	災害時における飲料水等の供給に関する協定（ダイドードリンコ）	-- 205
IV-78	災害時における支援物資の供給等に関する協定（ファミリーマート）	-- 211
IV-79	災害時における石油類等の優先供給に関する協定書 （東京石油商業組合 豊島支部）	- 213
IV-80	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定 （東京石油商業組合 都心支部）	- 214
IV-81	震災時における緊急設備支援に関する協定（セレスポ）	----- 221
IV-82	災害時における防災資器材等の提供に関する協定 （豊島区地震対策消火器設備協力会）	--- 223
IV-83	災害時における資機材等の供給に関する協定（川上産業）	---- 227
IV-84	災害時における資機材等の優先的提供に関する協定（アクティオ）	-- 228
IV-85	災害時における資機材等の提供に関する協定（カナモト）	---- 230
IV-86	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（イケオン）	--- 234

IV-87	災害時における井戸及び浴場の使用に関する協定書 (東京都公衆浴場商業協同組合 豊島支部)	- 236
IV-88	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定 (東京都理容生活衛生同業組合 豊島支部)	- 238
IV-89	災害時における手話通訳活動に関する協定 (豊島区登録手話通訳者連絡会)	--- 242
IV-90	災害時における聴覚障害者支援に関する協定 (手話サークル「手響」)	--- 244
IV-91	大規模災害時等における豊島区と豊島区アマチュア無線協議会との 情報収集等の協力に関する協定 (豊島区アマチュア無線協議会)	-- 246
IV-92	災害時における地図製品等の供給等に関する協定 (株式会社ゼンリン)	-- 248
IV-93	災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー)	----- 250
IV-94	帰宅困難者用備蓄物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書 (日本通運)	-- 252
IV-95	災害時における特別法律相談に関する協定 (豊島法曹会)	---- 255
IV-96	災害時における特別総合相談に関する協定 (東京都行政書士会 豊島支部)	-- 260
IV-97	災害時における特別総合相談に関する協定 (東京司法書士会 豊島支部)	-- 262
IV-98	災害時における特別総合相談に関する協定 (社会保険労務士 城北統括支部豊島支部)	- 264
IV-99	災害時における特別総合相談に関する協定 (東京税理士会 豊島支部)	-- 267
IV-100	災害時における特別総合相談に関する協定 (東京パブリック法律事務所)	-- 269
IV-101	災害時における特別総合相談に関する協定 (東京土地家屋調査士会 豊島支部)	- 272
IV-102	災害時における特別総合相談に関する協定 (東京都宅地建物取引業協会 豊島区支部)	- 274
IV-103	災害時における特別総合相談に関する協定 (全日本不動産協会 東京都本部豊島文京支部)	- 277
IV-104	災害時における特別総合相談に関する協定 (東京都不動産鑑定士協会)	--- 280
IV-105	災害時における住家被害認定調査等に関する協定 (東京都不動産鑑定士協会)	--- 285
IV-106	災害時における葬祭等に関する協力協定 (全日本冠婚葬祭互助協会)	-- 292
IV-107	災害時における葬祭等に関する協力協定 (全東京葬祭業連合会)	-- 294
IV-108	災害時における遺体の搬送等に関する協定 (東京都霊柩自動車協会、全国霊柩自動車協会)	--- 298

豊島区防災協定一覧表

1) 特別区

NO	協 定 先	締 結 日
1	各 特別区	H26. 4. 14

2) 地方自治体

NO	協 定 先	締 結 日	住 所	電話番号
1	山形県遊佐町	H 7. 5. 19	山形県遊佐町大字遊佐町字舞鶴 211	0234-72-3311
2	埼玉県秩父市	H 7. 6. 7 H30. 3. 1	埼玉県秩父市熊木町 8-15	0494-22-2211
3	福島県猪苗代町	H 7. 7. 6	福島県猪苗代町字城南 100	0242-62-2111
4	埼玉県三芳町	H 9. 2. 10	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1	049-258-0019
5	岩手県一関市	H13. 6. 30	岩手県一関市竹山町 7-2	0191-21-2111
6	岐阜県関市	H13. 11. 13	岐阜県関市若草通 3-1	0575-22-3131
7	群馬県神流町(万場町・中里村)	H15. 7. 9 H30. 3. 1	群馬県神流町大字万場 90-6	0274-57-2111
8	新潟県魚沼市(堀之内町・小出町・湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村)	H17. 4. 14	新潟県魚沼市小出島 130-1	025-792-1111
9	長野県箕輪町	H17. 4. 23	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298	0265-79-3111
10	茨城県常陸大宮市(美和村・山方町・大宮町・緒川村・御前山村)	H17. 5. 12	茨城県常陸大宮市中富町 3135-6	0295-52-1111
11	栃木県那須烏山市(南那須町・烏山町)	H18. 11. 16 H30. 3. 1	栃木県那須烏山市中央 1-1-1	0287-83-1111
12	山形県村山市	H22. 8. 21	山形県村山市中央 1-3-6	0237-55-2111
13	秋田県能代市	H25. 4. 4	秋田県能代市上町 1-3	0185-52-2111
14	愛媛県内子町	H25. 12. 10 H30. 3. 1	愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111
15	神奈川県湯河原町	H28. 2. 20	神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-2-1	0465-63-2111

3) 教育機関

NO	協 定 先	締 結 日	住 所	電話番号
1	東京都立大塚ろう学校	H 8. 3. 29	豊島区巣鴨 4-20-8	3918-3347
2	東京都立文京高等学校	H 8. 4. 8	豊島区西巣鴨 1-1-5	3910-8231
3	東京都立豊島高等学校	H 9. 1. 30	豊島区千早 4-9-21	3958-0121
4	東京都立千早高等学校	H17. 9. 1	豊島区千早 3-46-21	5964-1721
5	学校法人 川村学園	H10. 7. 7	豊島区目白 2-22-3	3984-2340
6	学校法人 十文字学園	H10. 7. 30	豊島区北大塚 1-10-33	3918-0511
7	学校法人 学習院	H13. 12. 10 H29. 6. 1	豊島区目白 1-5-1	3986-0221
8	学校法人 東京音楽大学	H15. 4. 1	豊島区南池袋 3-4-5	3982-4105
9	学校法人 後藤学園	H15. 9. 5	豊島区南池袋 3-12-5	3982-6152

10	学校法人 立教学院	H15. 11. 28	豊島区西池袋 3-34-1	3985-2231
11	学校法人 大正大学	H17. 6. 20	豊島区西巣鴨 3-20-1	5394-3012
12	学校法人 帝京平成大学	H20. 3. 11	豊島区東池袋 2-51-4	5843-3111

4) 自治体機関・公共的団体

NO	協 定 先	締 結 日	住 所	電 話 番 号
1	豊島消防署 池袋消防署	H25. 3. 15	豊島区東池袋 3-19-20	3985-0119
		H30. 3. 1	豊島区西池袋 2-37-8	3988-0119
2	東京都総務局・主税局	H25. 1. 17	新宿区西新宿 2-8-1	
3	東京都水道局 豊島営業所	S57. 8. 23	豊島区西池袋 1-7-7	5958-5870
4	豊島郵便局	H10. 2. 24	豊島区東池袋 3-18-1	
5	公益社団法人 豊島区薬剤師会	S54. 9. 1	豊島区南池袋 3-2-6	3984-7519
		S55. 9. 1		
		H 8. 4. 19		
6	公益社団法人 東京都柔道整復師会 豊島支部 (旧：社団法人 東京都柔道接骨師会豊島支部)	H 4. 2. 10	豊島区南大塚 3-51-5-1F	3982-3500
7	公益社団法人 豊島区医師会	H 8. 4. 19	豊島区西池袋 3-22-16	3986-2321
8	公益社団法人 豊島区歯科医師会	H 8. 4. 19	豊島区南大塚 2-37-1	3946-7696
9	公益社団法人 東京都獣医師会豊島支部	H21. 10. 7	豊島区長崎 2-14-13	3958-0580
10	社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 (旧：社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会)	H 9. 3. 31	豊島区東池袋 1-39-2	3981-2930
		H29. 8. 1		
11	特定非営利活動法人 豊島区体育協会	H25. 4. 26	豊島区要町 3-47-8	3955-4858
12	社会福祉法人 フロンティア	H17. 12. 1	高田 3-37-17	3981-5051
		H27. 4. 8		
		R 1. 6. 1		
13	社会福祉法人 敬心福祉会	H27. 4. 8	豊島区南池袋 3-7-8	5958-1165
14	社会福祉法人 恩賜財団東京同胞援護会	H27. 4. 8	豊島区長崎 3-26-4	3959-2129
15	社会福祉法人 七日会	H27. 4. 8	豊島区要町 3-54-9	5917-0370
16	社会福祉法人 清栄会	H27. 4. 8	豊島区池袋 1-4-11	3984-7477
17	社会福祉法人 桑の実園福祉会	H27. 11. 12	豊島区東池袋 5-39-18	3928-1360
18	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	H17. 12. 1	豊島区西巣鴨 2-30-20	5980-0294
		H29. 8. 1		
19	公益財団法人 としま未来文化財団	H30. 3. 8	豊島区南池袋 2-34-5	

5) 民間団体等

NO	協 定 先	締 結 日	住 所	電 話 番 号
1	東京ドームグループ	H30. 2. 26	文京区後楽1-3-61	3811-2111
2	アシックス・ハリマ・ 日本水泳振興会共同事業体	H30. 3. 30	(代表団体：アシックスジ ャパン株式会社)	6369-8900
			江東区新砂3-1-18	
3	豊島土木防災協会 (旧：豊島道路建設協力会)	S53. 8. 1	豊島区北大塚 2-7-10	3918-6341
		S63. 2. 23		
4	豊島建設業協会	H 6. 3. 1	豊島区南大塚 2-2-14	3942-1211
5	豊島電友会	H20. 12. 11	豊島区北大塚 3-33-4	3940-2709

6	豊島設備防災協力会 (旧：豊島管友会)	H23. 12. 5 H30. 4. 1	豊島区要町 3-31-1	3530-1050
7	東京土建一般労働組合 豊島支部	H26. 2. 7	豊島区西池袋 5-22-15	3986-2471
8	一般社団法人 巣鴨建設組合	H31. 2. 7	豊島区北大塚 2-28-6	3918-4541
9	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	H 9. 2. 4	板橋区大和町 49-5 浦野ビル 1F	5944-2577
10	東京都トラック協会 豊島支部	H17. 7. 21	豊島区西池袋 5-8-9-404	3981-5414
11	東京ハイヤー・タクシー協会	H28. 10. 6	豊島区池袋本町1-12-1	3984-6251
12	東京都麺類協同組合 長崎支部、他三支部	S57. 2. 18	豊島区南池袋 3-24-16	3971-0643
13	株式会社秩父源流水 (H13. 4. 20 組織変更)	H 8. 2. 9	埼玉県秩父市大滝村大滝 4559	0494-54-3031
14	生活協同組合コープみらい (H25. 3. 21 組織合同)	H 8. 3. 27	中野区中央 5-6-2	3382-5720
15	豊島池袋食品衛生協会	H 9. 7. 23	豊島区東池袋 1-7-9	3984-6701
16	東京都米穀小売商業組合 豊島支部	H17. 12. 1	豊島区千川 1-11-19	3957-6175
17	サントリーフーズ株式会社	H19. 12. 5	港区元赤坂 1-2-3 赤坂見附 MT ビル 6F	3479-1426
18	株式会社ジャパンビバレッジ	H20. 2. 14	墨田区江東橋 2-3-10 倉持ビ ル 16 階	3825-5471
19	ダイドードリンコ株式会社	H20. 3. 12	港区芝 3-8-2	5730-2057
20	株式会社ファミリーマート	H29. 2. 9	豊島区東池袋3-1-1	3989-6600
21	東京都石油商業組合 都心支部 (旧：東京都石油商業組合 豊島支部)	H 6. 3. 1 H31. 3. 26	千代田区永田町 2-17-14	3593-1421
22	株式会社セレスポ	H 8. 4. 3	豊島区北大塚 1-21-5	5974-5555
23	豊島区地震対策消火器設備協力会	H19. 12. 5	豊島区巣鴨 1-4-17	3946-7411
24	川上産業株式会社	H28. 12. 1	千代田区五番町6-2	3288-3231
25	株式会社アクティオ	H29. 8. 31	中央区日本橋3-12-2 朝日ビルディング7階	・首都圏での 震災発生時： 関西支店(06- 6452-1788) ・首都圏以外 での震災発生 時：本社ビル (6854-1411)
26	株式会社カナモト	H29. 9. 12	北海道札幌市中央区大通東 3-1-19	011-209-1620
27	株式会社イケオン	H 9. 6. 9	豊島区東池袋 1-42-8	3986-1221
28	東京都公衆浴場商業協同組合 豊島支部	H 8. 1. 8	豊島区南長崎 3-36-14	3952-4423
29	東京都理容生活衛生同業組合 豊島支部	H18. 12. 25	豊島区高松 2-51-12	3959-3792
30	豊島区登録手話通訳者連絡会	H27. 4. 8	豊島区南池袋 2-45-1 豊島区手話通訳者派遣センター	5396-9361
31	手話サークル「手響」	H27. 4. 8	豊島区南池袋 2-45-1 豊島区手話通訳者派遣センター	5396-9361
32	豊島区アマチュア無線協議会	H27. 3. 16	豊島区上池袋 2-35-4 豊島区アマチュア無線協議会	
33	株式会社ゼンリン	H28. 10. 6	千代田区西神田1-1-1 オフィス21ビル8階	5259-5091

34	ヤフー株式会社	H26. 8. 7	港区赤坂9-7-1	6898-8200
35	日本通運株式会社 東京引越支店	H28. 9. 15	中央区日本橋人形町2-26-5	6418-5550
36	豊島法曹会	H14. 9. 24	千代田区飯田橋 1-7-10	3222-6431
37	東京都行政書士会 豊島支部	H29. 4. 19	豊島区西池袋1-29-5 山の手ビル12階	0120-959-193
38	東京司法書士会 豊島支部	H29. 4. 19	東池袋1-33-4 ニュー池袋ハイツ1205	3980-4246
39	東京都社会保険労務士会 城北統括支部豊島支部	H29. 4. 19	豊島区東池袋1-47-1 庚申ビル602	3985-8760
40	東京税理士会 豊島支部	H29. 4. 19	豊島区西池袋3-30-3 西池本田ビル3階	3981-4585
41	弁護士法人東京パブリック法律事務所	H31. 3. 4	豊島区東池袋1-34-5 いちご東池袋ビル2階	5979-2900
42	東京土地家屋調査士会 豊島支部	H31. 3. 4	豊島区西池袋3-19-10 近江ビル302号	3980-1336
43	公益社団法人 東京都宅地建物 取引業協会 豊島区支部	H31. 3. 4	豊島区東池袋 1-31-6 三昌ビル 3F	3984-2977
44	公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部豊島文京支部	H31. 3. 4	豊島区南大塚 2-39-11 ヒサビル 4F	5940-8151
45	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会	H30. 6. 12 H31. 3. 4	港区虎ノ門 3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル 6階	5472-1120
46	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助 協会	H31. 3. 27	港区西新橋1-18-12 COMS虎ノ門6F	3596-0061
47	全東京葬祭業連合会	H31. 3. 27	文京区目白台2-14-13	3941-4291
48	東京都霊柩自動車協会、一般社団 法人 全国霊柩自動車協会、	H31. 3. 27	(東京都) 新宿区四谷三栄 町11-20 (全国) 新宿区四谷3-2-5	3353-9729 3357-7281

合計 95 団体

IV-1 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っている間は応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第4条の2 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

(相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事

項

- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区へのボランティアの斡旋
 - ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舍の提供
 - ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
 - ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
- (16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
- (17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成8年2月16日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月14日

(23区 各区長 職・氏名 印)

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目

(協定第2条・3条・4条関係)

1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
- ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区並びに東京都等の関係団体に連絡する。

5 本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

(2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

(3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。

(4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6 被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、

電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する。

7 本部の役割と支援区の協力体制

- (1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

8 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区並びに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

9 本部の解散

本部は、8の(3)の決定により解散する。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目 (協定第5条第1号関係)

1 被災区への応援職員の派遣

- ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
- ② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
- ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
- ④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

- ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないよう努める。
- ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
- ③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備のうえ被災地に向かうこととする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目 (協定第5条第2号関係)

- 1 被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。
なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

**避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置
その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目
(協定第5条第3号関係)**

- 1 避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
 - (1) 避難勧告を発令した場合
 - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
 - ① 避難者数
 - ② 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
 - ③ その他緊急に対応する必要がある事項
 - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
 - ① 避難場所周辺の被災の状況
 - ② 避難所に関する情報
 - ③ 交通機関の状況
 - ④ その他被災者に必要な情報
 - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
 - (4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目

(協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。
なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。
- 3 本項は、ペットの同行避難にも配慮するものであり、支援区は、支援を行う。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

動物の保護に関する実施細目

(協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目

(協定第5条第7号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。

- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目 (協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目

(協定第5条第9号関係)

1 被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
- ② 応援を必要とする期間
- ③ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

2 支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は次のとおりとする。

- ① 災害時要援護者の態様と人員
- ② 開設を希望する施設の種類の種類
- ③ 開設を希望する期間
- ④ 避難者の移送方法
- ⑤ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

3 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

(協定第5条第10号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。

この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。

- 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。

この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。

- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。

- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目

(協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。

なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。

- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。

- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。

- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実施細目
(協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目
(協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

帰宅困難者対策に関する実施細目

(協定第5条第14号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。
- 3 その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目

(協定第5条第15号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。
要請の要領は、次のとおりとする。
 - (1) 受入れを要請する児童・生徒の人数
 - (2) 受入れを必要とする期間
 - (3) その他必要な事項
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目
(協定第5条第16号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。
- 3 被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（第5条第1号関係）」に準ずるものとする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

IV-2 豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに遊佐町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに遊佐町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに遊佐町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年5月19日

東京都豊島区

豊島区長 加 藤 一 敏

山形県遊佐町

遊佐町長 小 野 寺 喜 一 郎

IV-3 豊島区と秩父市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 豊島区並びに秩父市は、姉妹都市提携の精神に基づき、いずれかの都市の地域において大規模な災害が発生し、被災した都市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した都市の要請により、災害を受けていない都市が協力・応援を行い、もって、被災した都市が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに秩父市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する都市は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供。
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与。
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣。
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供。
- (5) その他、特に要請のあった事項。

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した都市が実施するものとする。ただし、応援を要請した都市による輸送が困難な場合には、応援を行う都市にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた都市の負担とする。

2 応援を受けた都市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた都市から要請があった場合には応援を行う都市が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに秩父市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年6月7日

東京都豊島区

豊島区長 加 藤 一 敏

埼玉県秩父市

秩父市長 内 田 全 一

IV-4 豊島区と猪苗代町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 豊島区並びに猪苗代町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに猪苗代町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに猪苗代町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年7月6日

東京都豊島区

豊島区長

加

藤

一

敏

福島県猪苗代町

猪苗代町長

津

金

要

雄

IV-5 豊島区と三芳町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 豊島区並びに三芳町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに三芳町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに三芳町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成9年2月10日

東京都豊島区

豊島区長

加

藤

一

敏

埼玉県三芳町

三芳町長

林

孝

次

IV-6 豊島区と一関市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに一関市は、相互協力の友愛精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに一関市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続き)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を弁済するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに一関市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成13年6月30日

東京都豊島区

豊島区長

高野之夫

岩手県一関市

一関市長

浅井東兵衛

IV-7 豊島区と関市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに関市は、相互協力の友愛精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに関市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続き)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を弁済するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに関市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成13年11月13日

東京都豊島区

豊島区長

高

野

之

夫

岐阜県関市

関市長

後

藤

昭

夫

IV-8 豊島区と神流町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに神流町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに神流町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに神流町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成15年7月9日

東京都豊島区

豊島区長

高

野

之

夫

群馬県神流町

神流町長

宮

前

鍬

十郎

IV-9 豊島区と魚沼市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに魚沼市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに魚沼市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに魚沼市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成17年4月14日

東京都豊島区

豊島区長

高

野

之

夫

新潟県魚沼市

魚沼市長

星

野

芳

昭

IV-10 豊島区と箕輪町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに箕輪町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに箕輪町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに箕輪町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成17年4月23日

東京都豊島区

豊島区長

高

野

之

夫

長野県箕輪町

箕輪町長

平

澤

豊

満

IV-11 豊島区と常陸大宮市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに常陸大宮市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに常陸大宮市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに常陸大宮市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成17年5月12日

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

茨城県常陸大宮市

常陸大宮市長 矢 数 浩

IV-12 豊島区と那須烏山市との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに那須烏山市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに那須烏山市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 次条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入
- (6) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員の災害補償等については、次の通りとする。

- (1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病に

かかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。

ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第8条 豊島区並びに那須烏山市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第9条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮の下に行動するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項は、各自自治体が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成18年11月16日

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

栃木県那須烏山市

那須烏山市長 大 谷 範 雄

IV-13 豊島区と村山市との災害時相互応援協定書

豊島区（以下「甲」という。）及び村山市（以下「乙」という。）は、友好的協力の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）被災者の一時収容のための施設の提供
- （5）被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援を要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所及び応援を必要とする期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた側の負担とする。

2 応援を受けた側から要請があった場合には、応援を行う側が当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害

補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

- 2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料・情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年度初めに地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（指揮権）

第9条 応援業務に従事する職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮の下に行動するものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

平成22年8月21日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号

豊 島 区

豊 島 区 長 高 野 之 夫

乙 山形県村山市中央一丁目3番6号

村 山 市

村 山 市 長 佐 藤 清

IV-14 豊島区と能代市との災害時相互応援協定書

(趣 旨)

第1条 豊島区及び能代市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ
- (7) その他、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 豊島区及び能代市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

(連絡の窓口)

第5条 豊島区及び能代市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(物資の輸送等)

第6条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第9条 豊島区及び能代市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第10条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 4日

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

秋田県能代市

能代市長 齊 藤 滋 宣

IV-15 豊島区と内子町との非常災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 豊島区及び内子町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ
- (7) その他、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 豊島区及び内子町のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかなる場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

(連絡の窓口)

第5条 豊島区及び内子町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(物資の輸送等)

第6条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。

ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第9条 豊島区及び内子町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第10条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月10日

東京都豊島区

豊島区長 高野 之夫

愛媛県内子町

内子町長 稲本 隆壽

IV-16 豊島区と湯河原町との非常災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 豊島区及び湯河原町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ
- (7) その他、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げるもの的人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 豊島区及び湯河原町のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

(連絡の窓口)

第5条 豊島区及び湯河原町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(物資の輸送等)

第6条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体の実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。

ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第9条 豊島区及び湯河原町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第10条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月20日

東京都豊島区

豊島区長 高野 之夫

神奈川県湯河原町

湯河原町長 富田 幸宏

IV-17 豊島区と秩父市との災害時におけるパッケージ支援に関する協定

豊島区と秩父市とは平成7年6月7日をもって締結した「豊島区と秩父市との非常災害時等における相互応援に関する協定」(以下「原協定」という)第4条の規定に基づき、支援業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(業務の内容)

第1条 豊島区と秩父市が実施を要請する業務は、災害時に被災自治体が車両及び荷卸しに従事する応援職員(以下「パッケージ支援」という。)を必要とする場合、別表1の範囲内で、支援自治体に速やかに派遣要請を行う。

2 パッケージ支援の要請を受けた支援自治体は、速やかに対応を協議し、要請に応えるよう努める。

(支援内容の報告)

第2条 豊島区と秩父市は、あらかじめ保有する災害時に支援可能なパッケージ支援内容を把握し、相互に報告するものとする。

2 前項の支援内容等に、著しい変化があったとき、又は、一方から要求があった場合は、保有状況を速やかに他方に報告するものとする。

(応援の要請)

第3条 被災自治体は支援自治体に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時を指定してパッケージ支援の出動を、文書または電話等の方法により要請するものとする。

2 支援自治体は、被災自治体に災害対策本部が設置された場合に、被災自治体からの要請があったものとみなし、自主的に出動できるものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、被災自治体が設置する連絡担当部局が行うものとし、支援自治体は、その指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 支援自治体は、業務が完了したときは、直ちに被災自治体が設置する連絡担当部局に報告するものとする。

(実費の請求及び支払い)

第6条 支援自治体は、業務完了後、原協定第6条の規定に基づき、当該業務に要した実費を被災自治体に請求するものとする。

2 被災自治体は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、災害時の混乱等を考慮し、協議により一時的に支援自治体が負担することができるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、両者で協議して定める。

(従事者の災害補償)

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

- (1) 応援職員が被災した自治体への出動、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。
- (2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めがない事項については、その都度、両者で協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 3月 1日

東京都豊島区

豊島区長 高野之夫

埼玉県秩父市

秩父市長 久喜邦康

別表 1 (第 1 条関係)

	パッケージ支援内容	数量等
1	物資搬送車両(積載2t 程度)	2両
2	支援要員(車両1両に付き。運転手を含む)	2名

IV-18 豊島区と神流町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定

豊島区と神流町とは平成 15 年 7 月 9 日をもって締結した「豊島区と神流町との非常災害時等における相互応援に関する協定」(以下「原協定」という)第4条の規定に基づき、支援業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(業務の内容)

第2条 豊島区と神流町が実施を要請する業務は、災害時に被災自治体が車両及び荷卸しに従事する応援職員(以下「パッケージ支援」という。)を必要とする場合、別表1の範囲内で、支援自治体に速やかに派遣要請を行う。

2 パッケージ支援の要請を受けた支援自治体は、速やかに対応を協議し、要請に応えるよう努める。

(支援内容の報告)

第2条 豊島区と神流町は、あらかじめ保有する災害時に支援可能なパッケージ支援内容を把握し、相互に報告するものとする。

2 前項の支援内容等に、著しい変化があったとき、又は、一方から要求があった場合は、保有状況を速やかに他方に報告するものとする。

(応援の要請)

第3条 被災自治体は支援自治体に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時を指定してパッケージ支援の出動を、文書または電話等の方法により要請するものとする。

2 支援自治体は、被災自治体に災害対策本部が設置された場合に、被災自治体からの要請があったものとみなし、自主的に出動できるものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、被災自治体が設置する連絡担当部局が行うものとし、支援自治体は、その指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 支援自治体は、業務が完了したときは、直ちに被災自治体が設置する連絡担当部局に報告するものとする。

(実費の請求及び支払い)

第6条 支援自治体は、業務完了後、原協定第6条の規定に基づき、当該業務に要した実費を被災自治体に請求するものとする。

2 被災自治体は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、災害時の混乱等を考慮し、協議により一時的に支援自治体が負担することができるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、両者で協議して定める。

(従事者の災害補償)

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(3) 応援職員が被災した自治体への出動、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(4) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めがない事項については、その都度、両者で協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 3月 1日

東京都豊島区

豊島区長 高野之夫

群馬県神流町

神流町長 田村利男

別表 1 (第 1 条関係)

	パッケージ支援内容	数量等
1	物資搬送車両(積載2t 程度)	2両
2	支援要員(車両1両に付き。運転手を含む)	2名

IV-19 豊島区と那須烏山市との災害時におけるパッケージ支援に関する協定

豊島区と那須烏山市とは平成 18 年 11 月 16 日をもって締結した「豊島区と那須烏山市との非常災害時における相互応援に関する協定」(以下「原協定」という)第4条の規定に基づき、支援業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(業務の内容)

第3条 豊島区と那須烏山市が実施を要請する業務は、災害時に被災自治体が車両及び荷卸しに従事する応援職員（以下「パッケージ支援」という。）を必要とする場合、別表1の範囲内で、支援自治体に速やかに派遣要請を行う。

2 パッケージ支援の要請を受けた支援自治体は、速やかに対応を協議し、要請に応えるよう努める。

(支援内容の報告)

第2条 豊島区と那須烏山市は、あらかじめ保有する災害時に支援可能なパッケージ支援内容を把握し、相互に報告するものとする。

2 前項の支援内容等に、著しい変化があったとき、又は、一方から要求があった場合は、保有状況を速やかに他方に報告するものとする。

(応援の要請)

第3条 被災自治体は支援自治体に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時を指定してパッケージ支援の出動を、文書または電話等の方法により要請するものとする。

2 支援自治体は、被災自治体に災害対策本部が設置された場合に、被災自治体からの要請があったものとみなし、自主的に出動できるものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、被災自治体が設置する連絡担当部局が行うものとし、支援自治体は、その指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 支援自治体は、業務が完了したときは、直ちに被災自治体が設置する連絡担当部局に報告するものとする。

(実費の請求及び支払い)

第6条 支援自治体は、業務完了後、原協定第6条の規定に基づき、当該業務に要した実費を被災自治体に請求するものとする。

2 被災自治体は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、災害時の混乱等を考慮し、協議により一時的に支援自治体が負担することができるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、両者で協議して定める。

(従事者の災害補償)

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(5) 応援職員が被災した自治体への出動、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(6) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めがない事項については、その都度、両者で協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 3月 1日

東京都豊島区

豊島区長 高野之夫

栃木県那須烏山市

那須烏山市長 川俣純子

別表 1 (第 1 条関係)

	パッケージ支援内容	数量等
1	物資搬送車両(積載2t 程度)	1両
2	支援要員(車両1両に付き。運転手を含む)	2名

IV-20 豊島区と内子町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定

豊島区と内子町とは平成25年12月10日をもって締結した「豊島区と内子町との非常災害時等における相互応援に関する協定」(以下「原協定」という)第2条の規定に基づき、支援業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(業務の内容)

第4条 豊島区と内子町が実施を要請する業務は、災害時に被災自治体が車両及び荷卸しに従事する応援職員(以下「パッケージ支援」という。)を必要とする場合、別表1の範囲内で、支援自治体に速やかに派遣要請を行う。

2 パッケージ支援の要請を受けた支援自治体は、速やかに対応を協議し、要請に応えるよう努める。

(支援内容の報告)

第2条 豊島区と内子町は、あらかじめ保有する災害時に支援可能なパッケージ支援内容を把握し、相互に報告するものとする。

2 前項の支援内容等に、著しい変化があったとき、又は、一方から要求があった場合は、保有状況を速やかに他方に報告するものとする。

(応援の要請)

第3条 被災自治体は支援自治体に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時を指定してパッケージ支援の出動を、文書または電話等の方法により要請するものとする。

2 支援自治体は、被災自治体に災害対策本部が設置された場合に、被災自治体からの要請があったものとみなし、自主的に出動できるものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、被災自治体が設置する連絡担当部局が行うものとし、支援自治体は、その指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 支援自治体は、業務が完了したときは、直ちに被災自治体が設置する連絡担当部局に報告するものとする。

(実費の請求及び支払い)

第6条 支援自治体は、業務完了後、原協定第6条の規定に基づき、当該業務に要した実費を被災自治体に請求するものとする。

2 被災自治体は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、災害時の混乱等を考慮し、協議により一時的に支援自治体が負担することができるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、両者で協議して定める。

(協議)

第8条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めがない事項については、その都度、両者で協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 3月 1日

東京都豊島区

豊島区長 高野之夫

愛媛県内子町

内子町長 稲本隆壽

別表 1 (第 1 条関係)

	パッケージ支援内容	数量等
1	物資搬送車両(積載2t 程度)	1両
2	支援要員(車両1両に付き。運転手を含む)	2名

IV-21 震災時におけるり災証明発行に関する協定書（豊島消防署・池袋消防署）

豊島区（以下「甲」という。）、東京消防庁豊島消防署（以下「乙」という。）及び東京消防庁池袋消防署（以下「丙」という。）は、相互協力により震災時におけるり災証明の発行を行うため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害発生に備え、東京都地域防災計画（平成24年11月東京都総務局）に基づき、被災者の再建支援等の業務を円滑に遂行するため、震災時におけるり災証明の発行に関する事項を定めることを目的とする。

（連絡会の開催）

第2条 甲、乙及び丙は、地震災害発生後に協議を行い、連携してり災証明の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催して次に掲げる項目を定める。

- (1) 被害状況調査開始時期に関すること。
- (2) 被害状況調査体制に関すること。
- (3) 情報の共用に関すること。
- (4) 発行場所に関すること。
- (5) 発行開始時期及び終期に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

（被災者台帳を用いた生活再建支援システムの使用）

第3条 甲は、乙又は丙が甲と連携してり災証明の発行及び火災調査業務を行う場合は、被災者台帳（被災者の被害情報や生活再建支援施策の実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。）を用いた生活再建支援システム、パソコン等の必要な資器材の使用を認めるものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により使用を認められた資器材について、り災証明の発行及び火災調査業務を行うために必要な範囲で使用する。

（被災情報の提供）

第4条 甲は、乙又は丙が火災被害に対するり災証明の発行及び火災調査業務を行うために必要があると認められる場合は、乙又は丙の求めに応じて、被災者の情報（住民基本台帳及び固定資産家屋課税台帳に係る情報）を提供する。

2 乙及び丙は、甲がり災証明の発行及び被災者台帳の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災被害調査結果の情報を提供する。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を乙に提供する。

4 前項の規定は、丙に提供する場合について準用する。

（情報管理）

第5条 甲、乙及び丙は、前条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲、乙及び丙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

（提供情報の目的外使用の禁止）

第6条 甲は、乙及び丙から提供を受けた情報を、第4条第2項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

2 乙及び丙は、甲から提供を受けた情報を、第4条第1項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

(費用負担)

第7条 り災証明発行に伴う費用については、甲乙丙が協議して負担分を決定する。

(その他)

第8条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年3月15日

甲 豊島区東池袋一丁目18番1号

豊島区長 高野 之夫

乙 豊島区東池袋三丁目19番20号
東京消防庁豊島消防署

豊島消防署長 齋藤 和文

丙 豊島区西池袋二丁目37番8号
東京消防庁池袋消防署

池袋消防署長 菊池 勲

IV-22 避難行動要支援者名簿に関する協定（豊島消防署・池袋消防署）

豊島区（以下「甲」という）と東京消防庁豊島消防署（以下「乙」という）及び東京消防庁池袋消防署（以下「丙」という。）とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「要支援者」という）の取り扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11に規定する名簿情報の漏えいの防止のため、取り扱い等必要な事項を定めるものである。

（名簿の利用目的）

第2条 甲から乙及び丙に対して提供された名簿情報は、要支援者に対する、災害の発生に備えた平時の避難支援対策の実施及び災害発生時における緊急対応に利用するものとする。

（提供する個人情報）

第3条 甲は、保有する要支援者の個人情報をもとに名簿を作成し、乙及び丙に対し、当該管轄区域の名簿を提供する。

2 名簿は、個人情報漏えいの危険性を低減するために、書面により提供する。

3 名簿に記載する要支援者は、乙及び丙の管轄する地域内に居住する以下の者を対象とする。

（1）75歳以上の者のうち次のアまたはイに該当するもの

ア 一人暮らしのもの

イ 上記アを除く、65歳以上の者のみで構成された世帯に属するもの

（2）愛の手帳所持者

（3）身体障害者手帳所持者であって、次のアからウのいずれかに該当するもの

ア 下肢機能障害が1級から3級までのもの

イ 体幹機能障害が1級から3級までのもの

ウ 移動機能障害が1級から3級までのもの

（4）要介護認定者であって、次のアまたはイに該当するもの

ア 一人暮らしのもの

イ 上記アを除く、65歳以上の者のみで構成された世帯に属するもの

（5）人工呼吸器を利用している方で別途、区に名簿登載の申し込みをしたもの

（6）精神障害者保健福祉手帳所持者 1～2級で、区に名簿登載の申し込みをしたもの

4 名簿に登載する要支援者の個人情報は、以下の項目とする。

（1）住所又は居所

（2）氏名・通称

（3）生年月日

（4）性別

（5）電話番号又はファクシミリ番号

（6）登録事由（対象内容）

(名簿の適正な管理)

第4条 乙及び丙は、名簿について東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年12月21日東京都条例第113号）に基づき適正な管理を行わなければならない。

第5条 乙及び丙は、提供された名簿を、第2条に定める目的以外に利用したり、もしくは第三者に漏らしてはならない。

第6条 乙及び丙は、紛失、破損、漏えいその他前条の適正な管理に支障があったときは、直ちに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(名簿の保管・返却)

第7条 乙及び丙は、名簿を保管するにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿は、施錠可能な場所で、第三者の目に触れないよう保管すること。
- (2) 乙及び丙は、甲から名簿の保管状況について確認したい旨の通知があった場合には、これに協力する。
- (3) 乙及び丙は、名簿更新の際、不要となる旧名簿を速やかに返却すること。
- (4) 乙及び丙は、名簿が不要になった場合、その他甲から名簿の返却を求められた場合には、速やかに甲に返却すること。

(事故発生時における報告)

第8条 乙及び丙は、甲から提供された名簿情報について、その漏洩、紛失、毀損及び改ざん等の事故が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年12月21日条例第113号）及び豊島区個人情報保護条例（平成12年3月豊島区条例第3号）の趣旨に則り、甲と乙及び丙が協議した上で定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成30年3月1日

甲	豊島区南池袋二丁目45番1号 豊島区長	高野之夫
乙	豊島区東池袋三丁目19番20号 東京消防庁豊島消防署 豊島消防署長	高直人
丙	豊島区西池袋二丁目37番8号 東京消防庁池袋消防署 池袋消防署長	富井道高

IV-23 り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（東京都総務局・主税局）

東京都総務局（以下「甲」という。）、東京都主税局（以下「乙」という。）及び豊島区（以下「丙」という。）は、都内における災害等の発生に備え、東京都震災復興マニュアル（平成15年3月東京都総務局発行。以下「震災復興マニュアル」という。）及び区市町村震災復興標準マニュアル（平成21年3月東京都総務局発行。以下「標準マニュアル」という。）に基づき、相互連携と協力の下、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、り災証明発行に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「家屋台帳の情報」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）固定資産家屋課税台帳のうち実施細目に定める項目
- （2）前号の項目に係るコードの読替え表

（家屋台帳の情報の提供）

第2条 乙は、丙がり災証明の発行及び生活再建支援業務に利用するため、震災復興マニュアル第1章第2節1「都民被害の状況把握」、標準マニュアル第1章第2節1「家屋・住家の被害状況の把握」及び第3節1「り災証明発行の準備」に基づく丙からの要請により、家屋台帳の情報を提供する。

（目的外利用の禁止）

第3条 丙は、家屋台帳の情報をり災証明の発行及び生活再建支援業務以外の目的で利用してはならない。

（家屋台帳の情報の管理等）

第4条 丙は、家屋台帳の情報並びに当該情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第2項及び第8条において同じ。）及び当該情報を記載した書面を適切に管理しなければならない。

2 丙は、丙が指定したものに家屋台帳の情報並びに当該情報を記録した電磁的記録媒体及び当該情報を記載した書面を管理させる時は、前項と同様に適切に管理させなければならない。

3 丙は、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を乙に提出しなければならない。

4 丙（丙が指定したものを含む。）の故意又は過失により、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償その他損害回復に関する一切の責任は、丙が負うものとする。

（被災者情報の提供）

第5条 丙は、東京都が被災者の生活再建支援等の業務に利用するため、震災復興マニュアル第1章第2節1「都民被害の状況把握」及び2「都民生活の復旧・復興状況の把握」並びに標準マニュアル第1章第2節2「住民の被害・被災後の生活状況の把握」及び5「住民生活の再建状況等の把握」に基づく東京都からの要請により、り災証明を発行する際に丙が作成した被災者に関する情報（以下「被災者情報」という。）を甲（東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）第1条に規定する復興本部の設置後であっては、復興本部。以下同じ。）に提供する。

2 丙は、被災者に災証明を発行する際、被災者情報を東京都に情報提供する旨を周知するものとする。

(目的外利用の禁止)

第6条 甲及び次条の規定により情報提供を受ける東京都関係各局は、被災者情報を被災者の生活再建支援等の業務以外の目的で利用してはならない。

(被災者情報の各局への提供等)

第7条 甲は、被災者の生活再建支援等の業務の遂行のため必要があると認めるときは、被災者情報を東京都関係各局に提供することができる。

2 甲は、被災者情報を東京都関係各局に提供する前に、当該局が被災者情報を利用する目的を丙に報告しなければならない。

(被災者情報の管理等)

第8条 被災者情報を利用する甲及び東京都関係各局の職員又は東京都が指定したものは、被災者情報並びに当該情報を記録した電磁的記録媒体及び当該情報を記載した書面を適切に管理しなければならない。

2 甲は、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに丙に事故の内容を記載した書面を提出しなければならない。

3 東京都（東京都が指定したものを含む。）の故意又は過失により、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償その他損害回復に関する一切の責任は、東京都が負うものとする。

(情報提供の頻度)

第9条 乙は、丙に対して年1回、家屋台帳の情報を提供する。

第10条 丙は、災害等の被害状況等に応じて東京都との相互連携をより円滑に行う必要があると判断した場合は、甲に対し、被災者情報を随時提供する。

(費用負担)

第11条 この協定の締結後、新たな費用負担が発生する場合は、別途、甲、乙及び丙で協議して定める。

(個人情報保護手続の完了)

第12条 甲、乙及び丙は、協定締結に当たり、個人情報の目的外提供及び収集に関して、それぞれの個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審議会の了解を得る等、所定の手続を完了しておかななければならない。

(疑義等の解決)

第13条 この協定の内容に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

(実施の細目)

第14条 この協定に定めるもののほか、情報提供等の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成25年1月17日から施行する。

この協定の合意の証として、甲、乙及び丙は、正本3通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成25年1月17日

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都総務局
局長 笠井 謙一
- 乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都主税局
局長 新田 洋平
- 丙 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
区長 高野 之夫

り災証明発行に係る情報提供等に関する協定

実施細目

東京都総務局（以下「甲」という。）、東京都主税局（以下「乙」という。）及び豊島区（以下「丙」という。）は、り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（以下「協定書」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（家屋台帳の情報の提供方法等）

第1条 家屋台帳の情報は、一般家屋、区分所有家屋(全件分)、区分所有家屋（主棟分）及び共有者の4つのファイルに分割して提供する。

2 固定資産家屋課税台帳のうち実施細目に定める項目は、前項のファイルの種類に応じて、次のとおりとする。

（1） 一般家屋ファイル、区分所有家屋（全件分）ファイル、区分所有家屋（主棟分）ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
物件明細一棟コード本棟	物件明細一棟コード枝番	主符棟コード
所在番号（街区符号）	所在番号（住居番号）	所在番号（枝番）
建物番号	家屋番号	所有者氏名
所有者都道府県名	所有者区市郡名	所有者住所
所有者方書	所有者共有者数	登記種類用途コード
登記構造コード	登記屋根コード	登記地上階建
登記地下階建	登記居住階（自）	登記居住階（至）
登記床面積		

（2） 共有者ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
共有者番号	共有者氏名	共有者都道府県名
共有者区市郡名	共有者住所	共有者方書
共有者持分分母	共有者持分分子	

3 コードの読替え表は、次に掲げるコード表とする。

- （1） 登記種類用途コード表
- （2） 登記構造コード表
- （3） 登記屋根コード表

（家屋台帳の情報の提供形態及び提供方法）

第2条 乙の提供する家屋台帳の情報の形態は、テキストファイル（CSV形式）とする。

2 乙は、暗号化処理した家屋台帳の情報を、情報提供に供する電磁的記録媒体（以下「情報記録媒体」という。）に記録した上で、丙に提供する。この場合において、情報記録媒体は、乙が用意する。

（家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の授受及び搬送等）

第3条 家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の授受は、乙が指示する方法により、日時及び場所を指定して行う。

2 家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の搬送は、丙の責任において、丙の職員が行うものとする。

3 丙は、家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の搬送中における盗難、紛失、破損（記録内容の破損を含む。）及び汚損の防止に努めなければならない。

（過年度情報の消去等）

第4条 乙から家屋台帳の情報の提供を受けた丙は、過去に提供を受けた家屋台帳の情報（以下この条において「過年度情報」という。）がある場合、過年度情報及びそのコピーについて全て消去（過年度情報を記載した書面については適切に廃棄）しなければならない。

2 丙は、新たに家屋台帳の情報の提供を受けた日から14日以内に、過年度情報を記録した情報記録媒体を破壊することとし、破壊した旨及び当該情報のコピーを消去した旨（当該情報を記載した書面については適切に廃棄した旨）を記載した書面を乙に提出しなければならない。

（家屋台帳の情報の提供時期）

第5条 乙は、丙に対して家屋台帳の情報を年1回（概ね毎年7月頃）提供する。ただし、協定締結初年度の提供時期については、乙と丙とが別途協議して定める。

（被災者情報の提供形態及び提供方法）

第6条 丙が甲（東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）第1条に規定する復興本部の設置後にあつては、復興本部。以下同じ。）に提供する被災者情報の形態は、テキストファイル（CSV形式）とする。

2 丙は、被災者情報を、情報記録媒体に記録した上で、東京都に提供する。この場合において、情報記録媒体は、丙が用意する。

3 前2項の規定にかかわらず、丙は、災害等の状況により情報記録媒体での提供が困難であると認める場合は、甲に協議の上、被災者情報を書面で提供することができる。

（被災者情報を記録した情報記録媒体の授受及び搬送等）

第7条 被災者情報を記録した情報記録媒体の授受は、甲と丙とが協議の上、日時、場所及び方法を定めて行う。

2 被災者情報を記録した情報記録媒体又は被災者情報を記載した書面の搬送は、甲の責任において、甲の職員が行うものとする。

3 甲は、被災者情報を記録した情報記録媒体又は被災者情報を記載した書面の搬送中における盗難、紛失、破損（記録内容の破損を含む。）及び汚損の防止に努めなければならない。

（被災者情報の消去等）

第8条 東京都は、被災者の生活再建支援等の業務が終了した後は、速やかに丙から提供を受けた被災者情報及びそのコピーについて全て消去（被災者情報を記載した書面については適切に廃棄）しなければならない。

2 東京都は、前項に規定する処理を行った後速やかに、被災者情報を全て消去した旨（当該情報を記載した書面については適切に廃棄した旨）を記載した書面を丙に提出しなければならない。

（被災者情報の提供時期等）

第9条 丙は被災者情報について、被災状況調査の進行に合わせて随時甲に対して提供する。その場合、同一の災害等で、複数回提供する場合もある。

この細則の合意の証として、甲、乙及び丙は、正本3通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成25年1月17日

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都総務局
局長 笠井 謙一
- 乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都主税局
局長 新田 洋平
- 丙 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
区長 高野 之夫

IV-24 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書・実施細目（東京都水道局）

東京都知事を甲とし、豊島区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）に基づき豊島区立西池袋公園に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協 力）

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣意に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

（維持管理）

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

（応急給水）

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資機材以外のものに係る経費を負担するものとする。

（関 連 区）

第6条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

（実施細目）

第7条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

（適用期日）

第8条 この協定は、昭和57年8月23日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和57年8月23日

東京都知事 鈴木 俊 一

豊島区長 日 比 寛 道

《 「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」の実施細目 》

東京都水道局長（以下「甲」という。）と豊島区長（以下「乙」という。）は、乙と東京都知事との間で昭和 57 年 8 月 23 日に締結した「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」（以下「協定」という。）第 7 条の規定に基づく協定の実施細目を、次のとおり定める。

（給水施設の使用方法）

第 1 条 乙は、協定第 4 条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「豊島区立西池袋公園内震災対策用応急給水施設に関する取扱要綱」第 6 項の規定に従い使用しなければならない。
この場合において、乙は、水質の保全並びに給水施設及び給水施設内の器具等の維持管理に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

（災害訓練に使用する場合の手続）

第 2 条 協定第 4 条ただし書による甲の承認手続等は、次の各号による。
(1) 別紙様式 1 に必要事項を記載し、災害訓練実施日の 7 日前までに東京都水道局北部第一支所長（以下「支所長」という。）に届け出て、その承認を得ること。
(2) 災害訓練が終了したときは、直ちにその旨を支所長に連絡すること。

（責任者の選任）

第 3 条 給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の使用に係る責任者を選任し、様式 2 により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（資器材の搬入等）

第 4 条 乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬入した資器材を点検しようとするときは、様式 3 により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

（非常用備品等の補充）

第 5 条 乙は、災害訓練その他により、給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を消費し、消耗し又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

（損害賠償）

第 6 条 乙が、故意又は過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

（疑義等の解釈）

第 7 条 この実施細目の解釈に疑義が生じたとき又はこの実施細目に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（適用期日）

第 8 条 この実施細目は昭和 57 年 8 月 23 日から適用する。

甲と乙とは、上記実施細目締結の証として、本書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その一通を保有する。

昭和 57 年 8 月 23 日

甲 東京都水道局長 田 中 文 次

乙 豊島区長 日 比 寛 道

IV-25 災害時における豊島区、豊島郵便局の協力に関する覚書（豊島郵便局）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島郵便局（以下「乙」という。）は、豊島区内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、豊島区内に災害が発生し次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- 1 乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。
- 2 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を、避難場所、物資集積場所等として提供すること。
- 3 被災区民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- 4 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- 5 災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱をすること。
- 6 その他、前記各号に定めのない事項で協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内においてこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請したものが負担する。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては豊島区防災課長、乙においては豊島郵便局総務課長とする。

第8条 この覚書に定めのない事項及び覚書に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

第9条 この覚書の有効期間は、平成10年2月24日から、平成10年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2ヵ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、な

お、1年間効力を有するものとする。

以後の場合も同様とする。

上記の覚書の有効締結の証とするため、この書面2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自、その1通を保有する。

平成10年2月24日

甲 東京都豊島区東池袋1丁目18番1号
豊島区長 加藤 一 敏

乙 東京都豊島区東池袋3丁目18番1号
豊島郵便局長 寺 澤 誠

IV-26 障害者を対象とする避難所施設利用に関する協定書（都立大塚ろう学校）

豊島区長を「甲」とし、都立大塚ろう学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、甲の計画する二次避難所（障害者を対象とする避難所。）として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とするものとする。この場合、甲は、介護者（家族を含む。）を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5 甲は、第4に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第6 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設機関）

第8 避難所の開設機関は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第9 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に務めるものとする。

（避難所の終了）

第10 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第11 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

1. この協定は、平成8年4月1日から施行する。
2. この協定に、甲の二次非難所（障害者関係）計画関係書類「二次避難所（障害者関係）概要」を添付する。
3. 甲が避難所として使用する場所は、乙の管理する施設のうち体育館に限るものとし、この協定書に都立大塚ろう学校施設見取り図を添付して明らかにする。
4. 避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

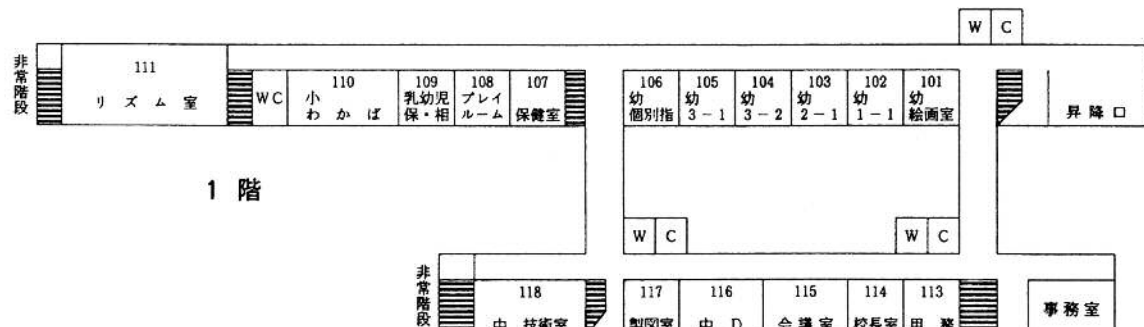
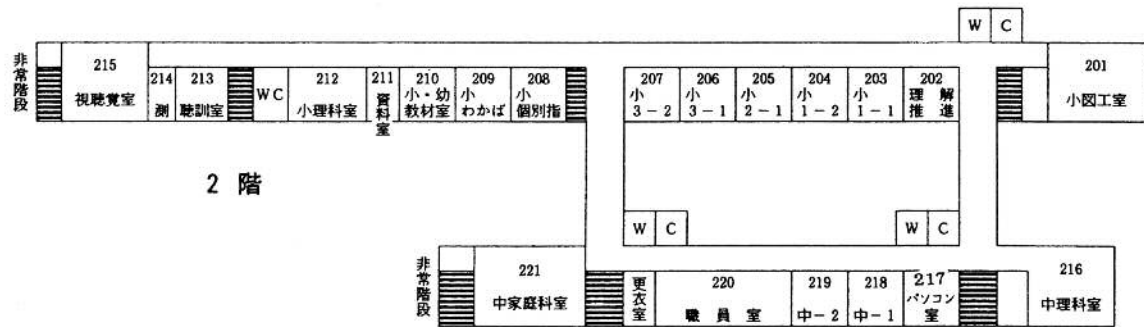
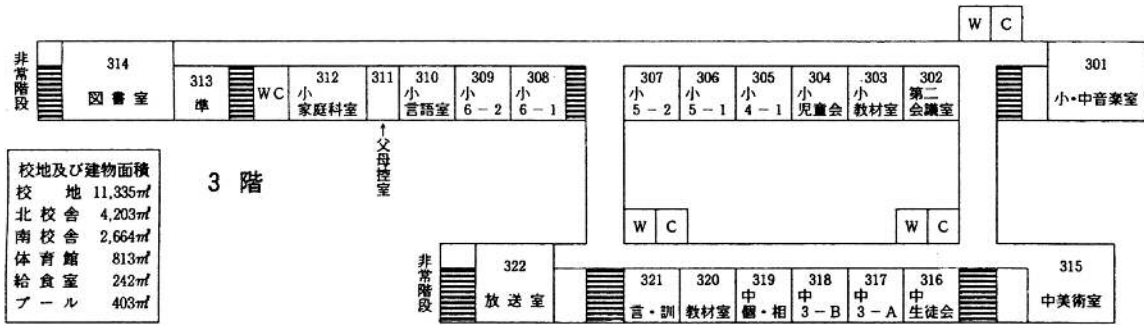
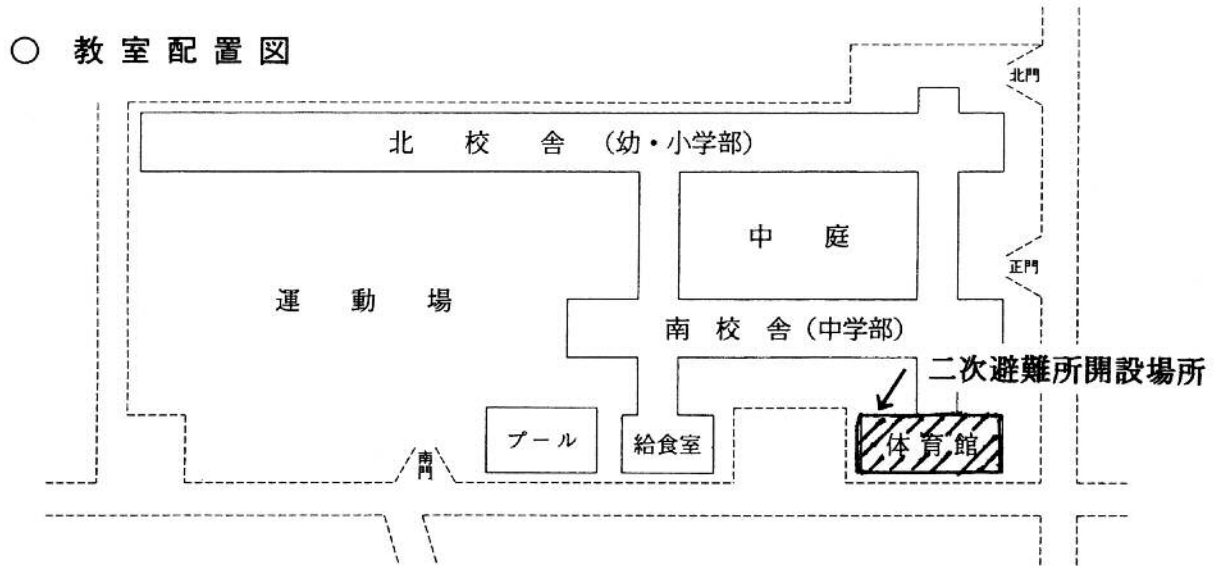
平成8年3月29日

(甲) 豊島区長 加 藤 一 敏

(乙) 東京都立大塚ろう学校長 脇 坂 順 雄

東京都立大塚ろう学校 施設見取り図

○ 教室配置図



二次避難所（障害者関係）概要

豊 島 区

1. 豊島区災害対策本部長（区長。以下「本部長」という。）は、障害者について、救援センター（被災した区民の救援・救護活動を行うための地域の拠点施設として区立小中学校等を対象に設置。情報連絡・給食給水・医療救護・仮泊の機能を整備。）では十分な救援・救護活動が実施できないと認めるときは「二次避難所」を開設して保護する。
2. 「二次避難所」は、区立心身障害者福祉センター、区立目白福祉作業所、区立駒込福祉作業所、区立目白生活実習所、区立駒込生活実習所及び都立大塚ろう学校を対象に開設する。
ただし、区有施設以外の施設は開設を後順位とする。
3. 本部長は、救援センターに避難したり災者において、救援センターでの生活が困難と認める障害者がある場合は、原則として、本人の申請に基づき「二次避難所」で受入れ保護する。
受入れの基準は、おおむね次の基準による。

<基準>身体障害者手帳1・2級の者または愛の手帳1・2度の者。ただし、視覚・聴覚障害者を除く。
4. 二次避難所での災害応急対策の内容は、給食・給水、生活必需品等の支給のほか、り災者の日常生活を支援することを主な内容とする。
5. 二次避難所の運営は、豊島区災害対策本部地域防災部二次避難所担当課が、保護者もしくは介護者の協力を得て実施する。
6. 二次避難所を閉鎖したときは、二次避難所担当課長は、二次避難所を開設した施設が、速やかに本来の業務を実施できるよう、施設の復旧に務める。

IV-27 避難所施設利用に関する協定書（都立文京高等学校）

豊島区長を「甲」とし、都立文京高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に務めるものとする。

（避難所の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた際、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

1. この協定は、平成8年4月8日から施行する。
2. 避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

平成8年4月8日

(甲) 豊 島 区 長 加 藤 一 敏

(乙) 東京都立文京高等学校長 水 谷 弘

IV-28 避難所施設利用に関する協定書（都立豊島高等学校）

豊島区長を「甲」とし、都立豊島高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

1. この協定は、平成9年2月1日から施行する。
2. 第3で乙が指定する場所は、本協定に添付した学校施設見取り図で示した場所とする。
3. 避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

平成9年1月30日

(甲) 豊 島 区 長 加 藤 一 敏

(乙) 東京都立豊島高等学校長 小 田 幸 世

IV-29 避難所施設利用に関する協定書（都立千早高等学校）

豊島区長を「甲」とし、東京都立千早高等学校長を「乙」とし、甲乙の間においてつぎのとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第4条 甲は、避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第5条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

附 則

1. この協定は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。
2. 第 3 条で、乙が指定する場所は、本協定に添付した学校施設見取り図で示した場所とする。
3. 避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

平成 17 年 9 月 1 日

(甲) 豊島区長

高 野 之 夫

(乙) 東京都立千早高等学校長

佐 藤 芳 孝

IV-30 災害時における相互協力に関する協定（川村学園）

豊島区を「甲」とし、学校法人川村学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲と乙がお互い平素より連絡を密にし、災害時には園児・児童・生徒及び地域住民の安全の確保を図るため災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（利用する施設の範囲）

（協力の内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次の通りとする。

ア 甲は乙の施設内に個別受信機を設置して、甲の情報を提供する。

イ 甲は、乙の施設内外の火災に対し消火器等の設置を図り、乙は初期消火活動に協力する。

ウ 乙は管理する施設のうち一時避難所及び防災拠点として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、災害時の円滑な運営を図るものとする。

（一時避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において一時避難所を開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

2 乙は、東京都の指定する避難場所（学習院大学）に住民等が避難した場合、乙が管理する施設のうち防災拠点として活用できる乙の施設を提供するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき一時避難所及び防災拠点を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書また口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所及び防災拠点の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（一時避難所の管理）

第5条 一時避難所及び防災拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 一時避難所及び防災拠点の管理運営について、乙は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。また、施設利用の際、施設等に損害を生じた場合も甲の負担で修理するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 乙が行う防災訓練に対し、甲は、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成10年7月7日から平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに甲、乙双方意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

1 この協定は、平成10年7月7日から施行する。

平成10年7月7日

(甲) 豊島区長

加 藤 一 敏

(乙) 学校法人

川村学園 理事長

川 村 澄 子

IV-31 災害時における相互協力に関する協定（十文字学園）

豊島区を「甲」とし、学校法人十文字学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲と乙がお互い平素より連絡を密にし、災害時には園児及び生徒並びに地域住民の安全の確保を図るため災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（利用する施設の範囲）

第2条 この協定書に基づき甲が利用する施設は、乙の管理する施設のうち豊島区北大塚に存する学校施設に限る。

（協力の内容）

第3条 甲と乙の協力の内容は、次の通りとする。

ア 甲は乙の施設内に個別受信機を設置して、甲の情報を提供する。

イ 甲は、乙の施設内外の火災に対し消火器等の設置を図り、乙は初期消火活動に協力する。

ウ 乙は管理する施設のうち一時避難所及び防災拠点として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め災害時の円滑な運営を図るものとする。

（一時避難所及び防災拠点の開設）

第4条 甲は、災害時において一時避難所及び防災拠点を開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、第3条に基づき一時避難所及び防災拠点を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書また口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所及び防災拠点の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（一時避難所の管理）

第6条 一時避難所及び防災拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 一時避難所及び防災拠点の管理運営について、乙は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。また、施設利用の際、施設等に損害を生じた場合も甲の負担で修理するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 条 甲は、乙の管理する施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第 11 条 乙が行う防災訓練に対し甲は、支援するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、平成 10 年 7 月 30 日から平成 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに甲、乙双方意思表示がない場合はさらに 1 年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協 議)

第 13 条 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

1 この協定は、平成 10 年 7 月 30 日から施行する。

平成 10 年 7 月 30 日

(甲) 豊島区長

加 藤 一 敏

(乙) 学校法人

十文字学園 理事長

十 文 字 一 夫

IV-32 災害時における相互協力に関する協定（学習院）

豊島区を「甲」とし、学校法人学習院を「乙」とし、甲乙の間において東京都が指定する避難場所運用の際の相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生・生徒・園児及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- 一 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。
- 二 甲は、乙の施設内に大型消火器を設置する。
- 三 乙は、災害時に乙の施設の近隣に火災が生じた場合、初期消火活動に協力する。
- 四 乙は、災害時に避難所として地域住民に開放する施設（体育館等の建物）の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時に乙の施設内に避難所を開設する必要がある場合、前条第4号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所を開設する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請につき、7日を限度とする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成13年12月10日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成13年12月10日

(甲) 豊島区長

高野之夫

(乙) 学校法人 学習院 理事長

島津久厚

IV-33 災害時のヘリコプター発着場としての敷地利用に関する協定（学習院）

豊島区を「甲」とし、学校法人学習院を「乙」とし、甲乙の間において、災害時のヘリコプター発着場（以下「発着場」という。）としての敷地利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時の負傷者搬送及び物資輸送等のため、災害時の発着場としての敷地利用について、必要な事項を定める。

（協力の内容）

- 第2条 甲は、前条の定めにより、乙の敷地の一部を、発着場として使用することを要請できる。
- 2 乙は、甲の要請に基づき、安全を確保したうえで、乙の敷地の一部を、発着場として使用することを承諾する。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙が安全を確保できない等特段の事情がある場合には、乙は、甲の要請に対し、発着場として使用することを拒否することができる。

（開設）

第3条 甲は、災害時に乙の施設内に発着場を開設する必要がある場合、前条第2項の承諾により発着場を開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき乙の施設内に発着場を開設する場合、乙に対し、事前に文書でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、その旨を口頭で伝え、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（開設期間）

- 第5条 発着場の開設期間は、開設した日から3日以内とする。
- 2 甲は、発着場の開設期間を延長する必要があると認められる場合には、甲乙協議のうえ、開設期間を延長することができるものとする。

（管理）

- 第6条 発着場の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、発着場の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用の負担）

- 第7条 甲は、発着場の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。
- 2 発着場として使用したことにより乙の施設等に損害が生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合の費用は、甲が負担するものとする。

(早期終了への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、発着場の早期の使用終了に努めるものとする。

(終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を発着場として使用することを終了するときは、乙に使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、可能な限り協力するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方又は一方から終了の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 6月 1日

(甲) 豊島区長

高野之夫

(乙) 学校法人学習院 理事長・院長

内藤政武

IV-34 災害時における相互協力に関する協定（東京音楽大学）

豊島区を「甲」とし、学校法人東京音楽大学を「乙」とし、甲乙の間において次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がお互い平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生・生徒・園児及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（利用する施設の範囲）

第2条 この協定書に基づき甲が利用する施設は、乙の管理する施設のうち豊島区南池袋及び豊島区雑司が谷に存する学校施設の一部とする。

（協力の内容）

第3条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、甲の情報を提供する。
- (2) 甲は、乙の施設内に大型消火器を設置する。
- (3) 乙は、災害時に乙の施設の近隣に火災が生じた場合、初期消火活動に協力する。
- (4) 乙は、管理する施設のうち、災害時に避難所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合、乙の指定した場所に、乙の承諾のもとに開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を甲の負担で修理するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、乙に開設期間延長を要請するものとする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

第 10 条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第 11 条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日から 1 ヶ月前までに、甲乙双方から特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間継続するものとし、以後もその例による。

(協 議)

第 13 条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 15 年 4 月 1 日

(甲) 豊島区長 高 野 之 夫

(乙) 学校法人東京音楽大学
理 事 長 植 村 泰 一

IV-35 災害時における相互協力に関する協定（後藤学園）

豊島区を「甲」とし、学校法人後藤学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、お互いに平素から連絡を密にし、災害時に地域住民及び乙の学生・生徒・職員の安全の確保を図るため災害対策上必要な事項を定め、災害時救援活動が円滑に実施できることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、豊島区内に災害が発生し、甲の要請があった場合には、次の各号の協力を行うものとする。

- 一 乙が所有し又は管理する施設及び用地を、被災者のために避難所及び物資集積場所（以下避難所等という。）として提供すること。
- 二 地域の被災者に対し、乙の所有する厨房等を使用し、乙の職員によって炊き出し等を実施すること。
- 三 その他、乙が可能とするサービスの提供をすること。

2 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、甲の情報を提供すること

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所等として使用する際、乙の指定した場所に、乙の承諾のもとに避難所等を設けることができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所等として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

2 避難所等の管理運営については、乙は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所等の管理運営に関わる費用を負担するものとする。

2 第2条第1項第2号に規定する炊出し等について、乙が要した経費については、甲及び乙が協議し、甲の負担すべき額を決定するものとする。

3 避難所等の開設期間中に施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を甲の負担で修理するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の要請をするものとする。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として使用を終了する際には、乙に文書又は口頭で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行なう防災訓練に対し、協力するものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、相互の防災対策の取組状況及び協力事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成15年9月5日から平成16年9月4日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに甲、乙双方に特段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年9月5日

(甲) 豊島区長 高野 之 夫

(乙) 学校法人
後藤学園 理事長 前田 喜市

IV-36 災害時における相互協力に関する協定（立教学院）

豊島区を「甲」とし、学校法人立教学院を「乙」とし、甲乙の間において東京都が指定する避難場所運用の際の相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生・生徒・児童及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。
- (2) 甲は、乙の施設内に大型消火器を設置する。
- (3) 乙は、災害時に乙の施設の近隣に火災が生じた場合、初期消火活動に協力する。
- (4) 乙は、災害時に避難所として地域住民に開放する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時に乙の施設内に避難所を開設する必要がある場合、前条第4号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所を開設する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請につき、7日を限度とする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成15年11月28日から平成16年11月27日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年11月28日

(甲) 豊島区長 高野之夫

(乙) 学校法人立教学院
理事長 小宮山昭一

IV-37 災害時における相互協力に関する協定（大正大学）

豊島区を「甲」とし、学校法人大正大学を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。

(2) 乙は、管理する施設のうち避難所として地域住民に開放する施設の範囲をあらかじめ定め、災害時の円滑な運営を図るものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時に乙の施設内に避難所を開設する必要が生じた場合、前条第2号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所を開設する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請につき、7日を限度とする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成17年6月20日から平成18年6月19日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年6月20日

(甲) 豊島区長 高野之夫

(乙) 学校法人大正大学
理事長 里見達人

IV-38 災害時における相互協力に関する協定書（帝京平成大学）

豊島区を「甲」とし、学校法人帝京平成大学を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に平素より連絡を密にし、災害時に乙の学生、教職員等及び地域住民等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙との協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。
- （2）甲は、乙の敷地内に防災行政無線（同報系）屋外拡声子局を設置して、甲の情報を乙及び乙の学生、教職員等並びに地域住民等に提供する。
- （3）乙は、管理する施設のうち避難所等として甲及び地域住民等の利用に供する施設の範囲をあらかじめ別図のとおり定め、災害時における避難所等の円滑な運営を図るものとする。
- （4）乙は、乙管理下の教職員及び学生における専門技能をもって、必要に応じ乙の施設を活用し、救護活動にあたるものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害時に乙の施設内に避難所等を開設する必要がある場合、前条第3号により乙の定めた施設を避難所等として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所等を開設する場合、乙に対し、事前に開設通知又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 乙は、避難所等の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所等の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

- 2 避難所等の開設期間中に甲又は地域住民等の責めにより乙の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。
- 3 第2条第4号に係る経費については、甲及び乙が協議し、甲の負担すべき額を決定するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、災害の被害の状況等により、避難所等の開設期間を延長する必要があると認めた場合は、乙と協議の上、乙に避難所等の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、1回の延長申請につき、7日を限度とする。

（避難所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所等として使用することを終了するときは、乙に避難所等使用終了通知を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第10条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 3 月 1 1 日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
豊島区長 高野 之 夫

乙 東京都豊島区東池袋二丁目51番4号
学校法人帝京平成大学
理事長 冲 永 佳 史

IV-39 非常災害時における乳幼児救護用特殊調整粉乳の保管に関する協定書（豊島区薬剤師会）

豊島区を甲とし、社団法人豊島区薬剤師会を乙とし、甲乙間において甲が所有する非常災害時における乳幼児救護用特殊調整粉乳（以下「調整粉乳」という。）の保管に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が災害時に調整粉乳を良好な状態で使用できるよう保管することを約し、甲は、その委託高に対して保管料を支払うことを約する。

（保管数量等）

第2条 甲が、乙に委託する調整粉乳の品名及び保管場所は別表のとおりとし、別紙様式「非常災害時における調整粉乳保管倉出依頼書」により保管依頼した数量とする。

（保証金）

第3条 保証金は免除する。

（保管料）

第4条 保管料は、調整粉乳1ケース（12缶入）当り、日額1円とする。

2 甲は、毎年度の保管料を当該年度終了後、乙の請求書によりその内容を確認のうえ、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

（倉出し等）

第5条 甲が、調整粉乳を使用する必要がある場合は、原則として別紙様式「非常災害時における調整粉乳保管倉出依頼書」により乙に対して請求することとし、乙はこれにより直ちに倉出ししなければならない。

2 前項の規定により倉出した調整粉乳であって甲が使用するに至らず返還されたものについては、乙はこの協定により保管に応じるものとする。

ただし、甲が棄損したものについては、この限りではない。

（運搬）

第6条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に調整粉乳を甲の指定する場所へ運搬させることができる。この場合運搬に要する費用は、甲が別途負担する。

（保管義務）

第7条 乙は、甲が調整粉乳を必要とするとき、即時使用することができるよう常に良好な状態で保管しておかななければならない。

2 乙は、甲の承諾なくして、調整粉乳を第三者に保管させてはならない。

（損害賠償責任）

第8条 乙は、次の名号の一に該当する場合は直ちに損害を甲に賠償しなければならない。

(1) この協定に違反し、甲に損害を与えたとき。

(2) 乙の責任に帰すべき事由により調整粉乳を亡失又は棄損したとき。

（保管管理状況の調査）

第9条 甲は、必要に応じいつでも、乙の立会のうえ、当該調整粉乳の保有及び管理状況を調査することができる。

(協定の解除)

第 10 条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、いつでもこの協定の全部又は一部を解除することができる。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、昭和 54 年 9 月 1 日から昭和 55 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 1 か月前までに甲乙双方別段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間継続するものとし、以後もこの例による。

(その他)

第 12 条 この協定の各条項の解釈に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえその 1 通を保有する。

昭和 54 年 9 月 1 日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目 18 番 1 号
豊島区長 日 比 寛 道

乙 東京都豊島区南池袋三丁目 2 番 6 号
社団法人 豊島区薬剤師会
会 長 児 島 徳 郎

IV-40 災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定書（豊島区薬剤師会）

災害時における応急医薬品の優先供給に関し、豊島区（以下「甲」という。）と社団法人豊島区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生し、医療救護活動が必要となったとき、豊島区地域防災計画に基づく応急医薬品等確保の一環として乙の会員の積極的な協力を得ることにより円滑な応急医薬品等の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急医薬品等を調達する必要があるとき、乙に対し応急医薬品等の供給を要請するものとする。

2. 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当の部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

3. 上記2の要請は、品名、数量、納入場所及び日時その他必要な事項について文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

4. 応急医薬品の品名、数量は、原則として予めその範囲を別に定めておくものとする。

（協力）

第3条 乙は、災害時における甲の応急医薬品等の供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、応急医薬品等の供給をするものとする。

（価格及び請求）

第4条 前条により、乙が甲に供給した応急医薬品等の価格は、災害時直前の販売価格とする。

2. 乙は、前条の規定により、甲に応急医薬品等を供給したときは、前項の規定の価格により、その代金を請求するものとする。

3. 乙は、甲の要請により応急医薬品等を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

（代金の支払い）

第5条 甲は乙から前条第2項及び第3項の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき応急医薬品等を輸送中に、乙の会員もしくは乙の会員の従業員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都豊島区防災業務従事者損害補償条例（昭和41年豊島区条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（看板の掲示）

第7条 甲は乙の会員の承諾を得て、各店舗に「豊島区災害時応急医薬品等協力店」の看板を掲示することができる。

(協 議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和 55 年 9 月 1 日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目 18 番 1 号
豊島区長 日 比 寛 道

乙 東京都豊島区南池袋三丁目 2 番 6 号
社団法人 豊島区薬剤師会
会 長 田 原 俊 夫

IV-41 災害時の医療救護活動に関する協定書（東京都柔道接骨師会豊島支部）

（現：東京都柔道整復師会豊島支部）

豊島区を「甲」とし、社団法人東京都柔道接骨師会豊島支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- ア. 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定された業務の範囲）の実施
- イ. 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供
- ウ. 応急救護活動に関する役務の提供

2. 乙が救護所において行う応急救護は、甲の指定する医師の指示により実施するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲が乙に対して協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、事後すみやかに文書を送達するものとする。

（協 力）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、直ちに乙所属の会員を災害現場等に設置される救護所へ派遣するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った応急救護活動にかかる従事者の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和 41 年 7 月 15 日条例第 10 号）の例による。

（応急救護計画の策定）

第8条 乙は、本協定で定める応急救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定しこれを甲に提出するものとする。

2. 乙は、前項の災害応急救護計画を策定するにあたっては、社団法人豊島区医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

（協 議）

第9条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は平成 4 年 2 月 10 日から平成 5 年 2 月 19 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 カ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

平成 4 年 2 月 10 日

甲 豊島区
豊島区長 加 藤 一 敏

乙 社団法人 東京都柔道接骨師会豊島支部
支部長 大 野 義 弘

IV-42 災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（豊島区医師会）

豊島区を「甲」とし、社団法人豊島区医師会を、「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、豊島区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2. 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

3. 前項に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|-----|
| (1) 医 師 | } | 若干名 |
| (2) 看護婦 | | |
| (3) その他の補助事務員 | | |

（医療救護班の活動場所）

第3条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所または災害現場等に設置する医療救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

（指揮命令）

第5条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が推定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第6条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品の備蓄、輸送）

第7条 乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2. 医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
3. 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第8条 医療救護所または避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償費)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア. 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

イ. 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ. 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2. 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第12条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する東京都豊島区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年4月19日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区長 加藤 一 敏

乙 東京都豊島区西池袋三丁目22番16号
社団法人 豊島区医師会
会 長 月 本 裕 國

《 災害時における医師会の協力に関する実施細目 》

「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第 13 条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の派遣）

第 1 条 協定書第 2 条に定める医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するとあるが、震度「6」以上の地震が東京地方に発生した場合は、地震発生をもって要請とする。

2. 乙は前項の定めにより、医療救護班を派遣する場合は、各地域本部へ自動参集する態勢を整えるものとする。

3. 乙は、前項の定めにより、各地域本部へ自動参集する医療救護班の名簿を提出するものとする。

（指揮命令）

第 2 条 協定書第 5 条に定める指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、衛生部長が不在のときは、その職務を代理する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第 3 条 協定書第 6 条に定める乙所属の医療救護班の輸送は、甲の判断により車両等の使用が必要な場合のみ、甲が輸送するものとする。

（費用弁償費）

第 4 条 協定書第 11 条に定める費用弁償及び請求は次のとおりとする。

(1) 医薬品等の価格は、災害発生時直前のものとする。

(2) 経費の請求については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して書面にて請求するものとする。

(3) 前項の請求時に、併せて医療救護活動報告書も提出するものとする。

(4) 甲は、前項により請求・報告された実費費用弁償請求等の内容を調査のうえ、適当と認めるときは、速やかにその額を支払うものとする。

(5) 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合の請求・報告等も前項と同様とする。

(6) 費用弁償の額については、別に定める「医療救護に係わる費用弁償等に関する覚書」による。

（連 絡）

第 5 条 乙における各会員への連絡は、乙が行うものとする。

（協 議）

第 6 条 前各条に定める事項等について、見直し等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

IV-43 災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（豊島区歯科医師会）

豊島区を「甲」とし、社団法人豊島区歯科医師会を、「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、豊島区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2. 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

3. 前項に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|-----|
| (1) 歯科医師 | } | 若干名 |
| (2) 歯科衛生士 | | |
| (3) その他の補助事務員 | | |

（歯科医療救護班の活動場所）

第3条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所または災害現場等に設置する医療救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第5条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第7条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2. 医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
3. 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償費)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの
 - ア. 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの
 - イ. 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ. 歯科医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費
 - (2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費
2. 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第11条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する豊島区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年4月19日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区長 加藤 一 敏

乙 東京都豊島区南大塚二丁目37番1号
社団法人 豊島区歯科医師会
会 長 石 田 義 雄

《 災害時における歯科医師会の協力に関する実施細目 》

「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第 12 条に基づく細目は次のとおりとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第 1 条 協定書第 2 条に定める医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するとあるが、震度「6」以上の地震が東京地方に発生した場合は、地震発生をもって要請とする。

2. 乙は、前項の定めにより、歯科医療救護班を派遣する場合は、各地域本部へ自動参集する態勢を整えるものとする。

3. 乙は、前項の定めにより、各地域本部へ自動参集する歯科医療救護班の名簿を提出するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第 2 条 乙は、協定書第 4 条に定める歯科医療救護班の業務を行うに当たり、豊島区医師会、豊島区薬剤師会、東京都柔道接骨師会豊島支部及び甲所属の医療救護班と協力して行うものとする。

（指揮命令）

第 3 条 協定書第 5 条に定める指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、衛生部長が不在のときは、その職務を代理する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第 4 条 協定書第 6 条に定める乙所属の歯科医療救護班の輸送は、甲の判断により車両等の使用が必要な場合のみ、甲が輸送するものとする。

（医薬品の備蓄・輸送）

第 5 条 協定書第 7 条に定める医薬品等については、甲が備蓄している医療資器材のほかに、必要に応じて乙の保有する資器材を使用するものとし、輸送にあたっては、甲乙協力し運搬するものとする。

（費用弁償費）

第 7 条 協定書第 10 条に定める費用弁償及び請求は次のとおりとする。

(1) 医薬品等の価格は、災害発生直前のものとする。

(2) 経費の請求については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して書面にて請求するものとする。

(3) 前項の請求時に、併せて医療救護活動報告書も提出するものとする。

(4) 甲は、前項により請求・報告された実費費用弁償請求等の内容を調査のうえ、相当と認めるときは、速やかにその額を乙に支払うものとする。

(5) 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合の請求・報告等も前項と同様とする。

(6) 費用弁償の額については、別に定める「医療救護に係わる費用弁償等に関する覚書」による。

（連絡）

第 8 条 乙における各会員への連絡は、乙が行うものとする。

（協議）

第 9 条 前各条に定める事項等について、見直し等の必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

IV-44 災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（豊島区薬剤師会）

豊島区を「甲」とし、社団法人豊島区薬剤師会を、「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、豊島区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2. 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、現地の医療救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 乙所属の薬剤師班は、甲が避難所または災害現場等に設置する医療救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

（指揮命令）

第5条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第6条 乙所属の薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品の備蓄、輸送）

第7条 乙所属の薬剤師班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2. 医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3. 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）

第8条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

（合同訓練）

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せ担当するものとする。

（費用弁償費）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの
 - ア. 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの

イ. 薬剤師班が携行した医薬品等の使用した場合の実費弁償

ウ. 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2. 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第 11 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する豊島区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細 目)

第 12 条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協 議)

第 13 条 前各条に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 8 年 4 月 19 日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目 18 番 1 号
豊島区長 加 藤 一 敏

乙 東京都豊島区南池袋三丁目 2 番 6 号
社団法人 豊島区薬剤師会
会 長 竹 ノ 谷 基

《 災害時における薬剤師会の協力に関する実施細目 》

「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第 12 条に基づく細目は次のとおりとする。

（薬剤師班の派遣）

第 1 条 協定書第 2 条に定める医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するとあるが、震度「6」以上の地震が東京地方に発生した場合は、地震発生をもって要請とする。

2. 乙は、前項の定めにより、薬剤師班を派遣する場合は、各地域本部へ自動参集する態勢を整えるものとする。

3. 乙は、前項の定めにより、各地域本部へ自動参集する薬剤師班の名簿を提出するものとする。

（薬剤師班の業務）

第 2 条 協定書第 4 条に定める薬剤師班の業務を行うに当たり、豊島区医師会、豊島区歯科医師会、東京都柔道接骨師会豊島支部及び甲所属の医療救護班と協力して行うものとする。

（指揮命令）

第 3 条 協定書第 5 条に定める指揮命令及び薬剤師活動の連絡調整は、衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、衛生部長が不在のときは、その職務を代理する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第 4 条 協定書第 6 条に定める乙所属の薬剤師班の輸送は、甲の判断により車両等の使用が必要な場合のみ甲が輸送するものとする。

（費用弁償費）

第 5 条 協定書第 10 条に定める費用弁償及び請求は次のとおりとする。

(1) 医薬品等の価格は、災害発生時直前のものとする。

(2) 経費の請求については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して書面にて請求するものとする。

(3) 前項の請求時に、併せて医療救護活動報告書も提出するものとする。

(4) 甲は、前項により請求・報告された実費費用弁償請求等の内容を調査のうえ、適当と認めるときは、速やかにその額を乙に支払うものとする。

(5) 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合の請求・報告等も前項と同様とする。

(6) 費用弁償の額については、別に定めるものとする。

（連 絡）

第 6 条 乙における各会員への連絡は乙が行うものとする。

（協 議）

第 7 条 前各条に定める事項等について、見直し等の必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

IV-45 災害時における動物救護活動に関する協定・協定細目

(東京都獣医師会 豊島支部)

災害時における動物救護活動に関し、豊島区を「甲」とし、社団法人東京都獣医師会豊島支部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動に対する乙の応援及び協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象動物)

第2条 乙の行う動物救護活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を救護活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(協力の要請等)

第3条 甲は、豊島区地域防災計画に基づき、動物救護活動を実施する必要が生じた場合、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

(動物救護活動の場所)

第4条 乙は、甲が避難所又は災害現場付近に設置する救護所及び乙の会員の管理する施設において、動物救護活動を行うものとする。

2 甲は、乙から救護所設置の要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

3 甲は、前2項において設置する救護所で使用する電気、水道等を、可能な限り乙に提供する。

(乙が行う動物救護活動)

第5条 甲の要請により乙が行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

(ア) 負傷した動物に対する獣医療行為

(イ) 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(ウ) 動物の死亡の確認

(エ) 被災した動物に関する情報の収集及び提供活動

2 前項に定めのない動物救護活動については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(負担)

第6条 前条に定める動物救護活動に要する費用のうち、甲の負担するものについては、別途定め

る。

(動物救護活動の停止)

第7条 乙は、動物救護活動が極めて困難若しくは不可能と認められる場合又は災害が終息したと認められる場合には、甲と協議して動物救護活動を停止することができる。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき、乙の会員若しくは乙の会員の従業員又は他支部等からの支援者が動物救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」(昭和41年7月15日条例第10号)の規定に基づき補償する。

(連絡調整)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲及び乙の指定するものとする。

(細目)

第10条 この協定に関する細目は、別途定める。

(協議)

第11条 この協定及び協定細目に定めのない事項並びにこの協定及び協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(協定期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、締結日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲又は乙のいずれからこの協定を解除又は改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長し、以後同様とする。

甲と乙は、本協定書を2通作成しそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年10月 7日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
豊島区長 高野之夫 ㊟

乙 東京都豊島区长崎二丁目14番13号
社団法人 東京都獣医師会豊島支部
支部長 高橋利廣 ㊟

《災害時における動物救護活動に関する協定細目》

「災害時における動物救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という）第6条及び第10条の規定に基づき、動物救護活動に要する費用負担及び細目について定める。

（甲の責務）

第1条 甲は、災害発生時に「東京都」及び「特別区支援対策本部」と連絡調整を図り、被災した動物に関する情報収集を行い、乙に情報提供する。

（負担）

第2条 協定書第6条に規定する動物救護活動に要する費用のうち甲が負担するものは、次の通りとする。

（1）乙の会員の派遣に伴うもの

（2）乙が協定書第5条に定める動物救護活動に用いた医薬品等の物資の経費。ただし、飼い主の明らかな動物に関する経費については、飼い主の負担とする。

2 乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用、企業、団体、個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

3 乙の甲に対する経費の請求については、動物救護活動終了後、速やかに乙が一括して請求書と動物救護活動報告書を添えて行う。ただし、動物救護活動が長期にわたる場合は、甲乙協議の上で途中で分割して請求することができる。

4 前項の規定により甲が負担する経費の範囲、額については、甲乙協議の上決定する。

（連絡責任者）

第3条 協定書第9条に基づき甲の指定する連絡責任者は、豊島区総務部防災課長とする。

2 乙の指定する連絡責任者は、東京都獣医師会豊島支部長とする。

IV-46 防災対策の協力に関する協定書（豊島区民社会福祉協議会）

改正 平成29年8月1日

（協定締結の目的）

第1条 この協定は、豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会（以下「乙」という。）が、防災対策の協力に関する基本的事項を定めることにより、両者の円滑な連携・協力体制を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「大規模な災害」とは、甲が災害対策本部を設置する程度の災害で、震度5強以上の地震またはこれに匹敵する災害をいう。

2 この協定において応急災害対策活動とは、施設の保全・管理、被災住民の救出・救護、避難場所や救援センターへ避難した住民の援護活動もしくはその準備等大規模な災害が発生した場合、または大規模な災害の発生に備えて甲の責任において実施する一切の活動をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模な災害が発生し、またはそのおそれがある場合において、甲のみでは十分な災害応急対策活動を実施することができないと認めるときは、乙に対し必要な協力を求めることができる。

2 甲は、乙に対して、災害の実情に応じて、災害応急対策活動の業務内容、日時、場所を指定して協力を要請するものとする。

3 甲の協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、口頭または電話で行い、後日あらためて文書により処理するものとする。

4 乙は、甲の求めに応じて災害時における負傷者等の搬送に要する車両を提供するよう努めるものとする。乙の提供する対象車両についての、緊急通行車両等の事前届出制度に関する警察署との協議にあたっては、甲が乙の同意を受けて書類の提出等を行うものとする。

（協力を依頼する業務内容）

第4条 甲が乙に協力を依頼する業務の内容は、以下に掲げる事項とする。

(1) 乙が管理する甲所有施設の保全・管理に関すること

(2) 甲が、乙と協議のうえ前号に規定する施設に開設する「二次避難所」（豊島区地域防災計画に定める要介護高齢者、虚弱高齢者を対象とする避難所をいう。）の管理運営の協力に関すること

(3) 災害ボランティアの登録、受入れ、配備に関すること

(4) その他災害の実情に応じて必要とされる業務

2 甲と乙は、前項第3号の業務を円滑に進めるために、平常時より、災害ボランティアの支援体制及び活動マニュアルを整備し、ボランティア情報の交換を密にするとともに、協力して災害ボランティア養成事業を実施する。

（協力）

第5条 乙は、第3条に基づく甲の要請があったときは、特別な理由がないかぎり、直ちに必要とされる業務を実施する等甲の災害応急対策活動への協力を全力を尽くすものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が実施した災害応急対策活動の協力を要した費用は甲が負担する。

（協議）

第7条 この協定に関する疑義またはこの協定の実施に必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑 則)

第8条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から適用する。

附則

この協定は、平成29年8月1日から適用する。

平成29年8月1日

甲 豊島区

豊島区長 高野 之夫

乙 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

会 長 田中 幸一郎

IV-47 救援センター施設利用に関する協定（豊島区体育協会）

豊島区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人豊島区体育協会（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり救援センターとしての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する豊島体育館の一部を、豊島区地域防災計画に定める救援センターとして利用するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名	豊島体育館
所在地	東京都豊島区要町3丁目47番8号

（救援センターの開設）

第3条 甲は、災害時において救援センターを開設する必要がある場合、甲乙協議の上、予め指定した場所を利用することができる。

2 乙は、災害時において緊急に対応することが必要と判断し、救援センターを開設した場合、施設管理者として利用者の保護に努めるものとする。この場合、乙は速やかに甲に対し、救援センターを開設した旨を通知しなければならない。

3 前項の場合、甲は、速やかに乙から救援センターの運営を引き継ぐものとする。

（応急危険度判定の実施）

第4条 甲は、救援センターとして利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して速やかに応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員の到着に時間を要する場合は、建築関係者等の協力を得て施設・設備等の安全確認を行う。

（救援センターの管理）

第5条 救援センターの管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、救援センターの管理運営に係る費用を負担する。

（開設期間）

第7条 救援センターの開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用期間の延長を通知するものとする。

（事業再開への配慮）

第8条 甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、救援センターの早期閉鎖に努めるものとする。

（救援センターの閉鎖）

第9条 甲は、救援センターを閉鎖する際は、乙に使用終了を通知するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（施設範囲の周知）

第10条 甲は、当該施設のうち救援センターとして利用できる場所を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（備蓄等）

第11条 乙は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）第4条に定める事業

者としての責務として、利用者を保護するために、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性を確保するものとする。

2 甲は、乙の施設内及び近接地に救援センターを運営するために必要な食料、飲料水、トイレパック等を備蓄するものとする。

3 救援センターの運営に要する資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して定めるものとする。

4 甲は、乙の施設内に防災行政無線及び戸別受信機を設置するものとする。

5 乙は、前3項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(鍵の貸与)

第12条 乙は、甲に対して、あらかじめ乙の施設を救援センターとして利用するために必要な鍵を貸与するものとする。

2 甲は、救援センター開設のために貸与された鍵を厳重に保管し、適切に使用するものとする。

3 地域防災組織に対する鍵の貸与については、甲乙及び地域防災組織で協議することとする。この場合において、甲は、カギを貸与された地域防災組織に対し、鍵を厳重に保管し、適切な使用について指導しなければならない。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成25年4月26日から施行する。

平成25年4月26日

(甲) 豊島区 区長 高 野 之 夫

(乙) 特定非営利活動法人豊島区体育協会
会長 副 島 健

IV-48 救援センター施設利用に関する協定（アシックス・ハリマ・日本水泳振興会共同事業体）

豊島区（以下「甲」という。）とアシックス・ハリマ・日本水泳振興会共同事業体（以下「乙」という。）との間において、次のとおり救援センターとしての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、豊島区地域防災計画に定める救援センターとして利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 豊島区立南長崎中央公園
東京都豊島区南長崎四丁目13番5号
- 2) 豊島区立南長崎中央公園スポーツセンター
東京都豊島区南長崎四丁目13番5号
- 3) 豊島区立南長崎自転車駐車場
東京都豊島区南長崎四丁目13番5号

（救援センターの開設）

第3条 甲は、災害時において救援センターとして開設する必要がある場合、甲乙協議の上、予め指定した場所を利用することができる。

2 乙は、災害時において緊急に対応することが必要と判断し、救援センターを開設した場合、施設管理者として利用者の保護に努めるものとする。この場合、乙は速やかに甲に対し、救援センターを開設した旨を通知しなければならない。

3 前項の場合、甲は、速やかに乙から救援センターの運営を引き継ぐものとする。

（応急危険度判定の実施）

第4条 甲は、救援センターとして利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して速やかに応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員の到着に時間を要する場合は、建築関係者等の協力を得て施設・設備等の安全確認を行う。

（救援センターの管理）

第5条 救援センターの管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、救援センターの管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7条 救援センターの開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用期間の延長を通知するものとする。

（事業再開への配慮）

第8条 甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、救援センターの早期解消に努めるものとする。

（救援センターの閉鎖）

第9条 甲は、救援センターを閉鎖する際は、乙に使用終了を通知するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(施設範囲の周知)

第10条 甲は、当該施設のうち救援センターとして利用できる場所を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(備蓄等)

第11条 乙は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）第4条に定める事業者の責務として、利用者を保護するために、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性を確保するものとする。

2 甲は、乙の施設内及び近接地に救援センターを運営するために必要な食料、飲料水、トイレパック等を備蓄するものとする。

3 救援センターの運営に要する資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して定めるものとする。

4 甲は、乙の施設内に防災行政無線及び個別受信機を設置するものとする。

5 乙は、前3項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(鍵の貸与)

第12条 乙は、甲に対して、あらかじめ乙の施設を救援センターとして利用するために必要な鍵を貸与するものとする。

2 甲は、救援センター開設のために貸与された鍵を厳重に保管し、適切に使用するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区長 高野之夫

乙 アシックス・ハリマ・日本水泳振興会共同事業体

代表団体

東京都江東区新砂三丁目1番18号
アシックスジャパン株式会社
代表取締役 西前学

構成団体

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
株式会社 ハリマビシステム
代表取締役 鴻 義久

構成団体

東京都中野区東中野三丁目18番12号
株式会社 日本水泳振興会
代表取締役 坂元 要

IV-49 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定 （フロンティア）

豊島区（以下「甲」という。）と社会福法人フロンティア（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第1条 この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第2条 この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホーム山吹の里」、「特別養護老人ホーム養浩荘」とする。

〔開設〕

第3条 甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第4条 福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第5条 甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

2 福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第6条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

2 福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第7条 福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第8条 福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第9条 乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第10条 乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

- (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
- (2) 福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請
- (3) 救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第11条 前条（3）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

- 2 開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第13条 福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第14条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第15条 甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第16条 乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
- (2) 開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第17条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第18条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第20条 乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第21条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

なお、本協定の締結により、平成17年12月1日に甲と乙で締結した「災害時における相互協力に関する協定（フロンティア豊島）（※現フロンティア）」は、平成27年4月8日をもって解約とする。

平成27年4月8日

（甲） 豊島区長 高野之夫

（乙） 社会福祉法人 フロンティア
理事長 白山利雄

災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定の 一部変更に係る協定書（フロンティア）

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人フロンティア（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（原協定の変更部分）

第1条 原協定第2条中「特別養護老人ホーム養浩荘」を「特別養護老人ホーム池袋ほんちょうの郷」に改める。

（協定書の効力）

第2条 この協定は、令和元年6月1日から効力を生ずるものとする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年6月1日

（甲）豊島区長 高野之夫

（乙）社会福祉法人 フロンティア
理事長 水島正彦

IV-50 災害時における福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関する協定 （フロンティア）

豊島区（以下「甲」という。）と社会福法人フロンティア（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第1条 この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（通所型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第2条 この協定における福祉救援センター（通所型）として指定する施設は、「いけぶくろ茜の里（就労継続支援・就労移行支援事業所）」とする。

〔開設〕

第3条 甲は、福祉救援センター（通所型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第4条 福祉救援センター（通所型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第5条 甲は、福祉救援センター（通所型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

2 福祉救援センター（通所型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第6条 甲は、福祉救援センター（通所型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

2 福祉救援センター（通所型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第7条 福祉救援センター（通所型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な障害者で、通常時に当該施設を利用している者、または、当該施設の利用が適当であると認められる者で、救援センターの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第8条 福祉救援センター（通所型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（通所型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第9条 乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第10条 乙は、福祉救援センター（通所型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

- (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
- (2) 福祉救援センター（通所型）運営に必要な物品の提供要請
- (3) 救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第11条 前条（3）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

- 2 開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第13条 福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第14条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（通所型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第15条 甲は、福祉救援センター（通所型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第16条 乙は、福祉救援センター（通所型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
- (2) 開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が開設に伴い、直接支払を行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第17条 甲は、福祉救援センター（通所型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第18条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第20条 乙は、福祉救援センター（通所型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第21条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年4月8日

(甲) 豊島区長 高野之夫

(乙) 社会福祉法人 フロンティア
理事長 白山利雄

IV-51 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定

(敬心福祉会)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福法人敬心福祉会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第1条 この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第2条 この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホーム池袋敬心苑」とする。

〔開設〕

第3条 甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第4条 福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第5条 甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

- 2 福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第6条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

- 2 福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第7条 福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第8条 福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第9条 乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第10条 乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

- (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
- (2) 福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請
- (3) 救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第11条 前条（3）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

- 2 開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第13条 福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第14条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第15条 甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第16条 乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
- (2) 開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第17条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第18条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第20条 乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第21条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年4月8日

(甲) 豊島区長 高野 之 夫

(乙) 社会福祉法人 敬心福祉会
理事長 小林 光 俊

IV-52 災害時における福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関する協定

(敬心福祉会)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福法人敬心福祉会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第1条 この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（通所型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第2条 この協定における福祉救援センター（通所型）として指定する施設は、「雑司谷デイサポートセンター」とする。

〔開設〕

第3条 甲は、福祉救援センター（通所型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第4条 福祉救援センター（通所型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第5条 甲は、福祉救援センター（通所型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

2 福祉救援センター（通所型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第6条 甲は、福祉救援センター（通所型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

2 福祉救援センター（通所型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第7条 福祉救援センター（通所型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な障害者で、通常時に当該施設を利用している者、または、当該施設の利用が適当であると認められる者で、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第8条 福祉救援センター（通所型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（通所型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第9条 乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第10条 乙は、福祉救援センター（通所型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

- (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
- (2) 福祉救援センター（通所型）運営に必要な物品の提供要請
- (3) 救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第11条 前条（3）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

- 2 開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第13条 福祉救援センター（通所型）の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第14条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（通所型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第15条 甲は、福祉救援センター（通所型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第16条 乙は、福祉救援センター（通所型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
- (2) 開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第17条 甲は、福祉救援センター（通所型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第18条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第20条 乙は、福祉救援センター（通所型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第21条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 月 日

(甲) 豊島区長 高野 之 夫

(乙) 社会福祉法人 敬心福祉会
理事長 小林 光 俊

IV-53 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定 （恩賜財団東京都同胞援護会）

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第1条 この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第2条 この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホームゆたか苑」とする。

〔開設〕

第3条 甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第4条 福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第5条 甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

- 2 福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第6条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

- 2 福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第7条 福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第8条 福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第9条 乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第10条 乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

- (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
- (2) 福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請
- (3) 救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第11条 前条（3）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

- 2 開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第13条 福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第14条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第15条 甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第16条 乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
- (2) 開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第17条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第18条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第20条 乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第21条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 4 月 8 日

(甲) 豊島区長 高野之夫

(乙) 社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会

理事長 牧野洋一

IV-54 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定 (七日会)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人七日会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第1条 この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第2条 この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホーム千川の杜」とする。

〔開設〕

第3条 甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第4条 福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第5条 甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

- 2 福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第6条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

- 2 福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第7条 福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第8条 福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づ

き、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第9条 乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第10条 乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

- (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
- (2) 福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請
- (3) 救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第11条 前条（3）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

- 2 開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第13条 福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第14条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第15条 甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第16条 乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
- (2) 開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第17条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第18条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第20条 乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第21条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 4 月 8 日

(甲) 豊島区長 高野 之 夫

(乙) 社会福祉法人 七日会

理事長 水 村 昭 典

IV-55 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定

(清栄会)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人清栄会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第1条 この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第2条 この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホームシオンとしま」とする。

〔開設〕

第3条 甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

- 乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第4条 福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第5条 甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

- 福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第6条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

- 福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第7条 福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第8条 福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づ

き、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第9条 乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第10条 乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

- (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
- (2) 福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請
- (3) 救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第11条 前条（3）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

- 2 開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第13条 福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第14条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第15条 甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第16条 乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
- (2) 開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第17条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第18条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第20条 乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第21条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 4 月 8 日

(甲) 豊島区長 高野 之 夫

(乙) 社会福祉法人 清栄会

理事長 渡 邊 金 隆

IV-56 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定

（桑の実園福祉会）

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人桑の実園福祉会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第1条 この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第2条 この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホーム東池袋桑の実園」とする。

〔開設〕

第3条 甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第4条 福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第5条 甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

2 福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第6条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

2 福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第7条 福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第8条 福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第9条 乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第10条 乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

- (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
- (2) 福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請
- (3) 救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第11条 前条（3）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

- 2 開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第13条 福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第14条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第15条 甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第16条 乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
- (2) 開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第17条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第18条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第20条 乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第21条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年11月12日

(甲) 豊島区長 高野 之夫

(乙) 社会福祉法人 桑の実園福祉会
理事長 徳永 憲威

IV-57 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定

（豊島区社会福祉事業団）

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人豊島区社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第1条 この協定は、豊島区内において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第2条 この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホーム菊かおる園」、「特別養護老人ホームアトリエ村」、「特別養護老人ホーム風かおる里」とする。

〔開設〕

第3条 甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前2項に伴い、甲の求めに応じて災害時における負傷者等の搬送に要する車両を提供するよう努めるものとする。乙の提供する対象車両についての、緊急通行車両等の事前届出制度に関する警察署との協議にあたっては、甲が乙の同意を受けて書類の提出等を行うものとする。

〔管理運営〕

第4条 福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第5条 甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

- 2 福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第6条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

- 2 福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第7条 福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第8条 福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第9条 乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第10条 乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

- (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
- (2) 福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請
- (3) 救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第11条 前条（3）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。
2 開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第13条 福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。
2 甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第14条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第15条 甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第16条 乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
- (2) 開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第17条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第18条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第20条 乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第21条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

なお、本協定の締結により、平成17年12月1日に甲と乙で締結した「災害時における相互協力に関する協定（豊島区社会福祉事業団）」は、平成29年8月1日をもって解約とする。

平成29年 8月 1日

(甲) 豊島区長 高野之夫

(乙) 社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団
理事長 高橋計之

IV-58 補助救援センター施設利用に関する協定（としま未来文化財団）

豊島区（以下「甲」という。）と公益財団法人としま未来文化財団（以下「乙」という。）との間において、次のとおり補助救援センターとしての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、豊島区地域防災計画に定める補助救援センターとして利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

（1）施設名 駒込地域文化創造館

所在地 豊島区駒込二丁目2番2号

（2）施設名 巣鴨地域文化創造館

所在地 豊島区巣鴨四丁目15番11号

（3）施設名 千早地域文化創造館

所在地 豊島区千早二丁目35番12号

（補助救援センターの開設）

第3条 甲は、災害時において補助救援センターとして開設する必要がある場合、甲乙協議の上、予め指定した場所を利用することができる。ただし、千早地域文化創造館については、平成25年12月1日付「池袋消防団第五分団による地域文化創造館の一部使用に関する協定」により、池袋消防団第五分団が閉館中において使用する場所（共用部分を除く。）以外の場所を、甲乙協議の上、利用できるものとする。

（応急危険度判定の実施）

第4条 甲は、補助救援センターとして利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員の到着に時間を要する場合は、建築関係者等の協力を得て施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第5条 甲は、第3条に基づき補助救援センターを開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

（補助救援センターの管理）

第6条 補助救援センターの管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、補助救援センターの管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 補助救援センターの開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用期間の延長を通知するものとする。

（事業再開への配慮）

第9条 甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、補助救援センターの早期改称に努めるものとする。

(補助救援センターの閉鎖)

第 10 条 甲は、補助救援センターを閉鎖する際は、乙に使用終了を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(鍵の貸与)

第 11 条 乙は、甲に対して、あらかじめ乙の施設を補助救援センターとして利用するために必要な鍵を貸与するものとする。

2 甲は、補助救援センター開設のために貸与された鍵を厳重に保管し、適切に使用するものとする。

(その他)

第 12 条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 3 月 8 日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目 4 5 番 1 号
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区南池袋二丁目 3 4 番 5 号
公益財団法人としま未来文化財団
常務理事 東澤昭

IV-59 補助救援センター施設利用に関する協定（東京ドームグループ）

豊島区（以下「甲」という。）と東京ドームグループ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり補助救援センターとしての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、豊島区地域防災計画に定める補助救援センターとして利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 豊島区立巣鴨体育館

所在地 東京都豊島区巣鴨三丁目8番7号

（補助救援センターの開設）

第3条 甲は、災害時において補助救援センターとして開設する必要がある場合、甲乙協議の上、予め指定した場所を利用することができる。

（応急危険度判定の実施）

第4条 甲は、補助救援センターとして利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員の到着に時間を要する場合は、建築関係者等の協力を得て施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第5条 甲は、第3条に基づき補助救援センターを開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

（補助救援センターの管理）

第6条 補助救援センターの管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、補助救援センターの管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 補助救援センターの開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用期間の延長を通知するものとする。

（事業再開への配慮）

第9条 甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、補助救援センターの早期解消に努めるものとする。

（補助救援センターの閉鎖）

第10条 甲は、補助救援センターを閉鎖する際は、乙に使用終了を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（鍵の貸与）

第11条 乙は、甲に対して、あらかじめ乙の施設を補助救援センターとして利用するために必要な鍵を貸与するものとする。

2 甲は、補助救援センター開設のために貸与された鍵を厳重に保管し、適切に使用するものと

する。

(その他)

第 12 条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目 4 5 番 1 号
豊島区長 高野之夫

乙 東京ドームグループ

東京都文京区後楽一丁目 3 番 6 1 号
株式会社 東京ドーム
代表取締役 長岡勤

東京都文京区後楽一丁目 3 番 6 1 号
株式会社 東京ドームスポーツ
代表取締役 鈴木茂之

東京都文京区後楽一丁目 3 番 6 1 号
株式会社 東京ドームファシリティーズ
代表取締役 山田幸雄

IV-60 水害時における応急対策に関する協定書（豊島道路建設協力会）

（※現:豊島土木防災協会）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき水災時における民間協力計画の一環として、豊島区が、豊島道路建設協力会に対し、水災応急対策業務に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 豊島区長（以下「甲」という。）は、水災が発生し豊島区のみでは十分な応急処理を実施することができない場合、状況により豊島道路建設協力会（以下「乙」という。）に対し水災応急業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は、水災時の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、日時、場所等を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し建設資機材等を提供するものとする。

第5条 乙の使用した建設資機材等に要した費用は甲が負担する。

（協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第7条 この協定は昭和53年8月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

昭和53年8月1日

甲 豊島区長 日比寛道

乙 豊島道路建設協力会 代表 末吉郎

IV-61 災害時における応急対策に関する協定書（豊島道路建設協力会）

（※現:豊島土木防災協会）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき災害時における民間協力計画の一環として、豊島区が、豊島道路建設協力会に対し、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 豊島区長（以下「甲」という。）は、災害が発生し豊島区のみでは十分な応急処理を実施することができない場合、状況により豊島道路建設協力会（以下「乙」という。）に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、日時、場所等を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し建設資機材等を提供するものとする。

第5条 乙の使用した建設資機材等に要した費用は甲が負担する。

（協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第7条 この協定は昭和63年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

昭和63年2月23日

甲 豊島区長 加藤一敏

乙 豊島道路建設協力会 代表 鳥越哲夫

IV-62 災害時における応急対策に関する協定書（豊島建設業協会）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき豊島区（以下「甲」という。）が災害時における民間協力計画の一環として、豊島建設業協会（以下「乙」という。）に対し災害対策業務に関する協力を求めるときの手続を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し豊島区のみでは十分な応急処理等を実施することができない場合、乙に対し災害応急対策業務の協力を要請することができる。

2. 前項の協力の範囲は、甲の施設の応急処理に係る建設資機材、労力等、（以下「資機材等」という。）の提供とする。

（業務の内容等）

第3条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、日時、場所等を指定して、資機材等の提供を求めるものとする。

（資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に資機材等を提供するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の資機材等の提供に要した費用は甲が負担する。

（協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第7条 この協定は平成6年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

平成6年3月1日

甲 豊島区
豊島区長 加藤 一 敏

乙 豊島建設業協会
会 長 渡 邊 輝

IV-63 災害時における応急対策に関する協定（豊島電友会）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区（以下「甲」という。）が、豊島電友会（以下「乙」という。）に対し、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し協力の要請を行うときは、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、資器材等の提供要請書（別記第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（業務内容等）

第3条 前条において甲が要請する協力の範囲は、以下のとおりとする。

- （1） 甲の実施する応急対策に要する電機資器材、労力等（以下「資器材等」という。）の提供
- （2） 甲の施設等の電気設備の応急復旧業務

2 甲は、乙に対し、災害時の実情に応じて、必要となる資器材等について、数量、日時、搬入場所等を指定して提供を要請するものとする。

（資器材等の優先提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、乙の会員に対し、万難を排して甲に資器材等を優先提供させるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙の会員が実施した資器材等の提供に要した費用は、甲が負担する。

2 乙の会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合は、及び、この協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（連絡窓口）

第8条 甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものと

する。

(雑 則)

第9条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成20年12月11日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
豊島区長 高 野 之 夫 ㊟

乙 東京都豊島区北大塚三丁目33番4号
豊島電友会
会 長 玉 井 芳 夫 ㊟

IV-64 災害時における応急対策協力に関する協定（豊島設備防災協力会）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島設備防災協力会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区が行う災害応急対策に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

- 第1条 甲は、豊島区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行う場合、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、資機材等の提供要請書（別記第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭又はWebにてこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（要請に対する措置）

- 第2条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、その会員に対し、可能な限り甲に必要な資機材及び労力等（以下「資機材等」という。）を優先提供させるものとする。また、乙の会員は、原則として甲の職員の指示に基づき、災害応急対策に協力するものとする。

（体制の整備）

- 第3条 乙は、前条に規定する災害応急対策を速やかに施行するため、必要な資機材等を確保し、体制の整備に努めるものとする。
- 2 各救援センターに乙の会員会社にて各々担当を定め、事前調査を行い、速やかな対応を行えるようにする。

（業務の内容）

- 第4条 乙は、甲より協力要請を受けたときは、次の業務を行う。
- (1) ライフライン施設の応急対策に関すること
 - (2) 救援センターの応急対策に関すること
 - (3) 応急住宅対策に関すること
 - (4) その他甲が必要と認める業務

（費用の負担）

- 第5条 乙の会員が前条各号の業務を行う際、資機材等の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 乙の会員は、前項の費用の請求に際し、甲の確認を受けるものとする。

（相互連絡）

- 第6条 甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれの担当窓口を設置するものとする。乙においては、会長会社をこれとする。
- 2 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するために緊急連絡網を策定し、甲に提出するものとする。年1回見直しを行い、甲へ提出するものとする。
- 3 甲専用の乙のホームページへのログインパスワードを設定し、Webにて情報共有を行い、相互連絡を行えるようにする。

（災害補償及び損害賠償）

- 第7条 甲の要請に基づく応援の実施中に、乙の会員もしくは乙の会員の従業員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合、甲は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
- 2 応援の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（その他）

- 第8条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、及び、この協定に定めのない事項で、特に必要が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの解約の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野 之夫

乙 東京都豊島区要町二丁目30番6号
豊島設備防災協力会
会 長 齋 藤 泰 彦

IV-65 災害時における応急対策協力に関する協定（東京土建一般労働組合 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合豊島支部（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区が行う災害応急対策に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、豊島区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行う場合、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、災害時応急対策協力要請書（別記第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等の方法により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（要請に対する措置）

第2条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、その組合員に対し、可能な限り甲に必要な資機材及び労力等（以下「資機材等」という。）を優先提供させるものとする。

また、乙の組合員は、原則として甲の職員の指示に基づき、災害応急対策に協力するものとする。

（体制の整備）

第3条 乙は、前条に規定する災害応急対策を速やかに施行するため、必要な資機材等を確保し、体制の整備に努めるものとする。

（業務の内容）

第4条 乙は、甲より協力要請を受けたときは、次の業務を行う。

- （1）倒壊建物等からの救出・救助
- （2）避難所（救援センター）及び区有施設等の応急的な危険度の判定
- （3）避難所（救援センター）及び区有施設等の応急処置
- （4）その他甲が必要と認める業務

（費用の負担）

第5条 乙の組合員が前条各号の業務を行う際、資機材等の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙の組合員は、前項の費用の請求に際し、甲の確認を受けるものとする。

（相互連絡）

第6条 甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものとする。

2 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するために緊急連絡網を策定し、甲に提出するものとする。

(災害補償及び損害賠償)

第7条 甲の要請に基づく応援の実施中に、乙の組合員もしくは乙の組合員の従業員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合、甲は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

2 応援の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(その他)

第8条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、及び、この協定に定めのない事項で、特に必要が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの解約の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年2月7日

甲 豊島区
東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区長 高野之夫

乙 東京土建一般労働組合豊島支部
東京都豊島区西池袋五丁目22番15号
執行委員長 玉木良彦

IV-66 災害時における応急対策に関する協定（巣鴨建設組合）

（主旨）

第1条 この協定は、豊島区(以下「甲」という。)が、一般社団法人 巣鴨建設組合(以下「乙」という。)に対し、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、災害が発生した場合に甲が行う災害対策業務に関する協力を求めるときの手続きなどについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は乙に対し、区内において災害が発生、または発生する恐れがある場合に行う災害応急対策業務について必要があると認めるときは協力を要請することができる。

2 甲は乙に対し前項の要請を行う場合、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により災害応急対策協力要請書(別記第1号様式)をもって要請するものとする。ただし文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（要請に対する処置）

第3条 乙は前条の規定により応援の要請を受けた場合は、その組合員に対し、可能な限り甲に必要な資機材及び労力など(以下「資機材等」という。)を優先提供させるものとする。また、乙の組合員は、原則として甲の職員の指示に基づき、災害応急対策に協力するものとする。

（体制の整備）

第4条 乙は前条に規定する災害応急対策を速やかに施行するため、必要な資機材を確保し、組合員への体制の整備に努めることとする。

（業務の内容）

第5条 乙は、甲より協力要請を受けたときは、次の業務を行う。

- 1 区有施設などの調査への協力と応急修繕
- 2 倒壊建物などからの救出・救援活動
- 3 被災建築物に関する相談・助言活動
- 4 その他、甲が必要と認める災害応急対策業務に対する協力

（費用の負担）

第6条 乙の組合員が実施した資機材などの提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙の組合員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（災害補償及び損害賠償）

第7条 甲の要請に基づく応援の実施中に、この組合員もしくは乙の組合員の従業員が負傷、もしくは疾病に罹ったり、死亡したりした場合は、甲は、豊島区防災業務従事者損害補償条例(平成17年条例第38号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

2 応援の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙が協議して定めるものとする。

（相互連絡）

第8条 甲乙間において相互に円滑に連絡調整を行うために、それぞれに担当窓口を設置するものとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義を生じた場合、及び、この協定の実施に必要な事項が生じたときは、その都度、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、

期間満了の日の一月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの解約の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに一年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を二通作成し、甲と乙双方が記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成31年2月7日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区北大塚二丁目28番6号
一般社団法人 巣鴨建設組合
代表理事 平津幸男

災害応急対策協力要請書

年 月 日

様

豊島区長

印

災害時における応急対策に関する協定第2条第2項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

要 請 番 号	No.
要 請 内 容	
場 所	
備 考	
担 当 者	所属 氏名 電話 FAX

IV-67 災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書

(赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城北支部)

災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関し、豊島区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

(目 的)

第1条 この協定は、区内に災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、豊島区地域防災計画に基づく応急対策の一環として、甲が災害対策用軽自動車の供給並びに物資等の輸送業務について乙の積極的協力を得ることにより、円滑な応急対策を実施することを目的とする。

(要 請)

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合に物資等の緊急輸送をする必要が生じたとき、乙に対し、軽貨物自動車（以下「車両」という。）の供給並びに輸送業務の協力を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。

ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

3 前項の要請は、車両数、日時及び場所を指定し、その他必要な事項について文書で行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理する。

(協 力)

第3条 乙は前条の要請を受けた場合、特別な事由がない限り車両の供給並びに物資等の輸送業務にあたるものとする。

(業務の継続)

第4条 乙の供給した車両が故障その他の事由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交替して、その供給を継続しなければならない。

(報 告 等)

第5条 乙は甲の災害対策本部に連絡所を設け、乙の供給した車両数、車庫待ち及び出庫数を確認するものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急対策業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

1 甲が使用した車両に係る使用料金及び車庫待料金

2 有料道路及び有料駐車場（以下「有料道路等」という。）の使用料金

3 その他甲が負担すべき費用

2 前項の定めによる費用負担に関し、前項1の額については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

(請 求)

第7条 乙は業務終了後、甲の発行する雇上車使用認票をとりまとめて甲に提出し、その認定を受けたあと、使用料金、車庫待料金及び有料道路等の使用料金（以下「使用料金」という。）を甲に請求するものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、その責に帰する事由により使用中の車両を損傷し又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。

(従事者の損害補償)

第9条 甲は、使用中の車両の運転者が応急対策業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年豊島区条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(細 目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は平成9年2月4日から平成10年3月31日までとする。ただし期間

満了の日の3ヵ月前までに甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

平成9年2月4日

甲 豊島区
豊島区長 加藤一敏

乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
城北支部長 佐藤忠生

IV-68 災害時における応急対策用貨物自動車の供給並びに救援物資等の仕分け業務の協力に関する協定（東京都トラック協会 豊島支部）

災害時における応急対策及びその予防上に必要な貨物自動車の供給と救援物資の仕分け業務の協力に関し、豊島区（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会豊島支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、豊島区地域防災計画に基づく応急対策の一環として、甲が災害対策用自動車の供給と災害時に供給された救援物資等の仕分け業務の協力について乙の積極的協力を得ることにより、円滑な応急対策を実施することを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は災害が発生しまたは発生する恐れのある場合に貨物自動車（以下「車両」という。）を調達する必要があるとき、乙に対し、車両の供給と災害時に供給された救援物資等の仕分け業務の協力を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

3 前項の要請は、車両数、派遣職員数、日時及び場所を指定し、その他必要な事項について文書で行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理する。

（協 力）

第3条 乙は前条の要請を受けた場合、特別な事由がない限り、甲に対し車両と職員の派遣を供給するものとする。

（報告等）

第4条 乙は甲の災害対策本部に連絡所を設け、乙の供給した車両数、車庫待ち及び出庫数、派遣職員数を確認するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が応急対策業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲が使用した車両に係る使用料金及び車庫待料金
- (2) 有料道路及び有料駐車場（以下「有料道路等」という。）の使用料金
- (3) 派遣職員の人件費

2 前項の定めによる費用負担に関し、前項(1)、(3)の額については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（請 求）

第6条 乙は業務終了後、甲の発行する雇上車使用認票をとりまとめて甲に提出し、使用料金、車庫待料金及び有料道路等の使用料金（以下「使用料金」という。）、派遣職員の人件費を含め、その認定を受けたあと、応急対策業務にかかった費用を甲に請求するものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成17年7月21日から平成18年7月20日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年7月21日

甲 豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区長 高野之夫

乙 豊島区西池袋五丁目8番9号
社団法人 東京都トラック協会豊島支部
支部長 藤元茂夫

IV-69 災害時における緊急輸送協力に関する協定（東京ハイヤー・タクシー協会）

豊島区（以下「甲」という。）と東京ハイヤー・タクシー協会 都北支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豊島区内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（要請及び協力）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要と判断した時には、次に掲げる事項について、乙に対し協力を要請することができる。

- ① 傷病者、避難者、甲の職員、その他甲の指定した人員の輸送業務
- ② 物資及び資機材の輸送業務
- ③ 災害の状況及び被害情報の収集
- ④ その他甲との協議により、乙が応じられる事項

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとし、当該業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

（手続）

第3条 前条による要請は、「緊急輸送要請書」（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前条の要請による業務の完了を「緊急輸送活動報告書」（第2号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、前項の例による。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手側に書面で通知する。

（費用負担）

第6条 甲は、第2条の要請により、乙が実施した業務に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の認可された運賃又は料金を基準とし、甲乙協議して決する。

（費用の請求）

第7条 乙は、業務終了後、速やかに前条の費用を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 当該業務の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責務について、甲乙協議して決する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙から何らの申出がない場合は、さらに1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年10月6日

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
甲 豊島区長 高野之夫

東京都豊島区池袋本町一丁目12番1号
乙 東京ハイヤー・タクシー協会 都北支部
代表者 支部長 山本 昇

IV-70 災害時における応急食品（麺類等）の供給に関する協定書

（東京都麺類協同組合）

災害時における応急食品（麺類等）の供給に関し、豊島区（以下「甲」という。）と東京都麺類協同組合並びに豊島区各支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

（目 的）

第1条 この協定は区内に災害が発生し、応急食品給与が必要となったとき、豊島区地域防災計画に基づく応急食品給与の一環として、乙の組合員の積極的な協力を得ることにより円滑な応急食品給与を実施することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力の内容は、次の範囲とする。

- ア. 麺類等の供給に関する原材料の提供
- イ. " 設備機器の提供
- ウ. " 労務の提供

（要 請）

第3条 甲は、災害が発生し応急食品給与の必要が生じたとき、乙に対し、麺類等の供給を要請するものとする。

2. 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。ただし、部長が不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。
3. 上記の要請は、理由、協力の内容、日時、場所、その他必要事項を文書で行うものとする。ただし文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理する。

（協 力）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、特別の事由がない限り、麺類等を供給するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲は乙の協力に係る原材料、設備機器の提供、使用についてその実費を弁償するものとする。

2. 乙は前条の規定により、甲に麺類等の供給をしたときは、前項の規定により代金を請求するものとする。

（代金の支払い）

第6条 甲は乙から前条第2項の規定により代金の請求があった場合は速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第7条 甲の要請にもとづき、乙組合員もしくは乙組合の従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「豊島区防災従事者損害補償条例」（昭和41年豊島区条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協力店の表示）

第8条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「豊島区災害時麺類等協力店」の看板を掲示することができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、昭和57年2月18日から昭和58年2月17日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙双方別段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協定細目)

第10条 この協定を実施するための必要事項については、別紙、協定細目のとおりとする。

(疑義の決定等)

第11条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和57年2月18日

甲	豊島区長	日比寛道
乙	東京都麺類協同組合 理事長	野川康昌
	東京都麺類協同組合 長崎支部長	菅谷 亘
	池袋支部長	早川 栄市
	巣鴨支部長	津田 稔
	目白支部長	中村 吉二郎

IV-71 災害時における「飲料水等」の優先供給に関する協定書（秩父源流水）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、豊島区（以下「甲」という。）が災害時における民間協力計画の一環として、有限会社秩父源流水（以下「乙」という。）に対し災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合における区民の飲料水の確保を目的として、乙に対し災害応急対策業務の協力を要請するものとする。

2. 前項の協力の範囲は、ボトル入飲料水等（以下「飲料水等」という。）の供給とする。

（業務の内容等）

第3条 甲は、災害時の実状に応じ、乙に対して、業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、飲料水等の供給を求めるものとする。

（飲料水等の供給）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に飲料水等を優先供給するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の飲料水等の供給に要した費用は甲が負担する。

（協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して、別途細目を定めるものとする。

（雑 則）

第7条 この協定は、平成8年2月9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成8年2月9日

甲 豊島区
豊島区長 加藤 一 敏

乙 有限会社 秩父源流水
代表取締役 内藤 貫 治

IV-72 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（生活協同組合コープとうきょう）

（※現:生活協同組合コープみらい）

豊島区（以下「甲」という。）と生活協同組合コープとうきょう（以下「乙」という。）は、豊島区内に地震、風水害その他の災害が発生し、またはそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して円滑な救援・支援活動を行い、区民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時において、応急生活物資の調達と安定供給、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資の調達と安定供給）

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行うものとする。

2. 甲が乙に対し、応急生活物資を要請する際の細目については、別途定めるものとする。

（ボランティア活動の推進）

第3条 乙は、災害時における組合員のボランティア活動を積極的に推進し、甲の行う応急対策業務に協力するものとする。

（情報の収集・提供）

第4条 甲と乙は、災害時における物価の高騰等の防止を図るため、協力して情報を収集し、区民に対して迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第5条 乙は、生協の活動を通じて、日常的に組合員の防災意識の向上に努めることとし、また、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第6条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、東京都以外を事業区域とする他の生活協同組合や日本生活協同組合連合会との連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（協定事項の発効）

第8条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（相互情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進し、また災害時において有効なものとするために、平常時から連絡を密にし、相互に情報の交換を行うものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 3 月 27 日

甲 豊島区
豊島区長 加藤 一 敏

乙 生活協同組合コープとうきょう
理事長 田 中 尚 四

IV-73 災害時における応急食料供給の協力等に関する協定書（豊島・長崎食品衛生協会）

（※現：豊島池袋食品衛生協会）

豊島区内に地震、風水害その他の災害が発生し、またはそのおそれがある場合（以下「災害時」という）における応急食料の供給に関し、豊島区（以下「甲」という）と豊島池袋食品衛生協会並びに豊島長崎食品衛生協会（以下「乙」という）との間において次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、乙の会員の積極的な協力を得ることにより区民（被災者）への円滑な応急食料供給の体制の確保をはかることを目的とする。

（要請）

第2条 災害が発生し応急食料供給の必要が生じたとき、甲は乙に対して協力の要請を行うものとする。

2 乙に対する甲の要請は保健福祉部長が行うものとする。ただし部長が不在の場合は、その職務を代理するものが行うものとする。

3 上記の要請は、事由、協力の内容、日時、場所その他の必要事項を会長、もしくはその代理あてに文書で行うものとする。ただし、緊急に際して、文書をもって要請するいとまが無い場合は電話または口頭で行い、後日文書をもって処理する。

（協力）

第3条 乙は、甲からの要請があったときは特別な事由が無いかぎり前条の要請に応じるものとする。

（協力の内容）

第4条 乙の協力の内容は次のとおりとする。

ア 区民（被災者）に供給する応急食料の調理ならびにこれにかかわる労務提供

イ 上記アにかかり、甲の所有する設備機器等だけでは対応できない場合における乙の所有する設備機器等の提供

ウ 乙以外の者が応急食料の調理業務等に従事した場合における調理の指導、ならびに衛生の管理・指導

エ 区民（被災者）に供給する応急食料の衛生確保に係る助言・指導

（費用弁償）

第5条 甲は第4条に規定する乙の協力にかかる設備機器の提供に要した経費について原則としてその実費を支払うものとする。

2 甲は、乙より前項の規定に基づく経費の請求がされたときは、その内容を確認のうえすみやかに代金を支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づく業務中に、業務に起因して乙の会員が負傷し、もしくは疾病に患い、または死亡した場合は、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年豊島区条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(防災意識の向上)

第7条 乙は、会員の防災意識の向上に努めることとし、また、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、相互に連携を強化し、広域的な支援が行える体制の整備に努めるものとする。

(相互情報交換)

第9条 甲および乙は、この協定を円滑に推進し、また災害時において有効なものとするために、平常時から連絡を密にし、相互に情報の交換を行うものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は平成9年7月23日から平成10年7月22日までとする。ただし期間満了の一カ月前までに甲乙別段の意思表示が無き場合は、さらに一か年継続するものとし、以後もこの例による。

この協定を証するため本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その一通を保有するものとする。

平成9年7月23日

甲 豊島区

豊島区長 加藤 一 敏

乙 豊島池袋食品衛生協会

会 長 長 島 甲子男

乙 豊島長崎食品衛生協会

会 長 梅 村 和 一

IV-74 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書

(東京都米穀小売商業組合 豊島支部)

災害時における応急用精米の優先供給に関し、豊島区（以下『甲』という。）と東京都米穀小売商業組合豊島支部（以下『乙』という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

(目 的)

第1条 この協定は区内に食料の応急給与を必要とする災害が発生したときに、豊島区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、豊島区内米穀小売販売業者の積極的な協力を得ることにより、円滑に応急用精米の確保を図ることを目的とする。

(精米確保の目標)

第2条 この協定により確保する応急用精米の量は、豊島区における発災後2日目以降の被災想定人口約2万3千人（東京都防災会議が平成9年8月、「東京における地震被害の想定に関する調査研究」において示した人口）の6食分、おおむね14万食を当面の目標とする。

(要 請)

- 第3条 甲は、災害が発生し甲の備蓄物資のみでは十分な救助ができない場合に、乙に対し、応急用精米の優先供給を要請するものとする。
- 2 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当の部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。
 - 3 上記2の要請は文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(協 力)

第4条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、協力することとする。

- (1) 甲から精米供給の要請があったときは、甲の指示する場所に、甲の要請する数量の精米を納入すること。
- (2) 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平常時から豊島支部全体で25,200kg（60kg入、420俵）の精米を確保しておくこと。
- (3) 応急用精米の包装は、運搬が容易なものとする。

(報 告)

第5条 乙は、甲に対して毎年度末に、前条第2号の規定についての備蓄数量等について、文書により報告するものとする。

(費用負担及び請求)

第6条 応急用精米の価格は、当該応急用精米を必要とする災害が発生した直前の販売価格とする。

- 2 乙は、第4条第1項の規定により、甲に応急用精米を納入したときは、前項の規定により甲にその代金を請求するものとする。
- 3 乙は、甲の要請により応急用精米を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙から前条第2項及び第3項の規定により請求のあったときは、その内容を確認のうえ速やかにその代金を支払わなければならない。

(協力店の表示)

第8条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「豊島区災害対策時食料協力店」の看板を掲示することができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成17年12月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1カ月前までに甲乙双方別段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協 議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年12月1日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区千川一丁目11番19号
東京都米穀小売商業組合豊島支部
支部長 金子榮八郎

IV-75 災害時における飲料水等の供給に関する協定（サントリーフーズ）

豊島区（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、豊島区内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の飲料水等の供給に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする。

（飲料水等供給の要請）

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に飲料水等を調達する必要があるときは、乙に対し、飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、飲料水等供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給内容の報告）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料水等を優先的に供給するものとする。

2 乙は、前項の供給内容について、飲料水等供給協力報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料水等の受領）

第4条 乙は、甲が指定する場所に飲料水等を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条の規定による飲料水等の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

（1）供給した飲料水等に相当する価額（災害時直前の価格により算定する。）

（2）飲料水等の搬入に要した費用に相当する価額（実費により算定する。）

（請求及び支払）

第6条 乙は、前条第2項の規定により算出した費用を、飲料水等供給協力費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第4号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った飲料水等の供給業務にかかる従事者の当該業務遂行中の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年7月15日条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記入押印の上、その1通を保管する。

平成19年12月5日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
豊島区長 高野之夫

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 引田耕治

飲料水等供給協力要請書

年 月 日

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 様

豊島区長 印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第2条第1項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請書番号	No.
2 品目・数量	
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
4 搬入場所	
5 搬入方法	
6 連絡先	所属 氏名 電話 FAX
7 備考	

飲料水等供給協力報告書

年 月 日

豊島区長 様

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第3条第2項の規定により、下記のとおり供給内容を報告します。

記

1 要請書番号	No.	(受領日 月 日)
2 供給可能な 品目・数量		
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	
4 搬入場所		
5 搬入方法		
6 連絡先	所属	氏名
	電話	FAX
7 備考		

飲料水等供給協力費用請求書

年 月 日

豊島区長 様

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____

2 内 訳

品 目	数量	単位	単価	金 額	備 考
消費税額					
合 計					

災害時緊急連絡体制表

年 月 日

甲：豊島区

順位	緊急連絡先		
1		電 話	
		F A X	
		メー ル	
2		電 話	
		F A X	
		メー ル	
3		電 話	
		F A X	
		メー ル	

乙：サントリーフーズ株式会社

順位	緊急連絡先		
1		電 話	
		F A X	
		メー ル	
2		電 話	
		F A X	
		メー ル	
3		電 話	
		F A X	
		メー ル	

IV-76 災害時における飲料水等の供給に関する協定（ジャパンビバレッジ）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社ジャパンビバレッジ（以下「乙」という。）とは、豊島区内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の飲料水等の供給に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする。

（飲料水等供給の要請）

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に飲料水等を調達する必要があるときは、乙に対し、飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、飲料水等供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給内容の報告）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料水等を優先的に供給するものとする。

2 乙は、前項の供給内容について、飲料水等供給協力報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料水等の受領）

第4条 乙は、甲が指定する場所に飲料水等を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条の規定による飲料水等の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

（1）供給した飲料水等に相当する価額（災害時直前の価格により算定する。）

（2）飲料水等の搬入に要した費用に相当する価額（実費により算定する。）

（請求及び支払）

第6条 乙は、前条第2項の規定により算出した費用を、飲料水等供給協力費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第4号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った飲料水等の供給業務にかかる従事者の当該業務遂行中の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年7月15日条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記入押印の上、その1通を保管する。

平成20年2月14日

東京都豊島区東池袋一丁目18番1号

甲 豊島区

豊島区長 高野之夫

東京都墨田区江東橋二丁目3番10号

倉持ビルディング第16階

乙 株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社

支社長 川村直樹

(第1号様式)

飲料水等供給協力要請書

年 月 日

株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社
支社長 様

豊島区長 印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第2条第1項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請書番号	No.
2 品目・数量	
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
4 搬入場所	
5 搬入方法	
6 連絡先	所属 氏名 電話 FAX
7 備考	

(第2号様式)

飲料水等供給協力報告書

年 月 日

豊島区長

様

株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社
支社長

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第3条第2項の規定により、下記のとおり供給内容を報告します。

記

1 要請書番号	No. (受領日 月 日)
2 供給可能な品目・数量	
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
4 搬入場所	
5 搬入方法	
6 連絡先	所属 氏名 電話 FAX
7 備考	

(第3号様式)

飲料水等供給協力費用請求書

年 月 日

豊島区長 様

株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社
支社長 印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____

2 内 訳

品 目	数量	単位	単価	金 額	備 考
消費税額					
合 計					

(第4号様式)

災害時緊急連絡体制表

年 月 日

甲：豊島区

順位	緊急連絡先		
1	電 話		
	F A X		
	メー ル		
2	電 話		
	F A X		
	メー ル		
3	電 話		
	F A X		
	メー ル		

乙：株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社

順位	緊急連絡先		
1	電 話		
	F A X		
	メー ル		
2	電 話		
	F A X		
	メー ル		
3	電 話		
	F A X		
	メー ル		

IV-77 災害時における飲料水等の供給に関する協定（ダイードリンコ）

豊島区（以下「甲」という。）とダイードリンコ株式会社（以下「乙」という。）とは、豊島区内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の飲料水等の供給に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする。

（飲料水等供給の要請）

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に飲料水等を調達する必要があるときは、乙に対し、飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、飲料水等供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給内容の報告）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料水等を優先的に供給するものとする。

2 乙は、前項の供給内容について、飲料水等供給協力報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料水等の受領）

第4条 乙は、甲が指定する場所に飲料水等を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。ただし、道路不備及び停電等により搬入に支障が生じた場合は、甲乙協議の上対策を講じるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条の規定による飲料水等の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

（1）供給した飲料水等に相当する価額（災害時直前の価格により算定する。）

（2）飲料水等の搬入に要した費用に相当する価額（実費により算定する。）

（請求及び支払）

第6条 乙は、前条第2項の規定により算出した費用を、飲料水等供給協力費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第4号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った飲料水等の供給業務にかかる従事者の当該業務遂行中の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年7月15日条例第10

号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記入押印の上、その1通を保管する。

平成20年3月12日

東京都豊島区東池袋一丁目18番1号

甲 豊島区

豊島区長 高野之夫

東京都港区芝3丁目8番2号

芝公園ファーストビル3F

乙 ダイードリンク株式会社

取締役営業統轄部長 安達健治

(第1号様式)

飲料水等供給協力要請書

年 月 日

ダイドードリンコ株式会社
取締役営業統轄部長

様

豊島区長

印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第2条第1項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請書番号	No.
2 品目・数量	
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
4 搬入場所	
5 搬入方法	
6 連絡先	所属 氏名 電話 FAX
7 備考	

(第2号様式)

飲料水等供給協力報告書

年 月 日

豊島区長

様

ダイドードリンコ株式会社
取締役営業統轄部長

印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第3条第2項の規定により、下記のとおり供給内容を報告します。

記

1 要請書番号	No. (受領日 月 日)
2 供給可能な品目・数量	
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
4 搬入場所	
5 搬入方法	
6 連絡先	所属 氏名 電話 FAX
7 備考	

(第3号様式)

飲料水等供給協力費用請求書

年 月 日

豊島区長

様

ダイドードリンコ株式会社
取締役営業統轄部長

印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____

2 内 訳

品 目	数量	単位	単価	金 額	備 考
消費税額					
合 計					

(第4号様式)

災害時緊急連絡体制表

年 月 日

甲：豊島区

順位	緊急連絡先		
1		電話	
		FAX	
		メール	
2		電話	
		FAX	
		メール	
3		電話	
		FAX	
		メール	

乙：ダイードリンク株式会社

順位	緊急連絡先		
1		電話	
		FAX	
		メール	
2		電話	
		FAX	
		メール	
3		電話	
		FAX	
		メール	

IV-78 災害時における支援物資の供給等に関する協定（ファミリーマート）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時の支援に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、物資の調達などに関し、甲の計画に対する乙の協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において災害とは、豊島区の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1項に規定する地震等の異常な自然現象、または大規模な火事もしくは爆発等を原因として生ずる被害をいう。

（要請）

第3条 甲は、区内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙に対し、以下の要請をすることができるものとする。

（1）必要な物資の供給

（2）区内店舗における早期の営業再開

2 前項の規定による要請は、「物資発注及び店舗営業再開要請書」（別紙第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに文書を乙に提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（1）食料品

（2）飲料水

（3）日用品

（4）その他甲が要請した物資

（要請に基づく乙の措置）

第6条 第3条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資供給可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が第3条の要請に基づき、物資を運搬又は供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金）

第9条 物資の代金は、災害発生時の直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とは協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第10条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬に係る費用は、乙からの適正な請求書を受理した日から60日以内に甲から乙に支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、第10条に基づき協議を行うものとする。

(担当者名簿の作成)

第11条 甲及び乙は、協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した、「災害物資協定事務担当者(連絡先)名簿」(別紙第3号様式)を作成し、相互に文書で報告するものとする。

2 前項の報告は、協定締結の日以降30日以内に行い、年度中途において異動等があった場合も同様とする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙双方いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月9日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区長 高野 之夫

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート

代表取締役会長 中山 勇

IV-79 災害時における石油類等の優先供給に関する協定書（東京都石油商業組合 豊島支部）

（現：東京都石油商業組合 都心支部）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき豊島区（以下「甲」という。）が災害時における民間協力計画の一環として、東京都石油商業組合豊島支部（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

2. 前項の協力の範囲は、ガソリン、軽油、灯油、石油等（以下「石油類」という。）の供給とする。

（業務内容等）

第3条 甲は、災害時の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、石油類の供給を求めるものとする。

（石油類等の供給）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に石油類等を優先供給するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の石油類等の供給に要した費用は甲が負担する。

（協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第7条 この協定は平成6年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

平成6年3月1日

甲 豊島区
豊島区長 加 藤 一 敏

乙 東京都石油商業組合豊島支部
支 部 長 寺 田 実

IV-80 災害時における石油燃料の優先供給に関する協定

(東京都石油商業組合 都心支部)

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、豊島区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合都心支部（以下「乙」という。）が協力して、災害応急・復旧対策活動に必要な石油燃料の安定的な供給について必要な事項を定める。

(石油燃料の安定供給)

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、次に掲げる施設または車両に対する石油燃料の供給等を要請する。

- 一 災害対策上重要な施設のうち別に定めるもの
- 二 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条に規定する緊急通行車両のうち別に定めるもの
- 三 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に協力するものとする。ただし、実施細目に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 甲は、乙が前項に規定する協力を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

(石油燃料の安定供給に係る費用の負担)

第3条 前条第2項の規定により乙が供給した石油燃料の対価および運搬に要する費用については、甲が負担する。

(石油燃料の調達方法等)

第4条 石油燃料の調達、保管、災害時の払出し等の方法、費用の負担等については、甲、乙が協議の上、別に定める。

(実施細目)

第5条 この協定の実施に必要な事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

(有効期限)

第6条 本協定の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めがない事項については、必要に応じて、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙および丙が押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 東京都豊島区南池袋2丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野 之夫

乙 東京都千代田区永田町2丁目17番14号
東京都石油商業組合内
東京都石油商業組合 都心支部
支部長 橋本 毅一

災害時における石油燃料の優先供給に関する協定細目

豊島区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合都心支部（以下「乙」という。）とは、災害時における石油燃料の優先供給に関する協定（以下「協定」という。）第5条の規定に基づき、次の条項により実施細目を締結する。

（趣旨）

第1条 この実施細目は、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（範囲）

第2条 協定第2条第2項により、乙が甲に対し石油燃料を供給する給油取扱所は、豊島区内で営業する乙に加盟する給油取扱所とする。

（石油燃料の供給開始）

第3条 協定第2条による災害対策上重要な施設および車両に対する石油燃料の供給等は、甲から乙に要請がなされ、乙がこれを受けた旨甲に回答した時点から開始するものとする。

- 2 協定第2条第2項に規定する、乙が甲への協力を要しない場合の別段の定めは次に掲げるとおりとする。
 - 一 乙の施設または設備に被害が生じ、石油燃料が供給できないとき。
 - 二 乙の施設の電力供給が絶たれ、石油燃料が供給できないとき。
 - 三 乙の施設において従事する人員が確保できず、石油燃料が供給できないとき。
 - 四 その他、甲、乙の協議により、石油燃料が供給できないと認められるとき。

（石油燃料の供給期間）

第4条 本協定に基づく石油燃料の供給を行う期間は、前条に規定する乙の回答の時点から、甲が乙に石油燃料の供給終了を通知する時点までの期間とする。

（情報の提供）

第5条 甲は、協定およびこの実施細目に基づく石油燃料の安定供給および備蓄を円滑かつ迅速に遂行できるよう、被災状況、交通規制の状況、施設周辺の被災状況、関係地域における災害対策活動の状況等に関する情報を収集し、乙および丙に適宜提供するものとする。

（災害対策上重要な施設のうち別に定めるもの）

第6条 協定第2条第1項第1号に規定する災害対策上重要な施設のうち別に定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- 一 甲（警視庁所管の警察署、東京消防庁所管の消防署その他これらに準じる施設を含む。）の施設
 - 二 豊島区防災行政無線（IP無線を含む）が設置されている施設
 - 三 甲が災害対策上必要とする施設として認めるもので、乙にあらかじめ通知したもの
- 2 乙は、協定第2条第2項の規定により、前項各号に掲げる施設に対して、甲の要請を受けた時点の石油燃料の在庫状況等を踏まえて、可能な限り石油燃料を供給するものとする。

（施設に対する石油燃料の輸送）

第7条 前条第1項各号に掲げる施設に石油燃料を供給する場合、当該施設までの石油燃料の輸送は、甲が行うものとする。

（緊急通行車両のうち別に定めるもの）

第8条 協定第2条第1項第2号に規定する緊急通行車両のうち別に定めるものは、次のとおりとする。

- 一 甲が災害対策上必要とする車両として認めるもの。
- 2 乙は、協定第2条第2項の規定により、前項1号に掲げる車両に対して、甲の要請を受けた時点の石油燃料の在庫状況等を踏まえて、可能な限り石油燃料を供給するものとする。

(燃料の備蓄保管)

第9条 別表に定める乙に加入する給油取扱所は、ガソリンおよび軽油を各々1,000 リットル備蓄保管するものとする。

(燃料の供給、給油方法)

第10条 給油取扱所は、協定第2条に掲げる施設または車両に対して、石油燃料の供給または給油する場合は、あらかじめ甲が、乙と協議の上作成した専用チケットと引き換えに定量を提供するものとする。

(費用の負担)

第11条 協定第3条により甲が負担する費用の額は、乙が第5条第2項および第7条第2項の規定により供給した石油燃料の量に、第2条に規定する給油取扱所より甲に対して別記様式災害時石油燃料契約金額報告書により通知した災害発生時直近の災害時用契約金額を乗じて得た額とするものとする。

2 前項の費用の支払は、乙が作成した前項の積算に基づく請求書を、甲が受領した日から30日以内に行うものとする。ただし、災害の状況等により、甲が前条で提出した専用チケットの写しおよび請求書を受領した日から30日以内に支払をすることが困難である場合は、甲と乙とが協議の上、これを延長することができるものとする。

(備蓄等の費用)

第12条 甲は、第8条に定める備蓄のための保管費用として、乙に対し、1給油取扱所あたり年間30,000円を支払うものとする。

2 前項の保管費用の支払いは半期毎に15,000円を、履行状況を確認した上で、乙に支払うものとする。

(備蓄等の報告および請求)

第13条 乙は、前条第2項に定める履行状況について、9月末日および3月末日の状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告の内容について検査し、その内容が適正であると認めた場合に、前条第1項に定める費用を支払うものとする。

3 前項に基づく請求は、豊島区会計事務規則（昭和39年6月30日豊島区規則第22号）に従う。

(給油取扱所の変更)

第14条 乙は、別表に定める乙に加入する給油取扱所に変更が生じた場合は、甲に速やかに報告するものとする。

(備蓄等の手続き)

第15条 甲と乙とは、石油燃料の備蓄および災害時の払出し等の業務を円滑に実施するため、必要な手順、連絡方法、情報提供等について、別途協議の上定めるものとする。

(補 則)

第16条 この実施細目に疑義が生じたとき、またはこの実施細目に定めのない事項については、甲、乙が協議し別に定める。

この実施細目を証するため本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、各1通保管する。

平成31年3月26日

甲 東京都豊島区南池袋2丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野 之夫

乙 東京都千代田区永田町2丁目17番14号
東京都石油商業組合内
東京都石油商業組合 都心支部
支部長 橋本 毅一

別表（第9条関係）

災害時における石油燃料の優先供給に関する給油取扱所

No	系列	会社名	所在地	油種毎の 備蓄保管容量	自家発電機 の有無
1	出光	出光リテール 販売(株)	南長崎6-4-1	ガソリン：1,000 l 軽油：1,000 l	有
2	エッソ	ババウチ石油	南長崎5-4-3	ガソリン：1,000 l 軽油：1,000 l	有
3	昭和シェル	三栄石油(株)	要町2-17-1	ガソリン：1,000 l 軽油：1,000 l	有
4	エネオス	サントーコー	南池袋2-49-7	ガソリン：1,000 l 軽油：1,000 l	有
5	出光	東京燃料林産(株)	南池袋4-7-2	ガソリン：1,000 l 軽油：1,000 l	有
6	エッソ	中央石油(株)	東池袋4-41-18	ガソリン：1,000 l 軽油：1,000 l	有
7	エネオス	ダイヤ通商(株) 巣鴨	巣鴨1-11-1	ガソリン：1,000 l 軽油：1,000 l	有

豊島区長

営業所名
代表者

災害時用石油燃料契約金額報告書

災害時における石油燃料の優先供給に関する協定細目第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 営業所名	
2 平常時価格	レギュラーガソリン _____円/リットル 軽油 _____円/リットル (_____年 _____月 _____日現在)
3 災害時価格	レギュラーガソリン _____円/リットル 軽油 _____円/リットル (_____年 _____月 _____日現在)
4 緊急時連絡先	会社名 _____ 担当者名 _____ 電話 _____ FAX _____

※ 2 平常時及び 3 災害時の石油燃料価格は、当月 1 日時点の価格とし、毎月豊島区に報告するものとする。

※ 2 平常時価格は、参考価格とし、通常の豊島区と各給油所との契約金額を妨げないものとする。

IV-81 震災時における緊急設備支援に関する協定（セレスポ）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一貫として、豊島区（以下「甲」という。）が株式会社セレスポ（以下「乙」という。）に対し、地震災害発生時における避難所等の開設に必要な設備の緊急支援に関する協力を求めるときの手続き等について定めるものとする。

（目 的）

第2条 この協定は、豊島区の地域に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難所等に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「クイック23」（以下「システム」という。）を提供することにより迅速に避難所を開設し、被災者の救援に資することを目的とする。

（要 請）

第3条 甲は、地震災害発生時において、乙のシステム稼働の必要があると認めたときは乙にその稼働を要請するものとする。

2 システムの稼働を要請する際における、甲の連絡責任者、並びに乙の連絡責任者については、別表第1に定める。

3 甲乙とも、毎年度当初に前項別表1に定める連絡責任者を確認し、その内容に変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取るとともにその措置事項を甲に報告するものとする。

（システムの内容等）

第5条 乙は、甲が要請する場所に情報連絡、緊急物資受入、ボランティア受入、医療救護等を実施するために必要なテントキャンプ資材を、甲からの要請後24時間以内を目処に搬入及び設置するものとする。

2 搬入及び設置する資材は、別表2に定める。

3 乙は、毎年度当初に前項別表2に定める資材の内容を甲に報告するものとする。

4 乙が、甲の要請により搬入及び設置した資材又は備品について、汚損、破損及び紛失があった場合には、乙は甲にその責を求めない。

（稼働範囲）

第6条 乙が、甲の要請に基づきシステムを稼働し、設置する場所は、甲の指定避難所（救援センター）、避難場所等のうち5カ所以内とする。

（システム稼働の料金）

第7条 本システム稼働の料金は、地震災害発生直前における適正料金とし、乙は、協定有効期間中は毎年度当初にその料金表を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、料金の改定を行う際は甲に報告するものとする。

（協 議）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成8年4月3日から平成11年3月31日まで有効とし、協定内容を変更する場合、又は期間を延長する場合には甲乙協議のうえ改めて協定を締結することとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名無印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成8年4月3日

甲 豊島区
区 長 加 藤 一 敏

乙 株式会社 セレスポ
代表取締役 三 木 征一郎

IV-82 災害時における防災資器材等の提供に関する協定

(豊島区地震対策消火器設備協力会)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、豊島区（以下「甲」という。）が、豊島区地震対策消火器設備協力会（以下「乙」という。）に対し、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

2 甲が要請する協力の範囲は、消火器、備蓄食糧、保存水、簡易精水機、災害復旧用防災資材等（以下「資器材等」という。）の提供とする。

3 甲は、乙に対し協力の要請を行うときは、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、資器材等の提供要請書（別記第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(業務内容等)

第3条 甲は、乙に対し、災害時の実情に応じて、必要となる資器材等について、数量、日時、搬入場所等を指定して提供を要請するものとする。

(資器材等の優先提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に資器材等を優先提供するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙の資器材等の提供に要した費用は、甲が負担する。

(協 議)

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合は、及び、この協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(連絡窓口)

第8条 甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものとする。

(雑 則)

第9条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成 19 年 12 月 5 日

- 甲 東京都豊島区東池袋一丁目 1 8 番 1 号
豊島区
豊島区長 高 野 之 夫 ㊟
- 乙 東京都豊島区巣鴨一丁目 4 番 1 7 号
豊島区地震対策消火器設備協力会
会 長 脇 龍 太 郎 ㊟

資器材等の提供要請書

____年 ____月 ____日

豊島区地震対策消火器設備協力会

会長 _____ 様

豊島区災害対策本部

部長

『災害時における防災資器材等の提供に関する協定』第2条に基づき、下表のとおり資器材等の提供を要請します。

資器材等	数量	提供日時	搬入場所（資器材等提供先）
		日 時	
		日 時	
		日 時	
		日 時	
		日 時	
		日 時	
		日 時	
		日 時	

※本表に記載しきれない場合は、別表を添付します。

なお、本件に係る担当者所属氏名は以下の者を指名します。

部

課

電 話

IV-83 災害時における資器材等の供給に関する協定（川上産業）

豊島区（以下、「甲」という。）と川上産業株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時における、資器材の供給に関して、以下のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が豊島区地域防災計画に基づく災害対策本部又は水防本部を設置したときの、乙の資器材の供給に関し必要な事項を定める。

2 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する資器材を検討・推進することにより、区民の防災力の向上に努める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、乙に対し、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる業務の協力を要請することができる。

2 前項の協力は、プチプチ®及びプラパール®（以下「資器材等」という。）の供給とする。

（業務内容等）

第3条 甲は、災害時の実情に応じて、乙に対し、資器材等提供要請書（第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときには、口頭で業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、協力の要請を行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（資器材等の供給）

第4条 乙は、甲から協力の要請があったときは、可能な範囲において、甲に資器材等を優先供給するものとする。

2 乙は、前項の供給内容について、資器材等供給協力報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときには、口頭で報告し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の資器材等の供給（輸送費含む）にかかる費用は甲の負担とする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対し、書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年12月 1日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区長 高野之夫

乙 東京都千代田区五番町6番地2
川上産業株式会社
代表取締役社長 安永圭佑

IV-84 災害時における資機材等の優先的提供に関する協定（アクティオ）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は災害時における資機材等の優先的提供について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が行う災害応急対策活動等に対して、乙の災害時における資機材等の優先的提供を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において災害応急対策活動等を実施する必要が生じた場合は、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）への資機材等の優先的提供について、乙に対し要請することができる。

（協力の実施）

第3条 甲は、前条の規定による要請の内容は、災害時の実状に応じて、乙に対し資機材等の品目、数量、借用期間、指定場所等を明示した「災害時におけるレンタル機材の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）により行い、資機材等の優先的提供を要請するものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り資機材等の優先的提供に協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により資機材等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、乙による資機材の輸送が困難な場合は、甲が協力を締結している団体等が行うことができるものとする。その場合は、甲は乙に対し、輸送を行わせしめる指定団体名を伝達するものとする。

（資機材等の受領）

第4条 甲は、第2条の規定による指定場所において、品目、数量等を確認の上、資機材等を受領するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき提供したときは、「レンタル機材提供報告書」（別紙第2号様式）により報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の規定による協力を要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づき出動した者が、災害業務の実施中に負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合で、他の法令その他により補償が受けられないときは、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」(平成17年豊島区条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第9条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、平成29年8月31日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成29年8月31日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区長 高野之夫

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
朝日ビルディング7階
株式会社 アクティオ
代表取締役社長 小沼直人

IV-85 災害時における資機材等の提供に関する協定（カナモト）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社カナモト（以下「乙」という。）は災害時における資機材等の提供について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が行う災害応急対策活動等に対して、乙の災害時における資機材等の提供を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において災害応急対策活動等を実施する必要が生じた場合は、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）への資機材等の提供について、乙に対し要請することができる。

（協力の実施）

第3条 甲は、前条の規定による要請の内容は、災害時の実状に応じて、乙に対し資機材等の品目、数量、借用期間、指定場所等を明示した「災害時におけるレンタル機材の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）により行い、資機材等の提供を要請するものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り資機材等の提供に協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により資機材等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、乙による資機材の輸送が困難な場合は、甲が協力を締結している団体等が行うことができるものとする。その場合は、甲は乙に対し、輸送を行わせしめる指定団体名を伝達するものとする。

（資機材等の受領）

第4条 甲は、第2条の規定による指定場所において、品目、数量等を確認の上、資機材等を受領するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき提供したときは、「レンタル機材提供報告書」（別紙第2号様式）により報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の規定による協力に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づき出動した者が、災害業務の実施中に負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合で、他の法令その他により補償が受けられないときは、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」(平成17年豊島区条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第9条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、平成29年9月12日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成29年9月12日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区長 高野之夫

乙 北海道札幌市中央区大通東三丁目1番地19
株式会社 カナモト
代表取締役社長 金本 哲男

殿

豊島区長

災害時におけるレンタル機材の供給に関する要請書

「災害時における資機材等の提供に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する貴社の措置が完了後、別紙第2号様式（協定書第5条）により、速やかに報告願います。

記

- 1 災害及び機材の供給を必要とする状況
- 2 供給を必要とする機材の内容等

必要とする機材の種類	数量	借用期間	機材運搬先

年 月 日

豊島区長

報告者：

レンタル機材供給完了報告書

「災害時における資機材等の提供に関する協定」（第5条）に基づき、当社のレンタル機材を下記のとおり供給しましたので報告します。

記

引渡日時	場 所	機 材 名	数 量	備 考

IV-86 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（イケオン）

豊島区（以下「甲」という）と株式会社イケオン（以下「乙」という）は、災害時における宿泊施設等の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時（小規模災害を含む。以下同様）において甲が宿泊施設を必要とする場合に乙の有する宿泊施設（第一イン池袋）を提供する事を目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、乙の協力が必要となった場合は、乙に対して協力を要請する。

（協力の内容）

第3条 この協定に基づく乙の協力内容は、次のとおりとする。

1 大規模災害時（大地震・大洪水等）

ア. 被災者及び応援職員等の宿泊施設として、ホテルの客室及び入浴施設の提供

イ. 上記の提供を行うにあたっての空き室状況の把握及び提供の調整

2 小規模災害時（一般火災、水害等）

ア. 被災者の宿泊施設として、ホテルの客室の提供

イ. 上記の提供を行うにあたっての空き室状況の把握及び提供の調整

2 諸事情により乙が前項の協力を行えないときは、乙は責任をもって他の協力団体を斡旋し、甲にその旨を連絡すること。

（宿泊日数）

第4条 この協定による宿泊期間は、次のとおりとする。

1 大規模災害時（大地震・大洪水等）

第2条の規定により甲が依頼した日から7日以内。ただし、状況により甲が必要と認めるときはこの限りでない。

2 小規模災害時（一般火災、水害等）

第2条の規定により甲が依頼した日から3日以内。

（費用弁償）

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の施設利用料については、実費弁償を原則とし、別途協議する。

（従事者の損害補償）

第6条 甲の要請に基づく業務中に乙の従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「豊島区防災従事者損害補償条例」（昭和41年豊島区条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成9年6月9日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲乙は乙からなんらかの申し出がないときは、この協定は同一条件で1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

平成9年6月9日

甲 東京都豊島区東池袋1丁目18番1号
豊島区長 加藤一敏

乙 東京都豊島区東池袋1丁目42番8号
株式会社 イケオン
代表取締役会長 菅澤傅壽

IV-87 災害時における井戸及び浴場の使用に関する協定書

(東京都公衆浴場商業協同組合 豊島支部)

災害時における井戸及び浴場の使用に関し、豊島区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づく民間協力の一環として、災害時に組合員所有の井戸及び浴場を使用することにより、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、り災者への入浴支援を行うことを目的とする。

(要 請)

第2条 甲は、災害が発生し必要があると認めるときは、乙に対し組合員所有の井戸及び浴場の使用を要請するものとする。

2. 甲の要請は、文書により行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

3. 要請は、支部長に対して行う。支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

(協 力)

第3条 乙は、災害時において甲から要請があったときは、組合員所有の井戸及び浴場を使用し、甲の給水、り災者への入浴支援に協力するものとする。

2. 乙は、利用者が井戸水を飲料水として使用する場合には、煮沸してから使用することを利用者に呼びかけるよう、組合員に対して指導するものとする。

(周 知)

第4条 甲は、組合員所有の井戸に関して、住民に周知を図るものとする。

(水質検査)

第5条 井戸の水質検査は、定期的に甲が実施する。

(非常用発電機の設置)

第6条 災害により電気施設に被害があった場合においても、給水及び入浴支援を実施できるよう、甲は、組合員の所有地に非常用発電機を設置するものとする。

(維持管理及び修理)

第7条 甲は、非常用発電機が常に良好な状態で使用できるよう適切な維持管理及び必要な修理を行うものとする。

(撤 去)

第8条 甲は、乙または組合員から非常用発電機の撤去の要請があった場合、または甲が撤去の必要性を認めたときは速やかに撤去するものとする。

(費 用)

第9条 災害時における井戸の使用及び浴場の使用に係る費用は、甲の負担とする。

2. 費用の請求は、支部長がとりまとめて行うものとする。

3. 非常用発電機の設置に係る土地使用料については無償とする。

4. 非常用発電機の設置及び撤去に関する費用、並びに第7条の維持管理及び修理に必要な諸経費は、甲が負担するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項、並びにこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成8年1月8日から平成9年1月7日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに甲・乙なんらの申し出がない限り、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成8年1月8日

甲 豊島区
豊島区長 加藤 一 敏

乙 東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部
支部長 井藤 良 一

IV-88 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定（東京都理容生活衛生同業組合 豊島・長崎支部）（※現：東京都理容生活衛生同業組合 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合豊島支部（以下「乙」という。）と東京都理容生活衛生同業組合長崎支部（以下「丙」という。）とは、災害時における衛生活動に係る理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊島区内に災害が発生し、甲が開設した避難所（以下「救援センター」という。）における区民の避難生活が長期化した場合において、必要に応じ、救援センターにおいて業務を実施することにより、区民の避難生活に伴う心労の負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 避難生活が長期化した場合とは、避難状態がおおむね2週間を経過し、引き続き避難状態が継続するおそれがある場合をいう。

（業務内容）

第3条 甲は、乙及び丙に対し次に掲げる事項に関して、救援センターにおける避難生活の状況に応じ、必要な業務の実施を要請するものとする。

- (1) 散髪に関すること。
- (2) 洗髪に関すること。
- (3) 顔剃りに関すること。
- (4) 理容活動に必要な資器材及び消耗品の提供に関すること。

（業務協力）

第4条 乙及び丙は、甲の要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、この協定その他この協定に基づく定めに従い、衛生面に配慮し、誠実に業務を実施するものとする。

（対象者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、救援センターに避難している区民のうち、避難生活が長期化し、負傷、疾病その他の理由により、理容所へ出向くことが困難なものとする。

（業務従事者）

第6条 この協定に定める業務従事者とは、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許を有する者で、乙若しくは丙の組合員又は乙若しくは丙の組合員の経営する理容所に勤務する従業員のうちその経営者が指定するものをいう。

（要請）

第7条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙及び丙に対し業務の要請を行うときは、理容サービス業務の提供要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（業務実績報告）

第8条 乙及び丙は、甲の要請を受け実施した、各救援センターにおける業務の完了後、その実績について、理容サービス業務実績報告書（別記第2号様式）により、報告するものとする。

(費用負担等)

第9条 乙及び丙が提供した業務において、技術料である理容費は無料とし、使用した資器材及び消耗品については、甲が費用負担するものとする。

2 前項の費用は、通常要する実費（当該災害の発生した直前の価格をいう。）とする。

3 甲は、乙又は丙から第8条に規定する報告を受けた後、前項の要件を満たす費用の請求があったときは、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、業務従事者が、甲の責めに帰すべき事由により第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

2 乙及び丙は、業務の実施に伴い、乙及び丙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、乙及び丙は、事故発生後、速やかに文書をもって甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙丙いずれからも解約の意思表示がない場合は、有効期間満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(連絡窓口)

第12条 甲乙丙間において相互に円滑な連絡調整等を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものとする。

(協議)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

第14条 甲乙丙は、この協定を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年12月25日

甲 豊島区東池袋一丁目18番1号

豊島区

豊島区長 高野之夫

乙 豊島区南池袋四丁目18番3号

東京都理容生活衛生同業組合豊島支部

支部長 吉村忠於

丙 豊島区长崎二丁目11番4号

東京都理容生活衛生同業組合長崎支部

支部長 土屋清人

理容サービス業務の提供要請書

年 月 日

様

豊島区災害対策本部長

豊島区長

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定第7条の規定に基づき、下記とおり、理容サービス業務の提供を要請します。

記

連絡者	職名	氏名				
	電話					
口頭、電話等による要請の場合の日時	年 月 日 時 分					
業務従事者派遣場所						
業務従事者派遣年月日	年 月 日 ~ 月 日					
業務従事者派遣人員	人					
業務提供区民予定者数	人					
その他特記事項 (連絡事項等)						

理容サービス業務実績報告書

年 月 日

豊島区災害対策本部長
豊島区長

豊島区

支部長

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定第8条の規定に基づき、要請のあった事項について、下記のとおり報告します。

記

連絡担当者	電話	氏名	
口頭、電話等による要請の場合の日時	年	月	日 時 分
業務従事者派遣場所			
業務従事者派遣年月日	年	月	日 ~ 月 日
業務従事者派遣人員	人		
業務提供区民実績者数	人		
その他特記事項 (連絡事項等)			

IV-89 災害時等における手話通訳活動に関する協定

(豊島区登録手話通話者連絡会)

災害時における手話通訳活動に関し、豊島区（以下、「甲」という。）と豊島区登録手話通訳者連絡会（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

[趣旨]

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき災害時要援護者である聴覚障害者の情報保障を図るため手話通訳活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

[協力要請]

第2条 甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、手話通訳活動を実施する必要が生じた場合には乙に対し必要な人員の協力を要請するものとする

2 乙は、甲の要請があった場合には、特別な理由がない限り協力するものとする。

[要請手続]

第3条 甲は、乙に対して、乙の連絡体制により、電話等の方法で人員の供給を要請するものとする。

2 甲は、出動した乙を指揮するものとする。

3 甲は、第1項の規定により乙に要請した場合には、要請の理由、手話通訳の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにした文書を後日送付するものとする。

[活動業務]

第4条 甲の要請により出動した乙の要員は、次の活動業務を行う。

(1) 避難所における手話通訳に関すること

(2) その他甲が必要と認める業務に関すること

[活動業務の報告]

第5条 乙は、甲の要請に基づき人員の提供、活動業務内容等について、業務完了後速やかに甲に対して報告するものとする。

[費用負担]

第6条 甲は、第4条に規定する業務終了後甲の確認を受けた後、活動に要した所要経費を甲に請求するものとする。

[費用の支払い]

第7条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは速やかにその費用を支払わなければならない。

[従事者の損害補償]

第8条 甲の要請に基づき、乙が活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年7月19日条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

[連絡]

第9条 乙は、甲の要請に対応できる連絡体制等について、毎年4月に区長に連絡するものとする。

[個人情報の保護]

第10条 乙は、災害時の手話通訳活動にあたり、活動上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、活動の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及び覚書以外の手続きについて、その都度、甲、乙両者が協議の上、決定するものとする。

〔有効期間〕

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 4 月 8 日

(甲) 豊島区長 高野之夫

(乙) 豊島区登録手話通訳者連絡会

会長 高井洋

IV-90 災害時等における聴覚障害者支援に関する協定（手話サークル「手響」）

災害時における聴覚障害者支援に関し、豊島区（以下、甲という。）と手話サークル「手響」（以下、乙という）との間において、次のとおり協定を締結する。

〔趣旨〕

第10条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき実施する聴覚障害者支援に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

〔協力要請〕

第11条 甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、支援活動を実施する必要がある場合には乙に対し必要な人員の協力を要請するものとする
2 乙は、甲の要請があった場合には、特別な理由がない限り協力するものとする。

〔要請手続〕

第12条 甲は、乙に対して、乙の連絡体制により、文書等の方法で人員の供給を要請するものとする。
2 甲は、出動した乙を指揮するものとする。
3 甲は、第1項の規定により乙に要請した場合には、要請の理由、支援活動の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにした文書を送付するものとする。

〔活動業務〕

第13条 甲の要請により出動した乙の要員は、次の活動を行う。
(3) 避難所における聴覚障害者の不安を軽減するため、手話による会話の機会を提供する。
(4) その他甲が必要と認める業務に関する事

〔活動業務の報告〕

第14条 乙は、甲の要請に基づき人員の提供、活動業務内容等について、業務完了後甲に対して報告するものとする。

〔費用負担〕

第15条 甲は、第4条に規定する業務終了後甲の確認を受けた後、活動に要した所要経費を甲に請求するものとする。

〔費用の支払い〕

第16条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは速やかにその費用を支払わなければならない。

〔従事者の損害補償〕

第17条 甲の要請に基づき、乙が活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年7月19日条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

〔連絡〕

第18条 乙は、甲の要請に対応できる連絡体制等について、毎年7月に区長に連絡するものとする。

〔個人情報の保護〕

第10条 乙は、災害時の聴覚障害者支援活動にあたり、活動上知りえた利用者及び家族等の個人情報情報を漏らしてはならない。これは、活動の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及び覚書以外の手続きについて、その都度、甲、乙両者が協議の上、決定するものとする。

〔有効期間〕

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 4 月 8 日

(甲) 豊島区長 高野 之夫

(乙) 手話サークル「手響」

会 長 白 熊 千 鶴 子

IV-91 大規模災害時等における豊島区と豊島区アマチュア無線協議会との情報収集等の協力に関する協定（豊島区アマチュア無線協議会）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島区アマチュア無線協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における情報収集等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（「以下「大規模災害発生時等」という。）に、甲が行う情報収集等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

- 第2条 甲は、大規模災害発生時等の情報の収集、報告及び伝達（以下「災害情報通信活動」という。）に関し、必要に応じて、乙に協力を要請する。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の災害情報通信活動に協力する。
- 3 乙が災害状況により緊急を要すると判断し、前項の要請を待たずに災害情報通信活動を行う場合には、甲に対し、事前に通知をし、甲の承認を得るものとする。ただし、事前に通知をすることができない正当な理由がある場合には、この限りではない。
- 4 前項ただし書きにより、事前に甲の承認が得られないときには、乙は、事後に報告をし、甲の承認を受けるものとする。
- 5 甲は、前項の承認をした場合には、乙の災害情報通信活動を遡って承認したものとする。

（統制）

第3条 乙は、この協定に基づき、災害情報通信活動を行う時には、豊島区災害対策本部に設置する基地局の統制に従うものとする。

（従事者の損害補償）

第4条 第2条に基づく災害情報通信活動に従事したことにより、乙の従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（平成17年豊島区条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（平常時の訓練）

第5条 甲は、乙が平常時に行う円滑な災害情報通信活動に寄与する通信訓練等に協力するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙双方から意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月16日

甲 豊島区東池袋一丁目18番1号

豊島区長 高野之夫

乙 豊島区上池袋二丁目35番4号

豊島区アマチュア無線協議会

代表幹事 平野幸男

IV-92 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

豊島区（以下、「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下、「乙」という。）は、災害時における、地図製品等の供給等に関して、以下のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、以下各号の事項を趣旨とする。

- （1） 甲の区域内で大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が豊島区地域防災計画に基づく対策本部を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定める。
- （2） 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、区民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 住宅地図 豊島区全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- （2） 広域図 豊島区全域を収録した乙の広域地図をいう。
- （3） ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス ZNET TOWN をいう。
- （4） ID 等 ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードをいう。
- （5） 地図製品等 住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称をいう。

（利用）

第3条 地図製品等の利用は次の各号に該当する場合とする。

- （1） 甲が豊島区地域防災計画に基づく水防本部（B班態勢）を設置したとき。
- （2） 甲が豊島区地域防災計画に基づく災害対策本部を設置したとき。
- 2 甲は、前項各号に基づき対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - （1） 地図製品等の閲覧
 - （2） 甲乙間で別途協議のうえ定める、期間及び条件の範囲内での地図製品等の複製
- 3 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 4 甲は、第2項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、別紙「ZNET TOWN利用約款」に記載の条件に従うものとする。

（地図製品等の利用手続）

第4条 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別紙「物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合、甲は電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- 2 乙は地図製品等を供給するときは、甲に別紙「物資供給報告書」を提出するものとする。

（地図製品等の供給及び貸与）

第5条 乙は、甲が第3条第1項各号に定める対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給する。

- 2 地図製品等の搬送にかかる経費は、乙の負担とする。
- 3 地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定する。
- 4 乙は甲に対し、第1項に基づく地図製品等の供給とは別に、本協定締結後、甲乙で別途定める時期及び方法により、乙が別途定める数量の住宅地図、広域図の提供及びID等の貸与を行うも

のとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

(地図製品等の管理)

第6条 甲は、第5条第4項の規定に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、乙が住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

2 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管及び管理状況を確認することができる。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年10月6日

甲 豊島区長 高野之夫

乙 東京都千代田区西神田一丁目1番1号
オフィス21ビル8階
株式会社ゼンリン 東京エリア統括部
統括部長 園田孝司

IV-93 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー）

豊島区（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、豊島区内における地震、風水害その他の災害に備え、甲が区民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとし、具体的な内容および方法について協議のうえ実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、豊島区内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、豊島区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の豊島区内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 甲が、豊島区内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年8月7日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
豊島区長 高野之夫

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学

IV-94 帰宅困難者用備蓄物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書（日本通運）

豊島区（以下、「甲」という。）と日本通運株式会社 東京引越支店（以下、「乙」という。）とは、次の条項により豊島区地域防災計画の一環として災害時における帰宅困難者用備蓄物資等の緊急輸送業務の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（事業用自動車の供給）

第1条 甲は乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して事業用自動車の提供を求める。

2 乙は、甲の求めがあったときは、特別の理由がない限り、甲に対し事業用自動車を提供しなければならない。

3 前項の特別の理由には、災害対策基本法に基づく指定公共機関としての業務が含まれる。

（事業用自動車の供給手続き）

第2条 甲は、乙から事業用自動車の供給を受けたときは、速やかに雇上車運行依頼書兼運行実績報告書を乙に交付するものとする。

（運賃等）

第3条 甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金は、平成26年9月1日届出運賃に基づき、運賃に係る範囲の上限の運賃及び料金（その適用方を含む。）の時間制運賃料率表の運賃に10%に相当する額を加算することとし、4時間制を特約しない場合は、8時間制によるものとする。なお、深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取り扱いとする。

2 前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃としその適用について、甲乙協議して定めるものとする。

3 前1項の公示された範囲内の運賃及び料金に変更されたときは、その適用について甲乙協議して定めるものとする。

4 車庫待ち料金等公示された運賃及び料金に定めのない事項については、別紙「災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について」によるものとする。

（運賃等の支払）

第4条 乙は、甲の交付した雇上車運行依頼書兼運行実績報告書に必要事項を記入し、取りまとめて甲に提出し、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用する有料道路通行料、駐車使用料等をいう。以下同じ）を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、運賃及び料金並びに実費負担額を支払わなければならない。

（事故等）

第5条 乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（第三者に対する責任）

第6条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（賠償責任）

第7条 甲は、その責に帰する理由により、使用中の事業用自動車を損傷又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

（災害補償）

第8条 甲は、使用中の事業用自動車の乗務員について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年豊島区条例第10号）の定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該乗務員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けるとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受け入れたときは、同一の事故についてこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（契約の有効期間）

第9条 この契約の期間は、契約確定日から平成31年3月31日までとする。ただし、契約期間の3か月前までに、甲乙いずれからも解約の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、

以降もまた同様とする。

(協議)

第10条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成28年 9月15日

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

甲 豊島区長 高野 之夫

中央区日本橋人形町二丁目26番5号

乙 日本通運株式会社 東京引越支店
支店長 阿部 直人

別紙

災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について

1 車庫待ち料金

時間制運賃率表の基礎額（4時間制を特約した場合は4時間制の基礎額、その他の場合は8時間制の基礎額）に7割を乗じて得た額とし、当該車庫待ち時間が時間加算額（8時間制の場合に限る。）、深夜早朝割増又は休日割増（以下、「加算額」という。）に該当する場合は上記基礎額に加算額を加えた額に7割を乗じて得た額とする。

なお、協議により運賃の内容が変更されたとき又は新たな運賃の届出がなされたときは、車庫待ち料金についてもそれにより算出するものとする。

2 車庫待ちから出庫した場合の運賃及び料金

車庫待ち料金と出庫の運賃をそれぞれ算出のうえ合算する。

3 荒天時等の運賃

荒天時その他これに類する状況下において出庫した場合は、時間制運賃率表の基礎運賃（運賃割増を含む。）の3割を最高限度とした金額を加算する。

4 その他

（1）車庫待ちから出庫した場合は、当該車庫待ちは以後解除されたものとする。

（2）車庫待ちから出庫の場合、着車に要する時間等は出庫稼働とする。

IV-95 災害時における特別法律相談に関する協定（豊島法曹会）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島法曹会（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な法律相談（以下「特別法律相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う救済・復興活動の一環として甲が実施する特別法律相談につき、乙の会員のうち相談を担当する弁護士（以下「担当弁護士」という。）の業務について必要な事項を定める。

（担当弁護士派遣の要請）

第2条 甲は、特別法律相談を実施する必要があるときは、乙に対し担当弁護士の派遣を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

3 乙に対する甲の要請は、特別法律相談実施に伴う担当弁護士の派遣要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（担当弁護士派遣計画の提出等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに担当弁護士の派遣計画を策定し、特別法律相談実施に係る担当弁護士の派遣計画書（別記第2号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別法律相談の場所に担当弁護士を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別法律相談の活動場所等）

第4条 特別法律相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別法律相談の内容）

第5条 特別法律相談の内容は、災害等に起因する土地・建物・マンション等の権利関係、これに付随する相続、金銭消費貸借、各種保険金請求に関すること等の法律問題全般とする。

（相互協力）

第6条 甲と乙は、特別法律相談を円滑に行うため、派遣担当弁護士の名簿作成、地域割り、特別法律相談のPR等について協力して実施する。

（連絡責任者）

第7条 甲と乙とは、それぞれ特別法律相談に関する連絡責任者を置くものとし、この者は甲については豊島区地域防災計画に定める担当部長が指定する職員、乙については副幹事長の職に当たる者とする。ただし、各々代理人を指定することができる。

2 甲乙双方の連絡責任者及び代理人の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

（相談料）

第8条 法律相談所における利用者の相談料は、無料とする。

(謝 礼)

第9条 相談業務に従事した担当弁護士に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する担当弁護士の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

(応援弁護士)

第11条 乙は、乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく特別法律相談業務への協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請に基づき、特別法律相談業務に従事した担当弁護士に対する謝礼、その他必要な事項は、この協定の定めに基づき定めるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、平成19年8月20日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(細 目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成19年8月20日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
豊島区
区 長 高 野 之 夫

乙 東京都豊島区雑司が谷二丁目15番6号
豊島法曹会
幹事長 鈴 木 利 治

特別法律相談の実施に伴う担当弁護士派遣要請書

年 月 日

災害時における特別法律相談に関する協定（第2条第3項）に基づき、下記のとおり貴会会員（担当弁護士）の派遣を要請します。

豊島法曹会

幹事長 様

豊島区災害対策本部

担当部長 職 氏 名

派遣施設名	施設所在地	電 話	人 員	期 間
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日

※ 本派遣要請に係る豊島区連絡責任者及び代理人（担当者）職氏名は下記とおりです。

豊島区災害対策本部

責任者： 部 課長（行政組織： 部 課長）

電話：3981-1111内線 (直通 -)

代理人： 部 課長 班長

(行政組織： 部 課長 係長)

電話：3981-1111内線 (直通 -)

特別法律相談の実施に伴う担当弁護士派遣計画書

年 月 日

災害時における特別法律相談に関する協定（第3条）に基づき、下記のとおり本会会員の担当弁護士を派遣をします。

豊島区災害対策本部

担当部長

豊島法曹会

幹事長

派遣施設名	施設所在地	電 話	人 員	期 間
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日
			人	月 日～ 月 日

※ 派遣担当弁護士の氏名等は、別紙のとおり

※ 本派遣に係る当豊島法曹会の連絡責任者及び代理人（担当者）職氏名は下記とおりです。

豊島法曹会

責任者：

電話： —

代理人：

電話： —

IV-96 災害時における特別総合相談に関する協定（東京都行政書士会 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会豊島支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

（相談員派遣の要請）

第2条 甲は、特別総合相談を実施する必要があるときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第2号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第4条 特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における行政手続相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第5条 特別総合相談の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 被災者の生活再建に係る官公署に提出する書類の作成等に関すること
- (2) 外国人被災者の生活再建に係る書類の作成及び相談に関すること
- (3) その他行政書士法に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること

（相互協力）

第6条 甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(連絡担当者)

第7条 甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

2 甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

(相談料)

第8条 特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

(謝 礼)

第9条 相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を参考とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、平成29年4月19日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(細 目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成29年4月19日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区西池袋一丁目29番5号
山の手ビル12階
東京都行政書士会 豊島支部
支部長 近藤秀将

IV-97 災害時における特別総合相談に関する協定（東京司法書士会 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京司法書士会豊島支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

（相談員派遣の要請）

第2条 甲は、特別総合相談を実施する必要があるときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第2号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第4条 特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第5条 特別総合相談の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 被災者の生活再建に係る不動産・法人登記に関すること
- (2) 相続、成年後見等被災者の生活再建に必要な事項に関すること
- (3) その他司法書士法に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること
- (4) 上記各号に附帯関連する事項に関すること

（相互協力）

第6条 甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(連絡担当者)

第7条 甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

2 甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

(相談料)

第8条 特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

(謝 礼)

第9条 相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を参考とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、平成29年4月19日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(細 目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成29年4月19日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区東池袋一丁目33番4号
ニュー池袋ハイツ1205
東京司法書士会 豊島支部
支部長 中居 優

IV-98 災害時における特別総合相談に関する協定

(社会保険労務士 城北統括支部豊島支部)

豊島区（以下「甲」という。）と東京都社会保険労務士会城北統括支部豊島支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

(相談員派遣の要請)

第2条 甲は、特別総合相談を実施する必要があるときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(相談員派遣計画の提出等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第2号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

(特別総合相談の活動場所等)

第4条 特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

(特別総合相談の内容)

第5条 特別総合相談の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 被災者の生活再建に係る労働社会保険の手続に関すること
- (2) 被災者の生活再建に係る労務管理に関すること
- (3) 被災者の生活再建に係る年金の相談及び請求に関すること
- (4) その他社会保険労務士法に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること

(相互協力)

第6条 甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うもの

とする。

(連絡担当者)

第7条 甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

2 甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

(相談料)

第8条 特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

(謝 礼)

第9条 相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を参考とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、平成29年4月19日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(細 目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成29年4月19日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区東池袋一丁目47番1号
庚申ビル602
A&I 社会保険労務士法人
東京都社会保険労務士会
城北統括支部豊島支部
支部長 岩間靖幸

IV-99 災害時における特別総合相談に関する協定（東京税理士会 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京税理士会豊島支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

（相談員派遣の要請）

第2条 甲は、特別総合相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第2号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第4条 特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第5条 特別総合相談の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 被災者の税務申告、税務申請及び納税に関すること
- (2) その他税理士法に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること

（相互協力）

第6条 甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（連絡担当者）

第7条 甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

2 甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、

変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

(相談料)

第8条 特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

(謝 礼)

第9条 相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を参考とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、平成29年4月19日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(細 目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成29年4月19日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区西池袋三丁目30番3号
西池本田ビル3階
東京税理士会 豊島支部
支部長 木下盛弘

IV-100 災害時における特別総合相談に関する協定（東京パブリック法律事務所）

豊島区（以下「甲」という。）と弁護士法人 東京パブリック法律事務所（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の社員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

（相談員派遣の要請）

第2条 甲は、特別総合相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第2号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第4条 特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第5条 特別総合相談の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 被災者の生活再建及び事業再建に係る土地・建物・マンション等の権利関係に関すること
- (2) 相続、金銭貸借及び保険金請求等の生活再建及び事業再建に資する事項に関すること
- (3) 被災者の生活再建及び事業再建に資する各種法的支援制度に関すること
- (4) その他弁護士法に定める業務のうち被災者の生活再建及び事業再建に関すること
- (5) 上記各号に附帯関連する事項に関すること

（相互協力）

第6条 甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うもの

とする。

(連絡担当者)

第7条 甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

2 甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

(相談料)

第8条 特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

(謝 礼)

第9条 相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を参考とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、平成31年3月4日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(細 目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成31年3月4日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区東池袋一丁目34番5号
いちご東池袋ビル2階
弁護士法人 東京パブリック法律事務所
代表社員 釜井英法

IV-101 災害時における特別総合相談に関する協定

(東京土地家屋調査士会 豊島支部)

豊島区（以下「甲」という。）と 東京土地家屋調査士会 豊島支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

(相談員派遣の要請)

- 第2条 甲は、特別総合相談を実施する必要があるときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。
- 2 乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(相談員派遣計画の提出等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第2号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

(特別総合相談の活動場所等)

第4条 特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

(特別総合相談の内容)

- 第5条 特別総合相談の内容については、以下のとおりとする。
- (1) 被災者の境界確定に関すること
 - (2) 被災者の建物取り壊し調査に関すること
 - (3) その他土地家屋調査士法に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること

(相互協力)

第6条 甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(連絡担当者)

第7条 甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

2 甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

(相談料)

第8条 特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

(謝 礼)

第9条 相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、平成31年3月4日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(細 目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成31年3月4日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区西池袋三丁目19番10号
近江ビル302号
東京土地家屋調査士会 豊島支部
支部長 宮地慎一

IV-102 災害時における特別総合相談に関する協定

(東京都宅地建物取引業協会 豊島区支部)

豊島区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都宅地建物取引業協会豊島区支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

(相談員派遣の要請)

- 第2条 甲は、特別総合相談を実施する必要があるときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。
- 2 乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(相談員派遣計画の提出等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第2号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

(特別総合相談の活動場所等)

第4条 特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

(特別総合相談の内容)

- 第5条 特別総合相談の内容は、被災者の生活再建に係る、みなし仮設住宅確保等のため、民間賃貸住宅の情報を提供する。
- 2 甲ならびに被災者より、その他（店舗あるいは売買など）の物件情報への提供依頼があるときは、可能な限り協力をする。

(相互協力)

第6条 甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うため、相談員の分担や、特別総合相談のPR等について協力して実施する。

(連絡担当者)

第7条 甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

2 甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

(相談料)

第8条 特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

(謝 礼)

第9条 相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

(応援士業者)

第11条 乙は、乙所属以外の士業者に対し、この協定に基づく特別総合相談業務への協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請に基づき、特別総合相談業務に従事した相談員に対する謝礼、その他必要な事項は、この協定の定めに基づき、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、平成31年3月4日から平成32年(2020年)3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(細 目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成31年3月4日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区東池袋一丁目31番6号 三昌ビル3F
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会豊島区支部
豊島区支部長 山口利昭

IV-103 災害時における特別総合相談に関する協定

(全日本不動産協会 東京都本部豊島文京支部)

豊島区（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

(相談員派遣の要請)

- 第2条 甲は、特別総合相談を実施する必要があるときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。
- 2 乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(相談員派遣計画の提出等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第2号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

(特別総合相談の活動場所等)

第4条 特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

(特別総合相談の内容)

- 第5条 特別総合相談の内容は、被災者の生活再建に係る、みなし仮設住宅確保等のため、民間賃貸住宅の情報を提供する。
- 2 甲ならびに被災者より、その他（店舗あるいは売買など）の物件情報への提供依頼があるときは、可能な限り協力をする。

(相互協力)

第6条 甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うため、相談員の分担や、特別総合相談のPR等について協力して実施する。

(連絡担当者)

第7条 甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

2 甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

(相談料)

第8条 特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

(謝 礼)

第9条 相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

(応援士業者)

第11条 乙は、乙所属以外の士業者に対し、この協定に基づく特別総合相談業務への協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請に基づき、特別総合相談業務に従事した相談員に対する謝礼、その他必要な事項は、この協定の定めに基づき、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、平成31年3月4日から平成32年(2020年)3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(細 目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成31年3月4日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区南大塚二丁目39番11号 ヒサビル4F
公益社団法人 全日本不動産協会
東京都本部 豊島文京支部
支部長 荻原武彦

IV-104 災害時における特別総合相談に関する協定

(東京都不動産鑑定士協会)

豊島区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

2 この協定の定めにもかかわらず、甲と乙が平成30年6月12日付で締結した「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」で定める事項については同協定を適用し、甲と乙が平成27年3月18日付で締結した「豊島区不燃化推進特定整備事業専門家派遣 協定書」（以下「不燃化推進協定書」という。）で定める事項については同協定書を適用し、それぞれこの協定の規定は適用しないものとする。

(相談員派遣の要請)

第2条 甲は、特別総合相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(相談員派遣計画の提出等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第2号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、特別総合相談に係る業務（以下「相談業務」という。）に当たらせるものとする。

(特別総合相談の活動場所等)

第4条 特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における士業者による相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

(特別総合相談の内容)

第5条 特別総合相談の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 乙又は乙が派遣する相談員が行うことができる専門相談のうち被災者に係る事項
- (2) その他、相談員が法令上行うことができる業務のうち被災者の生活再建に関すること

(相互協力)

第6条 甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うため、相談員の分担や、特別総合相談のPR等について協議のうえ、協力して実施する。

(連絡担当者)

第7条 甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

2 甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

(相談料)

第8条 特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

(謝礼)

第9条 甲が支払う相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、不燃化推進協定書で定める報償費の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

(応援士業者)

第11条 乙は、乙所属以外の不動産鑑定士に対し、この協定に基づく特別総合相談業務への協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請に基づき、特別総合相談業務に従事した相談員に対する謝礼、その他必要な事項は、この協定の定めに基づき、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、平成31年3月4日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

2 甲または乙において、この協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえこの協定を解除できるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成31年3月4日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野 之 夫

乙 港区虎ノ門三丁目12番1号
ニッセイ虎ノ門ビル6階
公益社団法人東京都不動産鑑定士協会
会 長 吉 村 真 行

特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書

年 月 日

様

豊島区長

災害時における特別総合相談実施に伴う相談員の派遣について

「災害時における特別総合相談に関する協定書」に基づき、下記のとおり相談員の派遣を要請します。なお、協定書第3条により、本要請に対する特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書を提出願います。

記

要請事項

要請期間	時間	人数	派遣場所

※要請期間、時間内での相談員の交代は、可能とする。

問い合わせ先

豊島区

担 当

電 話

F A X

特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書

年 月 日

豊島区長 様

災害時における特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書について

「災害時における特別総合相談に関する協定書」に基づき、下記のとおり提出します。

記

相談員派遣計画

要請期間	時間	人数	派遣場所

問い合わせ先

担 当
電 話
F A X

IV-105 災害時における住家被害認定調査等に関する協定

(東京都不動産鑑定士協会)

豊島区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

(目的)

第1条 本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力内容)

第2条 本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府。その後の改正を含む。）に基づき、甲の職員が実施する住家被害認定調査及び事前研修に対する専門的見地からの支援
- (2) 罹災証明書発行時における住民からの相談に関する甲の業務の補助
- (3) その他甲が合理的に必要と認める業務

(協力要請)

第3条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して災害復旧協力要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により、住家被害認定調査等業務の協力について要請する。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(住家被害認定調査専門指導員)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から住家被害認定調査等業務の協力要請を受けた場合は、速やかに当該要請に応えるものとし、住家被害認定調査等業務のために住家被害認定調査専門指導員を派遣する。

2 前項に規定する住家被害認定調査専門指導員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 乙に所属する不動産鑑定士であること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書発行に関する研修を受講し、専門性を有していること。

(指揮)

第5条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき住家被害認定調査等業務を実施したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が住家被害認定調査等業務を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 住家被害認定調査専門指導員の派遣に係る交通費
- (2) その他特に必要と認める費用

(請求及び支払い)

第8条 乙は、前条に規定する費用が発生したときは、災害復旧協力費用等請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(研修会への参加)

第9条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

(守秘義務)

第10条 乙及び乙の会員は、住家被害認定調査等業務の遂行にあたり知り得た、甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいし、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目

的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく乙の住家被害認定調査等業務に係る従事者の損害補償は、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」によるものとする。

(その他)

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、平成30年6月12日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ本協定を解除できるものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年6月12日

甲 豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区長 高野之夫

乙 港区虎ノ門三丁目12番1号

ニッセイ虎ノ門ビル6階
公益社団法人東京都不動産鑑定士協会

会長 吉村真行

第1号様式（第3条関係）

災害復旧協力要請書

年 月 日

公益社団法人東京都不動産鑑定士協会
会長 様

豊島区長

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

要請担当者	所属名 氏 名 電話番号
要請日時	年 月 日 () 時 分ごろ
要請理由 (災害名等)	
要請事項	住家被害認定調査等業務
履行場所	
履行期日 又は期間	【期日】 年 月 日 【期間】 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

第2号様式（第6条関係）

災害復旧協力報告書

年 月 日

豊島区長 宛

公益社団法人東京都不動産鑑定士協会
会長

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 要請内容 住家被害認定調査等業務

2 内 訳

業務開始 日時	業務終了 日時	派遣者名	派遣場所	備考

別紙

請求内訳書

日 時			住家被害認定調査 専門指導員 氏名	経 路	交通実費	計
月	日	時間				
		自： 至：				
		自： 至：				
		自： 至：				
		自： 至：				
		自： 至：				

災害時における住家被害認定調査等の費用負担に関する実施細目

豊島区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、平成30年6月12日に締結した「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定第7条に規定する費用負担に関して、次のとおり細目を定める。なお、本細目で使用する用語の意味は、別段の定めがない限り、協定で使用する用語の例によるものとする。

（費用）

第1条 協定第7条第2号に定める「その他特に必要と認める費用」とは、次の各号に掲げる費用とする。

- （1）調査のために必要となる機材の購入費のうち、甲が必要であると認めた合理的な費用
- （2）災害応急業務に従事する者の日額に相当する額
- （3）その他、乙が住家被害認定調査等の実施に要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 甲及び乙は、前項第2号に定める額について、東京都の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和31年東京都条例第56条）別表一（第2条関係）に記載の一般業務に従事する者の日額として定められる額に準じて甲乙協議のうえ決定する。

（適用関係）

第2条 本細目の規定と協定の規定の間に齟齬が生じた場合は、本細目の規定を優先する。

（協議事項）

第3条 本細目に定めのない事項及び本細目の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。本細目を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年6月12日

甲 豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区長 高野 之 夫

乙 港区虎ノ門三丁目12番1号

ニッセイ虎ノ門ビル6階
公益社団法人東京都不動産鑑定士協会

会 長 吉 村 真 行

IV-106 災害時における葬祭等に関する協力協定（全日本冠婚葬祭互助協会）

豊島区（以下「甲」という。）と一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、豊島区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時に多数の被災者が集中的に発生した場合における、甲が行う遺体の迅速かつ円滑な応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給および遺体搬送等（以下「業務」という。）を乙に求める時の手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時に乙に対し次の業務を要請することとし、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容および安置に必要な資機材および消耗品の提供
- (2) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (3) 遺体の搬送用寝台車および霊柩車等による遺体搬送
- (4) 遺体の安置に必要な施設の提供
- (5) 甲が設置した避難拠点等における被災者に対する食事等の供給
- (6) 帰宅困難者の一時的支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請手続）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し次に掲げる事項記載した災害時協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話、ファクシミリ、電子メール等により行い、後日文書をもって処理することができる。

- (1) 要請を行った者の職氏名および担当者氏名
- (2) 要請内容
- (3) 履行の期日（期間）および場所
- (4) その他必要な事項

（業務の実施）

第4条 乙は、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の業務を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により、甲に報告する。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

- 2 甲が負担する経費の価格は、災害発生の前における災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条、災害救助法施行細則（昭和38年規則第136号）第2条、別表第1に基づく基準額を参考にして、甲、乙協議の上で決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は積算根拠を示す供給等業務実績一覧表等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

- 2 乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙の指定する支払先に対して速やかにこれを支払うものとする。

(災害補償及び損害賠償)

第9条 甲は、業務従事者が、業務実施中において負傷または疾病にかかりもしくは死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係わるものを除く。

2 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙協議して定める。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な業務の協力が行えるよう、広域応援体制および情報伝達体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年4月1日現在で甲に提出するものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は協力業務中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(訓練への参加)

第12条 乙は、甲が行う防災訓練等に参加するよう努める。ただし訓練の参加に関して、乙は原則として無償で行うものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲または乙からなんらの申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月27日

甲 豊島区南池袋2丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野 之夫

乙 港区西新橋1丁目18番12号
COMS虎ノ門6階
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会長 山下 裕史

IV-107 災害時における葬祭等に関する協力協定（全東京葬祭業連合会）

豊島区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、豊島区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時に多数の被災者が集中的に発生した場合における、甲が行う遺体の迅速かつ円滑な応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給及び遺体搬送等（以下「業務」という。）を乙に求めるときの手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時に乙に対し次の業務を要請することができる。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体の搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (3) 遺体の安置に必要な施設の提供
- (4) 甲が設置した震災救援助等における被災者に対する食事等の供給
- (5) 帰宅困難者の一時的支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請手続）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し次に掲げる事項記載した災害時協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話、ファクシミリ、電子メール等により行い、後日文書をもって処理することができる。

- (1) 要請を行った者の職氏名および担当者氏名
- (2) 要請内容
- (3) 履行の期日（期間）および場所
- (4) その他必要な事項

（業務の実施）

第4条 乙は、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の業務を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により、甲に報告する。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

- 2 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）第2条、別表第1に基づく基準額を参考にして、甲、乙協議の上で決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は積算根拠を示す供給等業務実績一覧表等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

- 2 乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙の指定する支払先に対して速やかにこれを支払うものとする。

(災害補償及び損害賠償)

第9条 甲は、業務従事者が、業務実施中において負傷しまたは疾病にかかりもしくは死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係わるものを除く。

2 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙協議して定める。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な業務の協力が行えるよう、広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年4月1日現在で甲に提出するものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は協力業務中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(訓練への参加)

第12条 乙は、甲が行う防災訓練等に参加するよう努める。ただし訓練の参加に関して、乙は原則として無償で行うものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲または乙からなんらの申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月27日

甲 豊島区南池袋2丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野 之夫

乙 文京区目白台2丁目14番13号
全東京葬祭業連合会会長 酒井 政雄

杉並区梅里1丁目21番4号
東都聖典協同組合理事長 酒井 政雄

文京区目白台2丁目14番13号
東京都葬祭業協同組合理事長 濱名 雅一

世田谷区上北沢4丁目33番3号
山手葬祭協同組合理事長 亀井 喜一郎

三鷹市上連雀2丁目5番15号(株)AZUMA内
東京多摩葬祭業協同組合理事長 小峰 敏夫

災害時協力要請書

年 月 日

様

豊島区長

印

災害時における葬祭等に関する協力協定第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請書番号	No.
2 要請者及び担当者	【要請者】 所属 氏名 電話 FAX 【担当者】 所属 氏名 電話 FAX
3 要請内容	
4 履行期日（期間）	
5 履行場所	
6 備考	

災害時要請業務実施報告書

年 月 日

豊島区長

印

災害時における葬祭等に関する協力協定第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 要請書番号	No.
2 業務実施内容	
3 従事者氏名	所属 電話 氏名 FAX
4 備 考	

IV-108 災害時における遺体の搬送等に関する協定

(東京都霊柩自動車協会、全国霊柩自動車協会)

豊島区（以下「甲」という。）と、東京都霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、災害時における遺体の搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、豊島区内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の搬送について、甲が乙又は丙に対して霊柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(搬送要請等)

第2条 甲は、災害時に死者が出た場合において、乙に対し次の業務を要請することができる。ただし、乙が対応できない場合には、甲は丙に対し直接搬送を要請することができることとする。

- (1) 車両等による遺体の搬送に関すること。
- (2) 遺体搬送及び遺体安置に必要なものの提供に関すること。

(拠点の確保及び火葬計画)

第3条 甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点（駐車スペース、宿泊スペース等）を確保する。

2 甲は、乙及び丙に対して「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都が作成した火葬計画により要請するものとする。

(要請手続)

第4条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（別記第1号様式）を提出する。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話、ファックス、電子メール等により行い、後日文書をもって処理することができる。

- (1) 要請を行った者の職氏名と、担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両台数
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) 搬送拠点の場所（所在地、施設名、連絡先）
- (6) その他必要な事項

(業務実施)

第5条 乙又は丙は、第2条に定める要請を受けた場合には、乙及び丙の会員又は構成員を派遣し、甲の指示に従い、業務を実施する。

(報告)

第6条 乙又は丙は、前条の業務が終了したときは、災害時協力報告書（別記第2号様式）により、甲に報告する。

(費用の負担)

第7条 甲は、第2条に規定した甲の要請に基づき、乙又は丙が実施した業務の費用を負担する。

2 前項の甲が負担する費用は、災害発生の直前における関東運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙丙協議のうえで決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙又は丙は、前条第1項の費用について、乙又は丙の会員または構成員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲の要請事項に加え、乙又は丙が遺族等の要請により応急救助の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は乙又は丙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(費用の支払い)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙又は丙から経費の支払の請求があったときは、乙又は丙に対して速やかにこれを支払うものとする。

(災害補償及び損害賠償)

第10条 甲の要請に基づく業務の実施中に、乙又は丙の会員または構成員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合、甲は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

2 応援の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙又は丙が協議して定める。

(支援体制・情報提供)

第11条 乙又は丙は、災害時における円滑な搬送の協力が図られるように、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

2 乙又は丙は、毎年4月に会員名簿（事業所名、所在、代表者氏名、電話番号が記載されたもの）を甲に対して提出するものとする。

3 甲又は乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施することができるものとする。

(協定に関する連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては、総務部防災危機管理課長とし、乙又は丙にあっては、東京都霊柩自動車協会長とする。

(災害時の情報提供)

第13条 乙又は丙は、搬送活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。

(職員の同乗等)

第14条 災害対策本部長は、必要に応じ、乙又は丙の搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙又は丙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲の職員の同乗を要請することができる。

(通知)

第15条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、参集場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙又は丙に通知するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 豊島区南池袋2丁目45番1号
豊島区
豊島区長 高野 之夫

乙 東京都新宿区四谷三栄町11-20
東京都霊柩自動車協会
会長 岡 伸二郎

丙 東京都新宿区四谷三丁目2番地
一般社団法人全国霊柩自動車協会
会長 小西 幸治

災害時協力要請書

年 月 日

様

豊島区長

印

災害時における遺体の搬送等に関する協定第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請書番号	No.
2 要請者及び担当者	【要請者】 所属 氏名 電話 FAX 【担当者】 所属 氏名 電話 FAX
3 要請の理由	
4 要請する車両台数	
5 履行期日	
6 履行場所	
7 搬送拠点	所在地 施設名 連絡先
8 備考	

災害時協力報告書

年 月 日

豊島区長

印

災害時における遺体の搬送等に関する協定第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 要請書番号	No.
2 業務実施内容	
3 従事者氏名	所属 電話 氏名 FAX
4 備 考	